厚生労働省「平成 20 年度社会福祉推進事業」補助事業

GIS を使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業

報 告 書

平成２１年３月

社会福祉法人ＡＪＵ自立の家

はじめに

急速な少子高齢化社会の進展は市民防災における二つの深刻な課題を生じている。一つは、右肩上がりの経済成長の翳りにより政府・自治体の防災対策予算の増加が期待できないこと、もう一つは災害時における要援護者（高齢者、障害者）の急増に対し支援者（若年層）の激減が顕著で要援護者と支援者のバランスが崩れたことである。少ない予算と少ない支援者でこれらの多大な課題を克服するためには、何らかの技術、ツール、システムの開発とそれを支えられる体制、人材が必要である。

災害時における最も重要な課題のひとつが、災害時における避難の問題である。特に高齢化が進む近年においては、要援護者の避難をいかに迅速かつ安全に行うかが重要であり、そのために最近進歩の著しいＧＩＳ技術を用いることは一つの解である。そのような観点から、平成 20 年度社会福祉推進費補助金事業により本事業は推進された。

本対策検討会は、これらの課題を克服するための調査研究、システム開発、モデル自治体への実装を検討した。３回にわたる委員会には近辺の自治体（県、市町）、専門委員（大学、ＮＰＯ）、事務局（ＡＪＵ）が参加し、調査研究資料に基づく活発な議論が展開された。自治体の要援護者対策の事例紹介、ヒアリング・アンケート調査、岩手・宮城内陸地震被災地域調査、要援護者台帳整備情況調査などの検討を通じて要援護者支援に関する課題が整理された。一方、要援護者支援システムの開発も並行して進められ、システムの実証実験に参加を希望する自治体にも協力を仰ぐことが出来た。

多くの自治体の参加を得て「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」は推進されたが、その成果は大きく社会に貢献することと確信する。

しかし、本システムが真に成果を発揮するためには更なる高度化と実証が必要であり、今後、引き続き事業が継続されることを期待する。

愛知工業大学地域防災研究センター長・教授
災害時要援護者避難支援対策検討委員会
委員長　正 木　和 明

目次

はじめに

１．事業の概要 ･･･ 1

２．災害時要援護者対策に関する実態調査報告 ･････････････ 3

３．ヒアリング調査報告 ･･････････････････････････････････ 31

４．要援護者台帳と個人情報保護に関する調査報告 ････････ 53

５．災害時要援護者の避難支援検討委員会報告 ･････････････ 79

６．モデル整備事業について ･･････････････････････････････ 97

７．ＧＩＳ要援護者避難支援システムについて ･････････････ 101

８．災害時要援護者避難支援セミナー報告 ･････････････････ 105

９．まとめ及び提言 ･･････････････････････････････････････ 113

資料編 ･･ 127
１．市町村災害時要援護者対策に関する実態調査　調査票
２．要援護者台帳と個人情報保護に関する調査　調査票

1．事業の概要

(1) 事業目的

昨今の大規模災害の発生頻度の高まりと裏腹に、災害時要援護者台帳の整備や避難支援計画の策定が進まない現状があり、その要因の分析、ならびに、推進するための仕掛けづくりを行うことを目的とする。従来、ＧＩＳシステムが大がかりで、地図データも高価なために導入が進まない現状があったが、安価で、簡単操作、災害現場に強く平常時にも活躍できるシステムを開発する（災害時要援護者避難支援のツールづくり）。東海・東南海・南海地震ならびに都市直下型地震の危険性の高い東海地方の市町村にモデル的に導入し、全国的な導入を促す。要援護者台帳の登録と地域住民との協働をベースに自助・共助・公助の災害に強いまちづくりの風土を醸成する。

(2) 事業実施スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(a) 検討会	○		○		○	
(b) 調査の実施分析	郵送調査		ヒアリング	分析	FAX	
(c) 導入市町村の選定						
(d) システム設計･開発						
(e) システムの配布						
(f) 報告書の作成						

(3) 事業費　16,800 千円（国庫補助率 10/10 ）

(4) 実施期間　平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

(5) 事業実施予定場所

愛知・岐阜・三重・静岡県における、災害時要援護者台帳を整備済み、または整備を計画中の自治体で、今後ＧＩＳを使った避難支援システムの導入を検討している市町村（意向調査して導入先を選定、導入）

(6) 事業実施内容

「簡単操作」「拡張性」「災害現場に強い」「平常時にも活躍」「セキュリティ」等の要件を満たす災害時要援護者避難支援システムを開発する。

災害発生の危険性の高い地域の 20 程度の市町村（福祉部局）に、共同購入によりコストダウンを図った電子地図データを含むシステムを配布する。

（次年度以降に実際に台帳登録、個別避難支援プランの策定等、災害時要援護者対策の実施へとつなげる）

2．災害時要援護者対策に関する実態調査報告

(1) アンケート調査の概要

①アンケート配布先
東海４県の市町村の災害時要援護者対策担当部局（高齢福祉課、障害福祉課等）及び社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所

②調査方法
郵送及び電子メール

③調査期間
平成 20 年 10 月 10 日から 10 月 30 日

④回答数
131 市町村／171 市町村　（回答率 76.6%）
※ただし、同じ市町村の複数の部署からの回答があったため回答数は延べ 133 件となった。

(2) 調査結果

問１　災害時要援護者対策の取り組みに関する庁内体制はどのようになっていますか。

（単数回答）

	複数の課で共同して取り組んでいる	単独の課で取り組んでいる	要援護者対策についてはまだ取り組んでいない。又は体制を検討中	回答なし	合　計
全　体	86 *64.7*	22 *16.5*	24 *18.0*	1 *0.8*	133 *100.0*
愛知県	39 *67.3*	9 *15.5*	10 *17.2*	0 *0.0*	58 *100.0*
岐阜県	13 *56.6*	4 *17.4*	5 *21.7*	1 *4.3*	23 *100.0*
三重県	14 *63.7*	3 *13.6*	5 *22.7*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	20 *66.7*	6 *20.0*	4 *13.3*	0 *0.0*	30 *100.0*

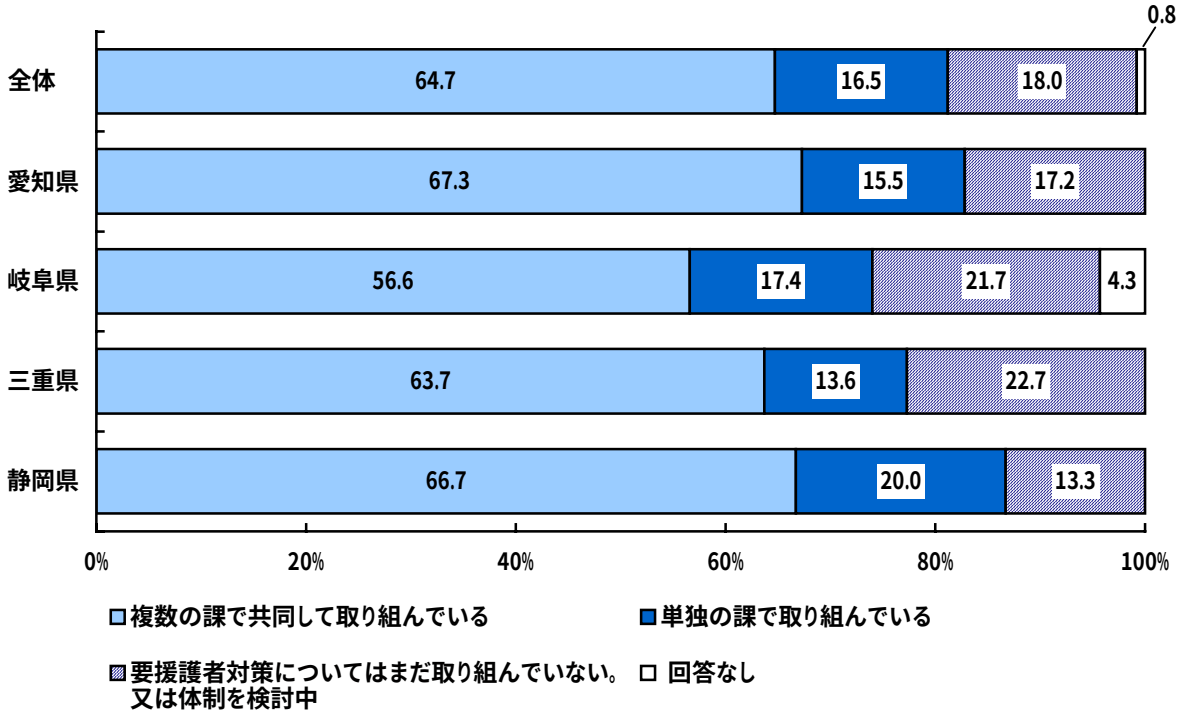

災害時要援護者対策の取り組みは複数の課で共同して取り組んでいるところが 64.7%であり、単独の課で取り組んでいるのは 16.5%であった。

複数の課で取り組んでいると回答したうち、２つ～３つの部署で担当しているところが６割強であった。また、５つ以上の部署で担当しているところが１割あった。主に障害福祉担当、高齢者福祉担当、防災担当が受け持っている。

単独の課で取り組んでいるところは、おおむね障害者福祉または高齢者福祉担当課が受け持っている。

県別で見てみると、複数課で取り組んでいるところ、ならびに、単独課で取り組んでいるところの割合は４県とも大きな違いはなかった。

問２　要援護者台帳の整備状況はどのようになっていますか。（単数回答）

	要援護者台帳の整備は終わっている	要援護者台帳を現在整備中である	要援護者台帳を整備する予定がある	要援護者台帳の整備の予定はない	回答なし	合　計
全　体	45 *33.9*	39 *29.3*	39 *29.3*	10 *7.5*	0 *0.0*	133 *100.0*
愛知県	23 *39.6*	15 *25.9*	16 *27.6*	4 *6.9*	0 *0.0*	58 *100.0*
岐阜県	12 *52.2*	6 *26.1*	2 *8.7*	3 *13.0*	0 *0.0*	23 *100.0*
三重県	4 *18.2*	7 *31.8*	9 *40.9*	2 *9.1*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	6 *20.0*	11 *36.7*	12 *40.0*	1 *3.3*	0 *0.0*	30 *100.0*

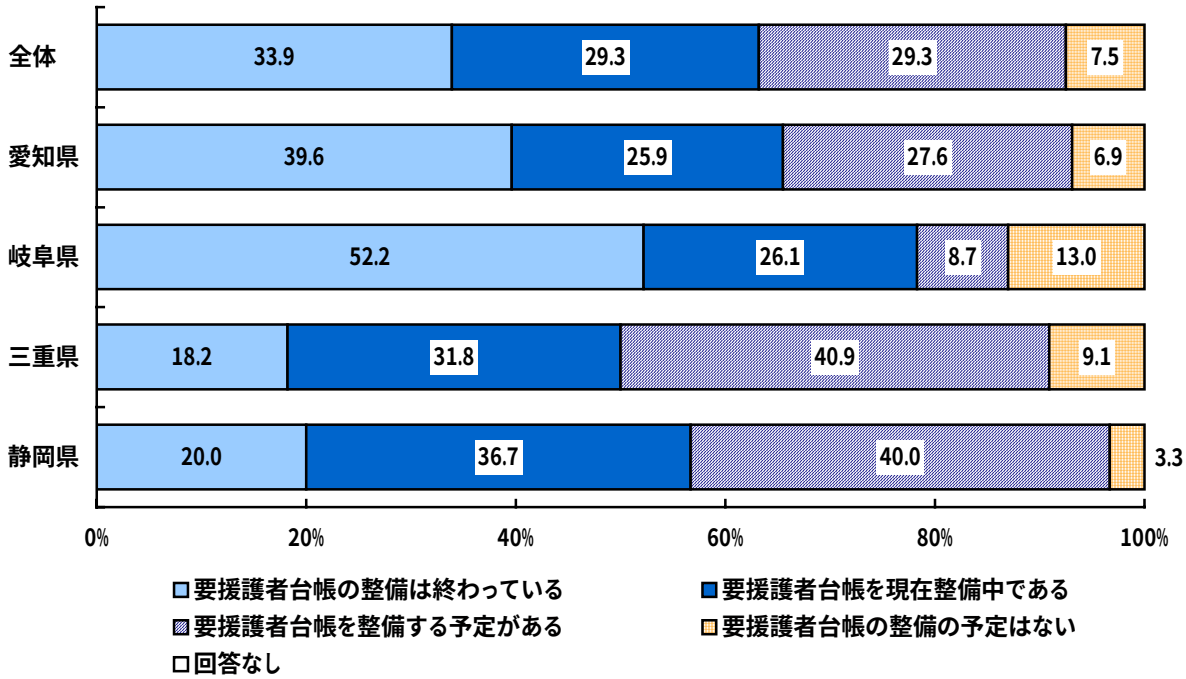

全体では 33.9%が要援護者台帳の整備は終わっているとしている。現在整備中、整備予定としているところはそれぞれ 29.3%であり、９割強の市町村で要援護者台帳の整備の意向を持っている。

要援護台帳の整備が終わっているところについては、平成８年度に作成したところもあるが、おおむね平成 16 年度から 20 年度の間に作成をしており、その中でも 19 年度から 20 年度が多かった。

県別では岐阜県で回答のあった５割以上で要援護者台帳の整備は終わっているとしている。他では愛知県が約４割が台帳整備は終わっている。三重県、静岡県は台帳の整備中、台帳整備の予定があるの割合が高かった。

問２－１　問２で１～３と回答された方に伺います。要援護者台帳の対象の範囲はどれですか。限定条件（手帳の等級や要介護度区分など）がある場合はそれぞれの選択肢の括弧内に記入して下さい。

（複数回答）

	要介護認定を受けたもの	ひとり暮らしの高齢者	寝たきりの高齢者	高齢者だけで暮らす世帯	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	回答なし	回答者数
全　体	76 *61.8*	86 *69.9*	47 *38.2*	69 *56.1*	93 *75.6*	84 *68.3*	63 *51.2*	61 *49.6*	4 *3.3*	123 *100.0*
愛知県	35 *64.8*	43 *79.6*	20 *37.0*	36 *66.7*	43 *79.6*	41 *75.9*	31 *57.4*	28 *51.9*	1 *1.9*	54 *100.0*
岐阜県	11 *55.0*	16 *80.0*	10 *50.0*	11 *55.0*	13 *65.0*	13 *65.0*	9 *45.0*	7 *35.0*	2 *10.0*	20 *100.0*
三重県	6 *30.0*	12 *60.0*	7 *35.0*	10 *50.0*	11 *55.0*	8 *40.0*	7 *35.0*	8 *40.0*	1 *5.0*	20 *100.0*
静岡県	24 *82.8*	15 *51.7*	10 *34.5*	12 *41.4*	26 *89.7*	22 *75.9*	16 *55.2*	18 *62.1*	0 *0.0*	29 *100.0*

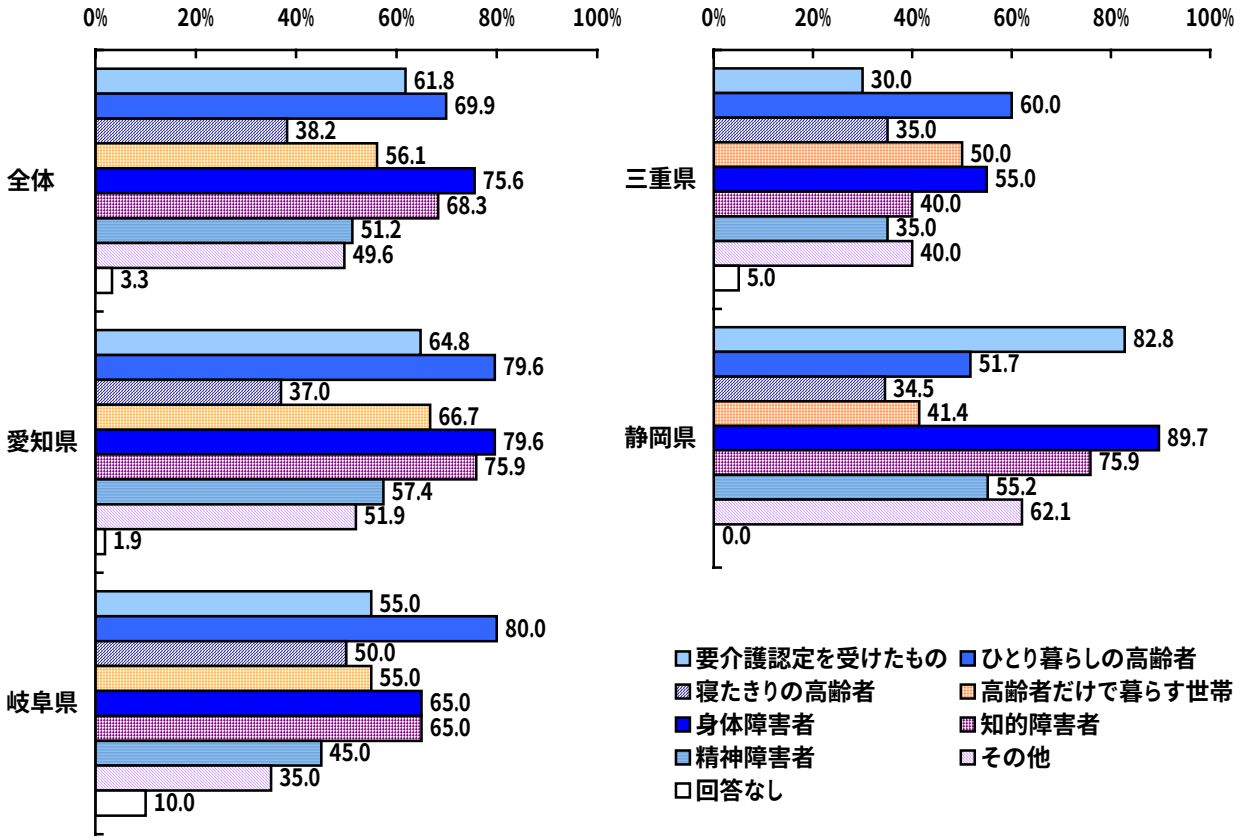

要援護者台帳の対象の範囲は全体では身体障害者が 75.6%で、次いでひとり暮らしの高齢者、知的障害者の順であった。寝たきりの高齢者以外の項目については５割以上が対象となっている。その他には難病患者、乳幼児・妊婦、外国人等があげられた。

県別では静岡県で身体障害者を対象としているところが約９割と高かった。また、要介護認定を受けた者も８割を超えた。愛知県では身体障害者、ひとり暮らしの高齢者が約８割で、岐阜県もひとり暮らしの高齢者を対象としているところが多かった。また、寝たきりの高齢者の割合は岐阜県で５割と他県に比べて高かった。

問２－２　要援護者台帳の対象者と総人口は何人ですか。

要援護者数

	300 人未満	300～499 人	500～999 人	1000～2999 人	3000～4999 人	5000～9999 人	10000 人以上	回答なし	合　計
全　体	8 *6.5*	11 *8.9*	15 *12.2*	23 *18.7*	8 *6.5*	6 *4.9*	9 *7.3*	43 *35.0*	123 *100.0*
愛知県	4 *7.4*	7 *13.0*	2 *3.7*	15 *27.8*	5 *9.3*	2 *3.7*	3 *5.6*	16 *29.5*	54 *100.0*
岐阜県	3 *15.0*	1 *5.0*	3 *15.0*	2 *10.0*	2 *10.0*	2 *10.0*	1 *5.0*	6 *30.0*	20 *100.0*
三重県	1 *5.0*	2 *10.0*	3 *15.0*	1 *5.0*	0 *0.0*	1 *5.0*	3 *15.0*	9 *45.0*	20 *100.0*
静岡県	0 *0.0*	1 *3.4*	7 *24.1*	5 *17.2*	1 *3.4*	1 *3.4*	2 *6.9*	12 *41.6*	29 *100.0*

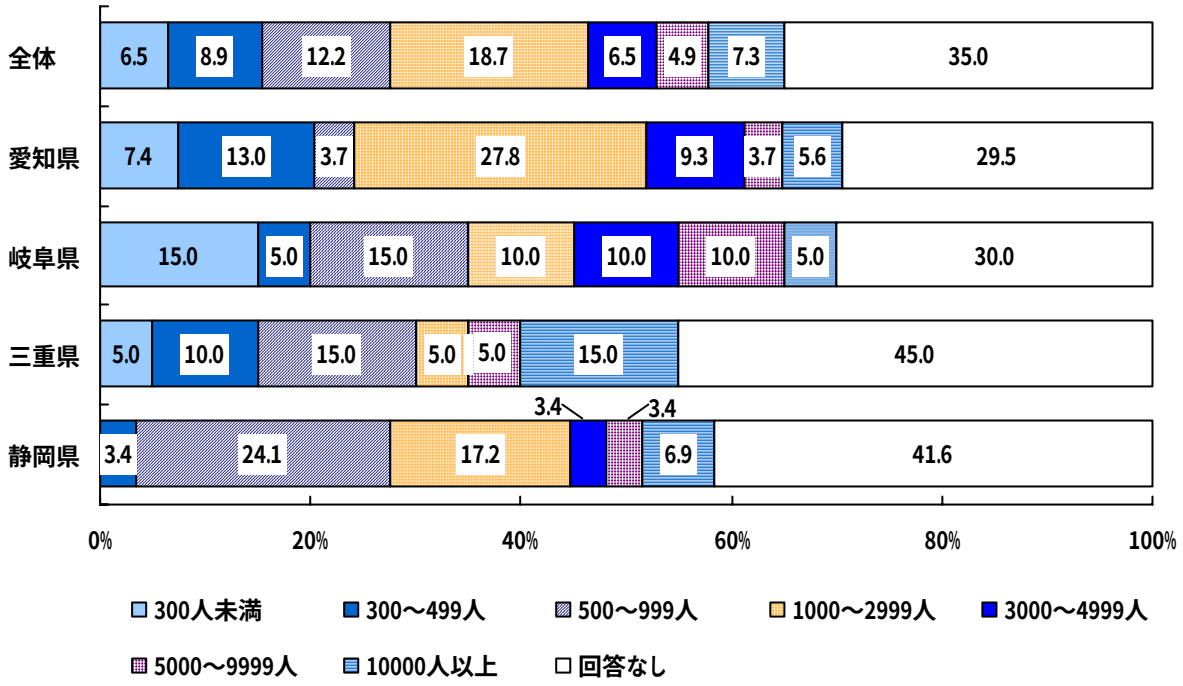

要援護者台帳の対象者数は全体では 1,000～2,999 人が 18.7%で最も多かった。
県別では愛知県で 1,000～2,999 人、静岡県で 500～999 人が２割を超えて、他県に比べて多かった。

総人口

	5000 人未満	5000～9999 人	10000～19999 人	20000～49999 人	50000～99999 人	100000～149999 人	150000 人以上	回答なし	合　計
全　体	3 *2.4*	7 *5.7*	13 *10.6*	39 *31.7*	25 *20.3*	16 *13.0*	14 *11.4*	6 *4.9*	123 *100.0*
愛知県	2 *3.7*	2 *3.7*	2 *3.7*	16 *29.6*	17 *31.5*	6 *11.1*	7 *13.0*	2 *3.7*	54 *100.0*
岐阜県	1 *5.0*	1 *5.0*	4 *20.0*	7 *35.0*	2 *10.0*	3 *15.0*	1 *5.0*	1 *5.0*	20 *100.0*
三重県	0 *0.0*	3 *15.0*	4 *20.0*	4 *20.0*	2 *10.0*	3 *15.0*	2 *10.0*	2 *10.0*	20 *100.0*
静岡県	0 *0.0*	1 *3.4*	3 *10.3*	12 *41.5*	4 *13.8*	4 *13.8*	4 *13.8*	1 *3.4*	29 *100.0*

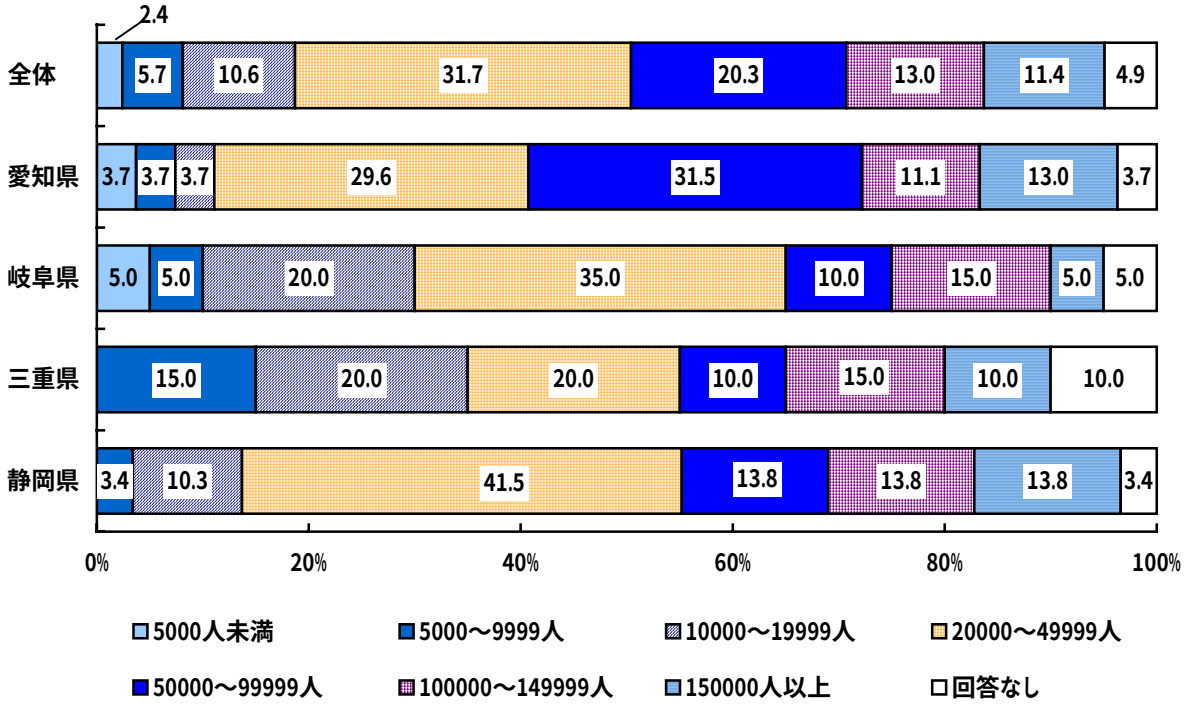

回答のあった市町村の人口分布は上図のとおりである。

問２－３　問２で１～３と回答された方に伺います。要援護者情報の内容はどれになりますか。

（複数回答）

	要援護者本人の住所、氏名、年齢、連絡先など基本的な情報	要援護者本人の介護、障害の状況などの健康状態に関する情報	要援護者の家族の氏名、連絡先に関する情報	地域支援者の氏名、連絡先に関する情報	その他	回答なし	回答者数
全　体	108 *87.8*	75 *61.0*	73 *59.3*	58 *47.2*	22 *17.9*	6 *4.9*	123 *100.0*
愛知県	49 *90.7*	33 *61.1*	35 *64.8*	29 *53.7*	7 *13.0*	3 *5.6*	54 *100.0*
岐阜県	18 *90.0*	14 *70.0*	13 *65.0*	10 *50.0*	4 *20.0*	1 *5.0*	20 *100.0*
三重県	16 *80.0*	13 *65.0*	12 *60.0*	9 *45.0*	5 *25.0*	1 *5.0*	20 *100.0*
静岡県	25 *86.2*	15 *51.7*	13 *44.8*	10 *34.5*	6 *20.7*	1 *3.4*	29 *100.0*

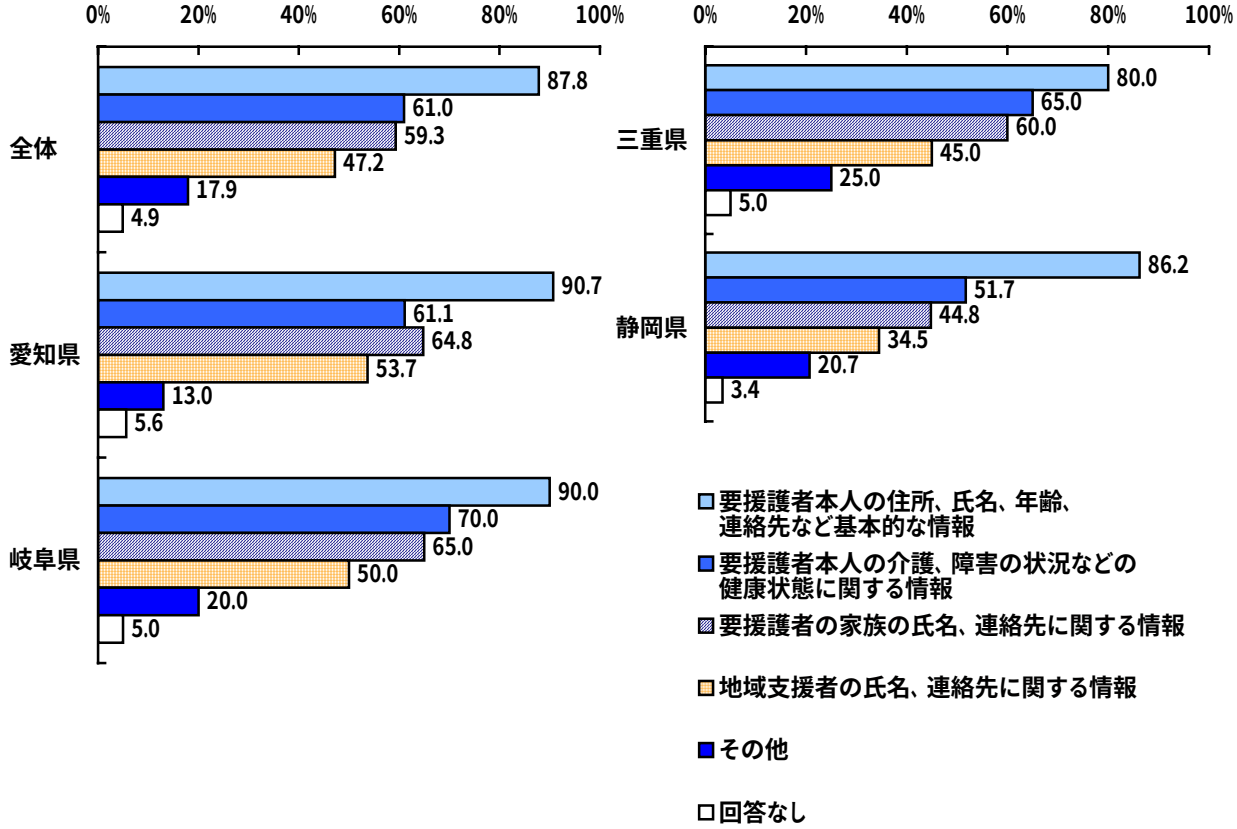

要援護者の情報の内容は全体では要援護者本人の基本的な情報を掲載するところが 87.8%であった。また、要援護者本人の介護状況などに関する情報、要援護者の家族の情報が約６割、地域支援者の情報が５割弱となっている。その他では担当の民生委員の情報や掛かり付け医の情報、常備薬の内容、住居の状況などがあげられている。

県別では、４県とも要援護者本人の基本情報の掲載が８割を超えた。また、地域支援者に関する情報の掲載について愛知県と岐阜県では５割を超えた。

問２－４　要援護者台帳の整備の際の困難な点や台帳の整備をされていない理由等があれば記入して下さい。
（自由記述）

要援護者台帳の作成時の情報取得・管理・共有

個人情報について

1. 個人情報とのかねあい。
2. 要援護者名簿の提出先である各地域での「情報管理ルール」策定が必要であるが、各地域でのルール作りが難しい。要援護者の個人情報を提供される側（自治会、自主防災組織、民生委員）も責任が重く、情報を持ちたがらない。
3. 個人情報や個人の秘密について、誰にどこまでどういった方法で開示できるかという問題。
4. 個人情報保護の観点から情報をどこまで共有させられるのかが困難である。
5. 個人情報の管理が重要
6. 台帳を整備する際には、個人情報への過敏反応などに苦慮した。
7. 個人情報保護条例　・地区の組織体制　・災害時要援護者に対しての理解などなど
8. 個人情報保護の問題　・対象者の台帳登載に対する抵抗感
9. 要援護者の同意がとれていないなど、個人情報保護対策がとれていないため。

情報の取得（更新）・共有について

10. 現在、災害時要援護者名簿を毎年作成していますが、情報の取得を関係機関共有方式で行っています。しかし、名簿記載者の同意がないため、情報の開示に限界があり、有効に活用できているとは言えません。情報の取得方法について、再検討が必要です。また、記載者の範囲についても再検討を予定しています。
11. 情報の管理（更新）　情報の提供範囲　手上げ方式（同意型）で台帳登録・整備をしている為、手を上げてこない人をどうするのか。
12. 登録者本人の申請が必要なため（個々に通知、お知らせはしていない）本人、家族の同意を得た上で、台帳を作成しているため、全ての対象者が含まれていない。
13. 当面、要援護者名簿の策定を進めていく予定ではあるが、対象者の範囲や名簿登載の要否・判断基準について検討中である。
14. 区長会、町内会などの地域の理解。紙文書からのデータ化。
15. 何から手をつけていいのか分からない。
16. プライバシーの関係で全ての方の台帳登録が出来ない。(手上げ方式としているため)障害者手帳不所持の方の対応。
17. 申請者の理解不足による申請者数が少ない。
18. 精神障害者等に対しても登録の呼びかけを行ったが、民生委員、自治会、消防団へ名簿等情報提供を行うため、未登録の方が多い。
19. 同意方式では 100%の把握はできない。
20. 情報の共有先（自治会長のみならず班長まで広げる etc.）について、様々な意見がある。
21. 台帳整備から安否確認、行政機関への報告システム（協力体制）の確立が難しい。
22. 台帳情報の更新（住民基本台帳システムとのリンク）が技術的、法的に難しい。

23. 台帳作成のため、調査把握作業を行う民生委員等から、本人の介護度をあらかじめ知った上で調査を行いたいので事前に教えてほしいという要請があった。本人や家族の同意を書面などで得た上で個人情報の提供は行う方向で検討を行っている。当市では現在モデル４地区での調査を行った段階であるが、要支援者の把握調査と本人の意向(台帳登録＝避難支援の要否)の確認作業が非常に労力を要する。
24. 個人情報の問題があり、本人からの手上げ方式により名簿を整備していただく体制を作りたい。
25. 自治会、自主防、行政との共有方法。自治会での管理方法。
26. 本人同意が無ければ、民生委員以外への情報提供はできないと考えているので、現在その同意確認から進めているところ（１回目同意訪問で、２回目にその対象者の個別計画策定予定）。調査を民生委員に依頼するが、その地図配布や今後の防災マップの作成と整備を考えると、今回の事業は担当者にとっては、非常に有効な施策であると考える。今後台帳登録の内容の変更や削除等の更新を考えるとシステム化が必要であると考え、今回のシステムの整備に期待をしたい。導入状況や問題点等の情報提供をお願いします。担当者にとっては、非常に役に立つ情報だと思われます。ほとんど福祉関係の職員が兼務でやっている市町が多いと思われ、専任で２年くらいで整備した方がしっかり整備できるのでは。現在の担当者の感想です。

<u>地域支援者について</u>

27. 地域支援者の選定
28. 現況に合わせた更新を継続していくことができるか、自主防災としてその点の管理体制を整えなければならない。
29. 核家族化が進み、近隣援助者との関係が構築できない世帯が増えつつある。
30. 地域支援者が見つからないことがある。
31. お互い様の顔の見える関係作りの為の、要援護者本人による地域支援者選定。
32. 個別台帳の整備は未だに出来ていませんが、避難支援者を具体的に決めていく際、困難を伴うと予想されます。
33. 地区民生委員により、援助支援に対しての温度差がある。
34. 地域支援者の欄がほとんど書いていない。これから地域支援者をいかに探すかが課題になっている。

事務作業について

35.台帳の更新作業事務
36.死亡等のデータ更新。　本人の承諾(個人情報)
37.制度の周知徹底とその方法、並びに対象者に対する登録についての意思確認作業。
38.市町村合併により人員が削減され、専門に取り組める職員の確保が難しい。
39.福祉部局との事務の押し付け合いがあり、前に進まない。
40.災害時要援護者台帳の整備に関わる担当課の事務量が多いため、対応できていない。将来的には整備するよう進めていきたいと考えてはいるが、着手には至っていない。
41.台帳整備をするだけでなく、実際の災害時に効果的に機能する体制を策定するためには、非常に広範囲にわたる分野での検討が必要であるから。
42.関係機関を交えた具体的な話し合いが進んでいない。平成 20 年 11 月 1 日より、隣市・○○市と合併するため、○○市と同様の方向性を持たなければならない。そのすり合わせを実施するに至ってない。
43.平成 18 年より個別計画について、各自治会を中心に作成をしている。当初より市は、台帳は地域で持っていれば足りると考えて作成を進めてきているため、個別計画の台帳整備を優先していきたい。また、支援者を決めない、個別計画の台帳では、実際の災害に機能するか疑問がある。
44.基本的には各自治会、町内会主導での整備を行っていく方向である。
45.整備にかかる経費。

問３　個別支援計画の整備状況、発災時の安否確認や個別支援の予定はいかがですか。

ａ．個別支援計画について（単数回答）

	個別支援計画の整備は終わっている	個別支援計画は現在整備中である	個別支援計画はまだ整備されていない	回答なし	合　計
全　体	7 *5.3*	18 *13.5*	108 *81.2*	0 *0.0*	133 *100.0*
愛知県	4 *6.9*	7 *12.1*	47 *81.0*	0 *0.0*	58 *100.0*
岐阜県	0 *0.0*	2 *8.7*	21 *91.3*	0 *0.0*	23 *100.0*
三重県	0 *0.0*	1 *4.5*	21 *95.5*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	3 *10.0*	8 *26.7*	19 *63.3*	0 *0.0*	30 *100.0*

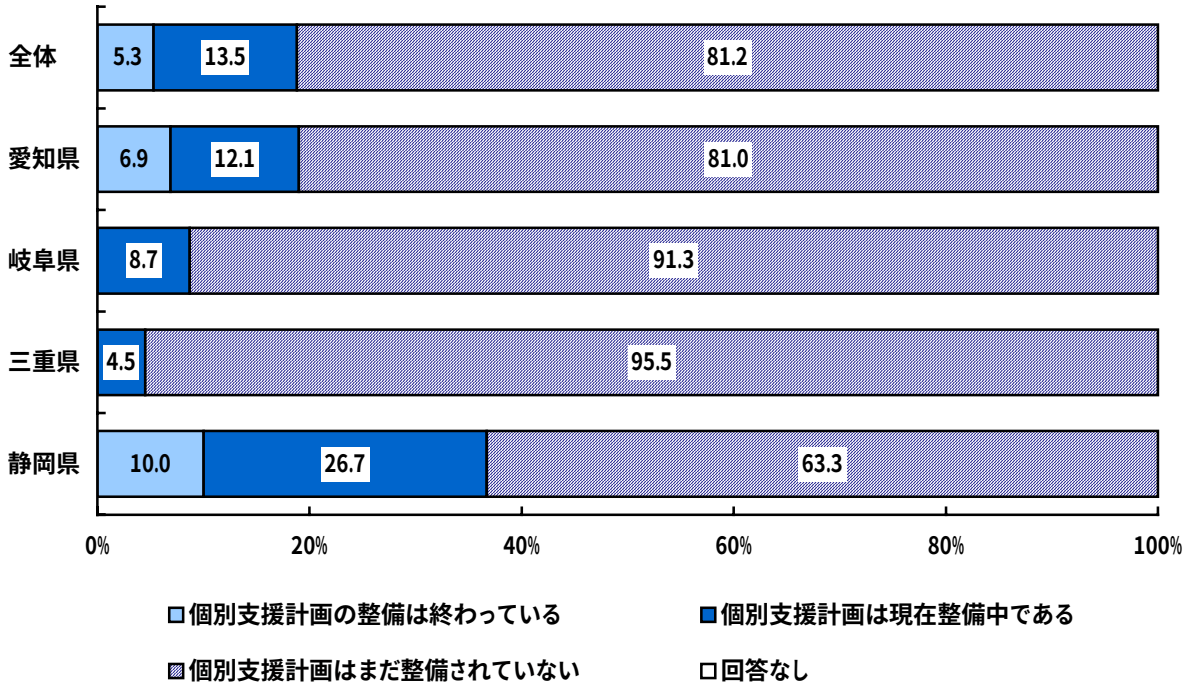

全体では約８割が個別支援計画はまだ整備されていないとなっており、県別でも４県とも整備はまだされていないの割合が高いが、静岡県で個別支援計画は現在整備中が 26.7%で最も高かった。

ｂ．発災時の安否確認や個別支援について（単数回答）

	安否確認や個別支援は行う予定でいる	安否確認や個別支援については現在検討中である	安否確認や個別支援の検討はしていない	回答なし	合　計
全　体	48 *36.1*	61 *45.8*	23 *17.3*	1 *0.8*	133 *100.0*
愛知県	25 *43.1*	21 *36.2*	11 *19.0*	1 *1.7*	58 *100.0*
岐阜県	6 *26.1*	12 *52.2*	5 *21.7*	0 *0.0*	23 *100.0*
三重県	5 *22.7*	15 *68.2*	2 *9.1*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	12 *40.0*	13 *43.3*	5 *16.7*	0 *0.0*	30 *100.0*

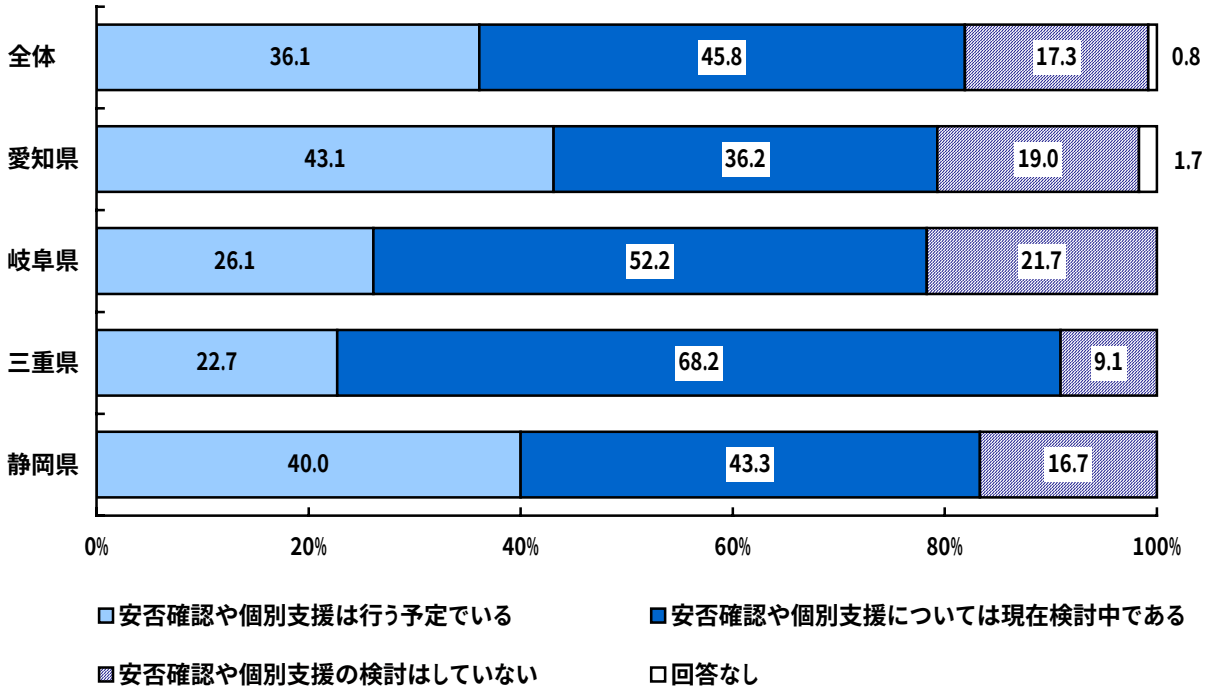

発災時の安否確認や個別支援については全体では 36.1%が安否確認や個別支援を行う予定でいる。45.8%が現在検討中であった。

県別でも愛知県、静岡県では約４割で、安否確認や個別支援を行う予定としており、岐阜県では約５割、三重県では約７割が現在検討中としている。４県とも８割以上で安否確認や個別支援を行う意向を持っている。

問４　要援護者や地域支援者の参加した避難訓練・防災プログラムの実施状況はいかがですか。（単数回答）

	要援護者、地域支援者ともに参加した訓練を行っている	訓練は行っているが、特に要援護者、地域支援者への参加は呼びかけていない	回答なし	合　計
全　体	33 *24.8*	92 *69.2*	8 *6.0*	133 *100.0*
愛知県	14 *24.1*	41 *70.7*	3 *5.2*	58 *100.0*
岐阜県	5 *21.7*	16 *69.6*	2 *8.7*	23 *100.0*
三重県	7 *31.8*	14 *63.7*	1 *4.5*	22 *100.0*
静岡県	7 *23.3*	21 *70.0*	2 *6.7*	30 *100.0*

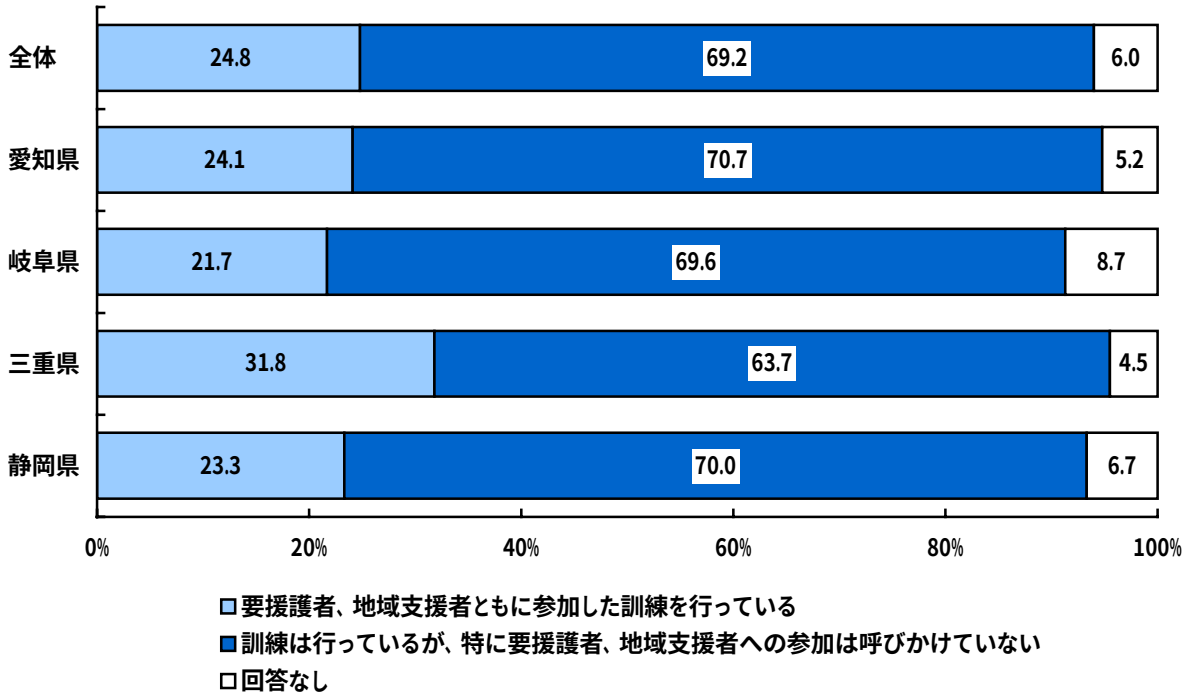

要援護者や地域支援者の参加した避難訓練・防災プログラムの実施状況は全体では約７割が訓練は行っているが、要援護者・地域支援者への参加呼びかけはしていないとしている。

県別では三重県で要援護者・地域支援者ともに参加した訓練を行っているが３割を超えてやや高かった。

問４－１　問４で１と回答された方に伺います。避難訓練・防災プログラムの実施主体はどこになりますか。（複数回答）

	市区町村	社会福祉協議会	消防署･消防団	民生児童委員	自治会･町内会	自主防災組織	その他	回答なし	回答者数
全　体	14 *42.4*	2 *6.1*	1 *3.0*	3 *9.1*	11 *33.3*	14 *42.4*	0 *0.0*	0 *0.0*	33 *100.0*
愛知県	6 *42.9*	0 *0.0*	1 *7.1*	0 *0.0*	5 *35.7*	4 *28.6*	0 *0.0*	0 *0.0*	14 *100.0*
岐阜県	3 *60.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *20.0*	2 *40.0*	2 *40.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	5 *100.0*
三重県	3 *42.9*	2 *28.6*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	3 *42.9*	0 *0.0*	0 *0.0*	7 *100.0*
静岡県	2 *28.6*	0 *0.0*	0 *0.0*	2 *28.6*	4 *57.1*	5 *71.4*	0 *0.0*	0 *0.0*	7 *100.0*

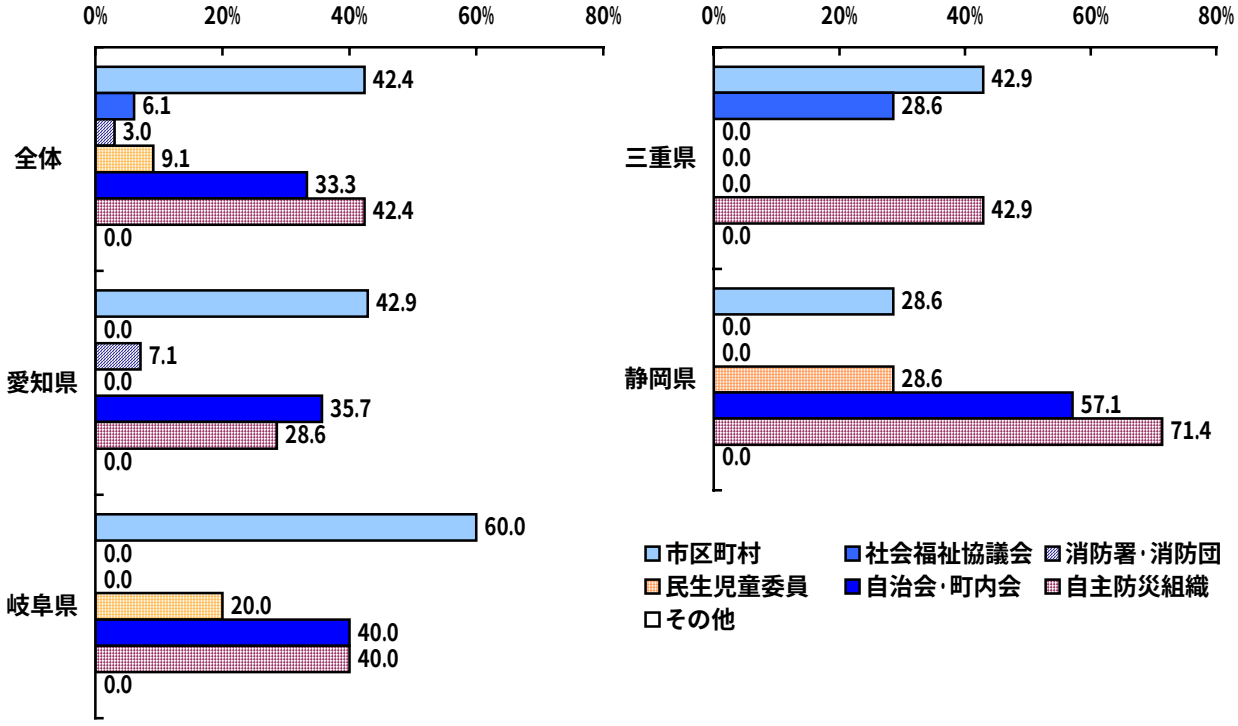

要援護者や地域支援者の参加した避難訓練・防災プログラムの実施主体は、全体では市町村区、自主防災組織、自治会・町内会への回答が多くなっている。県別では愛知県、岐阜県、静岡県は同様の回答であったが、三重県は市町村区、自主防災組織、社会福祉協議会となっている。

問５　日頃の見守り活動との連携や要援護者の地域との関係性を築くための取り組み状況はいかがですか。（複数回答）

	定期的に民生委員が要援護者を訪問している	ヘルパーステーション、給食サービスなどの訪問サービス事業所と連携し日常の様子などの情報を共有している	障害者や高齢者を交えたイベントを行っている	その他	回答なし	回答者数
全　体	91 *68.4*	22 *16.5*	15 *11.3*	30 *22.6*	15 *11.3*	133 *100.0*
愛知県	37 *63.8*	8 *13.8*	5 *8.6*	15 *25.9*	6 *10.3*	58 *100.0*
岐阜県	21 *91.3*	6 *26.1*	3 *13.0*	3 *13.0*	0 *0.0*	23 *100.0*
三重県	16 *72.7*	5 *22.7*	6 *27.3*	5 *22.7*	3 *13.6*	22 *100.0*
静岡県	17 *56.7*	3 *10.0*	1 *3.3*	7 *23.3*	6 *20.0*	30 *100.0*

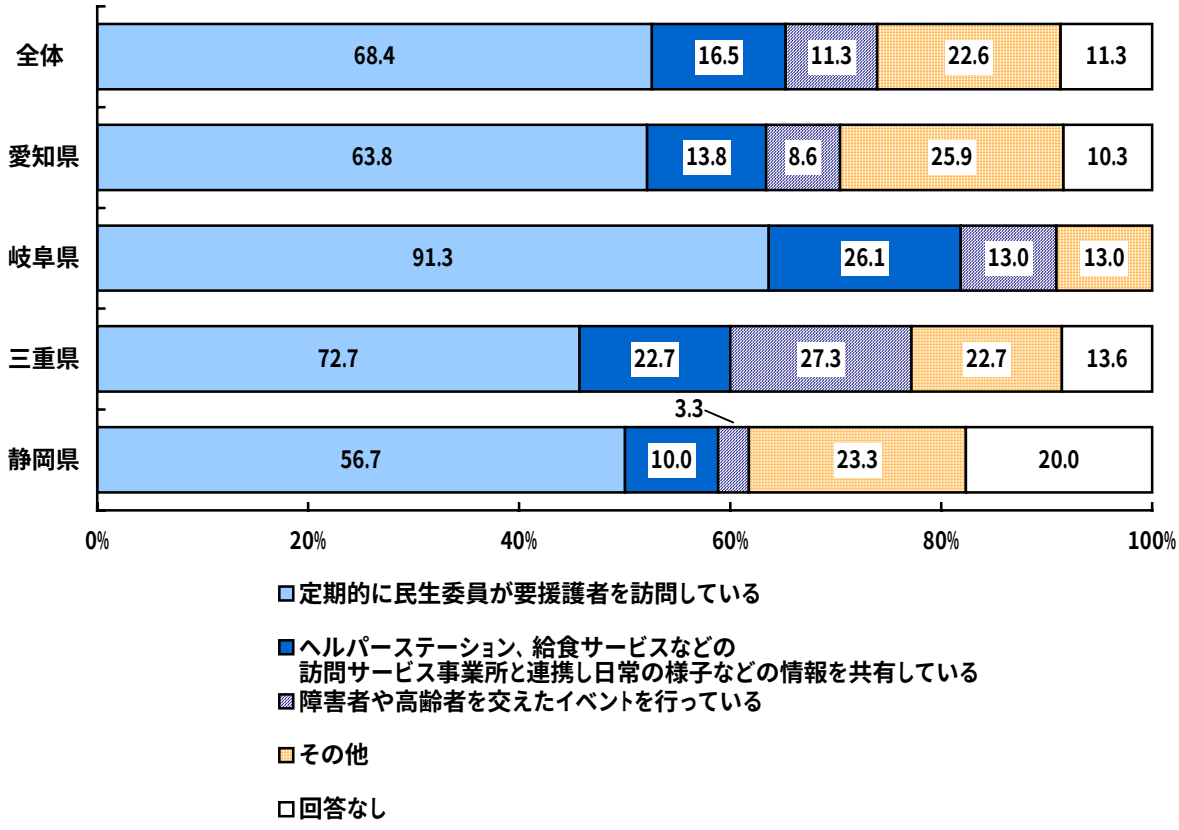

日頃の見守り活動との連携や要援護者の地域との関係性を築く取り組みとして、全体では定期的に民生委員が要援護者を訪問しているが約７割であった。その他では自主防災組織などの見守りや、要援護者の情報を共有しているなどがあった。

県別でも民生委員の訪問が最も多くなっている。

問６　災害時要援護者避難支援・避難生活支援のための防災備蓄として何がありますか。

（複数回答）

	段差解消のための簡易スロープ	間仕切り、パーティション	屋外用テント	障害者や高齢者でも使える簡易トイレ	簡易ベッド	文字による情報提供装置	アレルギー対応の非常食	その他	回答なし	回答者数
全　体	13 *9.8*	43 *32.3*	35 *26.3*	66 *49.6*	20 *15.0*	4 *3.0*	23 *17.3*	27 *20.3*	27 *20.3*	133 *100.0*
愛知県	8 *13.8*	33 *56.9*	16 *27.6*	33 *56.9*	11 *19.0*	3 *5.2*	14 *24.1*	11 *19.0*	8 *13.8*	58 *100.0*
岐阜県	2 *8.7*	2 *8.7*	5 *21.7*	7 *30.4*	1 *4.3*	0 *0.0*	1 *4.3*	7 *30.4*	9 *39.1*	23 *100.0*
三重県	2 *9.1*	1 *4.5*	5 *22.7*	8 *36.4*	3 *13.6*	0 *0.0*	5 *22.7*	5 *22.7*	3 *13.6*	22 *100.0*
静岡県	1 *3.3*	7 *23.3*	9 *30.0*	18 *60.0*	5 *16.7*	1 *3.3*	3 *10.0*	4 *13.3*	7 *23.3*	30 *100.0*

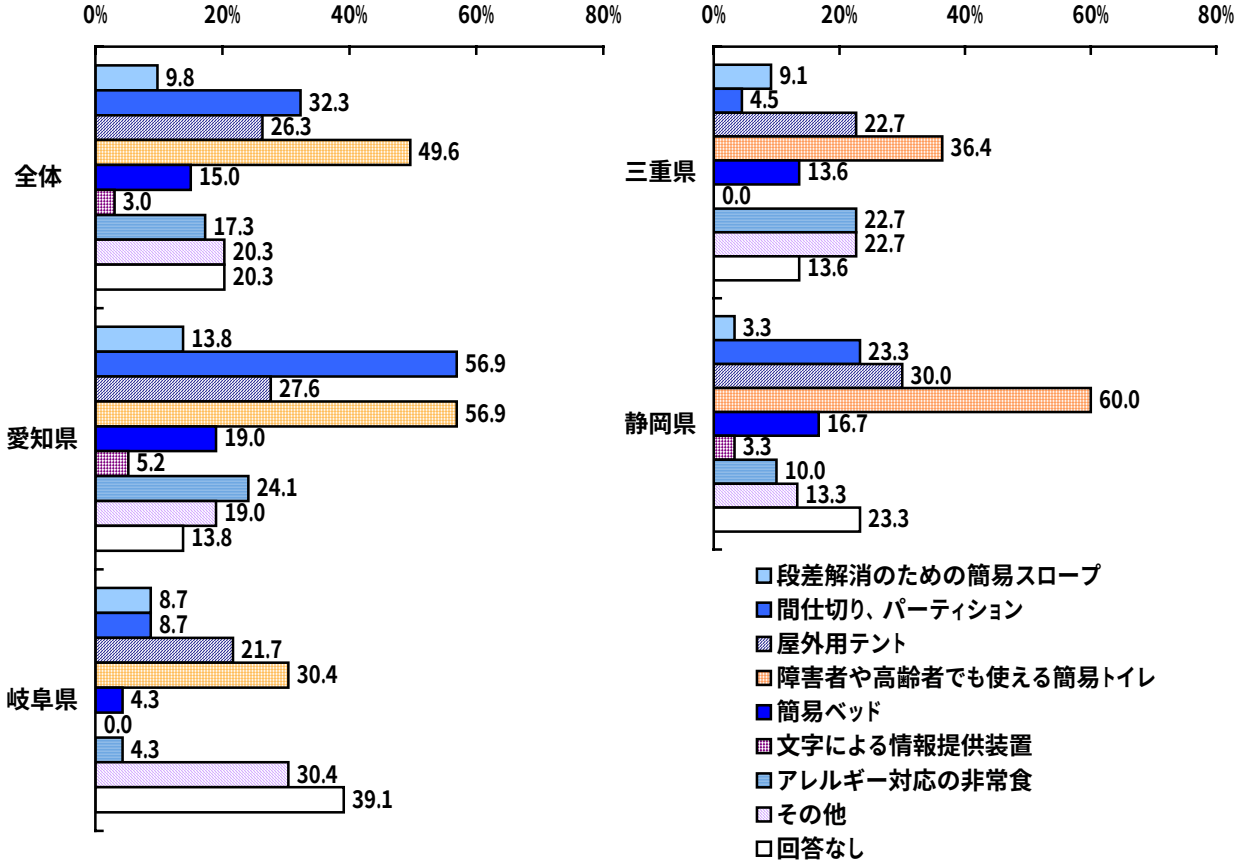

要援護者の避難支援・避難生活支援のための防災備品として、全体では障害者や高齢者でも使える簡易トイレが最も多く、次いで間仕切り・パーティション、屋外用テントとなっている。その他には粉ミルクや紙おむつや高齢者向けに食べやすい食料品等があげられている。

県別では４県とも簡易トイレが最も多く、愛知県では間仕切りパーティション、静岡県では屋外テントも多くあげられた。

問７　ＧＩＳ避難支援システム等の導入状況はいかがですか。（単数回答）

	導入済み	導入を検討している	導入の予定はない	回答なし	合　計
全　体	5 *3.8*	18 *13.5*	110 *82.7*	0 *0.0*	133 *100.0*
愛知県	0 *0.0*	3 *5.2*	55 *94.8*	0 *0.0*	58 *100.0*
岐阜県	4 *17.4*	7 *30.4*	12 *52.2*	0 *0.0*	23 *100.0*
三重県	1 *4.5*	2 *9.1*	19 *86.4*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	0 *0.0*	6 *20.0*	24 *80.0*	0 *0.0*	30 *100.0*

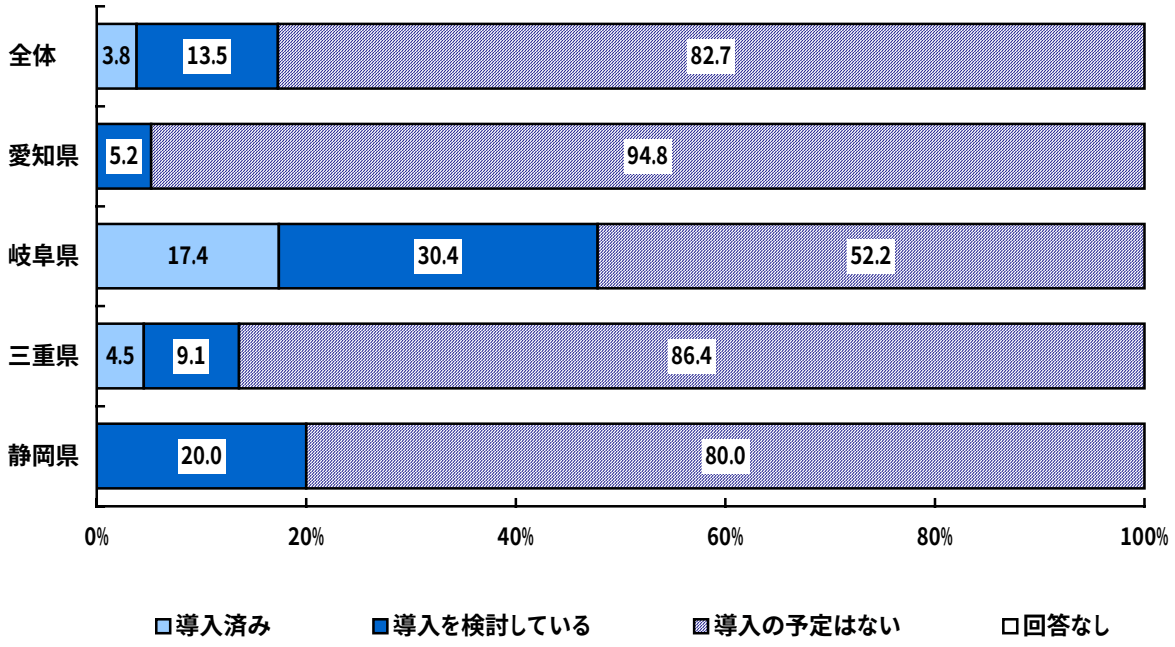

ＧＩＳ避難システムの導入は全体では予定がないは約８割であった。いずれの県も導入の予定はないの割合が高かったが、岐阜県で３割、静岡県で２割が導入の検討をしていると答えた。岐阜県、三重県では導入済みの所もあった。

問７－１　問７で「導入済み」または「導入を検討している」に回答された方に伺います。
ＧＩＳ避難支援システムの導入や検討の際の問題点として何がありますか。
（複数回答）

	操作が複雑で使いこなせない	アドレスマッチング（住所データから地図上に落とし込む操作）が煩雑で膨大な作業量になる	GISを整備する部署と発災時の支援を担う部署（団体）が異なる	地図データが高額	個人情報保護の問題が整理できない	庁内の情報システムとの整理が難しい	その他	回答なし	回答者数
全　体	3 *13.0*	10 *43.5*	7 *30.4*	9 *39.1*	9 *39.1*	12 *52.2*	3 *13.0*	2 *8.7*	23 *100.0*
愛知県	0 *0.0*	2 *66.7*	1 *33.3*	1 *33.3*	3 *100.0*	2 *66.7*	0 *0.0*	0 *0.0*	3 *100.0*
岐阜県	2 *18.2*	5 *45.5*	1 *9.1*	3 *27.3*	3 *27.3*	4 *36.4*	2 *18.2*	1 *9.1*	11 *100.0*
三重県	1 *33.3*	1 *33.3*	1 *33.3*	2 *66.7*	2 *66.7*	1 *33.3*	0 *0.0*	1 *33.3*	3 *100.0*
静岡県	0 *0.0*	2 *33.3*	4 *66.7*	3 *50.0*	1 *16.7*	5 *83.3*	1 *16.7*	0 *0.0*	6 *100.0*

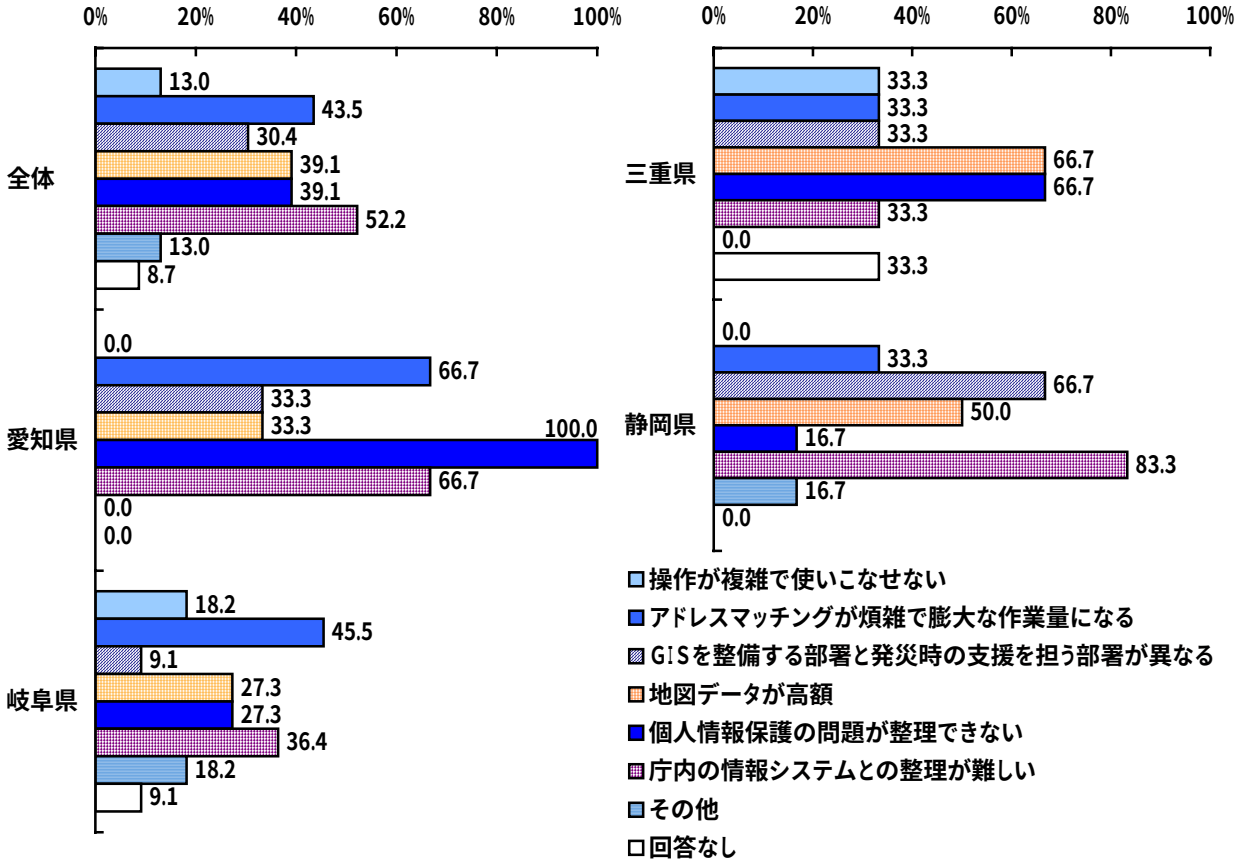

ＧＩＳ避難システム導入や検討の際の問題点として、全体では庁内情報システムとの整理が難しいが最も多く、次いでアドレスマッチングが煩雑で膨大な作業量になると回答した。

問７－２　問７で「導入の予定はない」に回答された方に伺います。ＧＩＳ避難支援システムの導入をしていない理由はどれですか。（複数回答）

	操作が複雑で使いこなせない	GISシステムや地図データが高額	個人情報保護の問題が整理できない	庁内の情報システムとの整理が難しい	その他	回答なし	回答者数
全　体	5 *4.5*	47 *42.7*	34 *30.9*	34 *30.9*	37 *33.6*	6 *5.5*	110 *100.0*
愛知県	3 *5.5*	23 *41.8*	14 *25.5*	21 *38.2*	18 *32.7*	2 *3.6*	55 *100.0*
岐阜県	0 *0.0*	6 *50.0*	7 *58.3*	3 *25.0*	4 *33.3*	0 *0.0*	12 *100.0*
三重県	0 *0.0*	8 *42.1*	6 *31.6*	4 *21.1*	8 *42.1*	0 *0.0*	19 *100.0*
静岡県	2 *8.3*	10 *41.7*	7 *29.2*	6 *25.0*	7 *29.2*	4 *16.7*	24 *100.0*

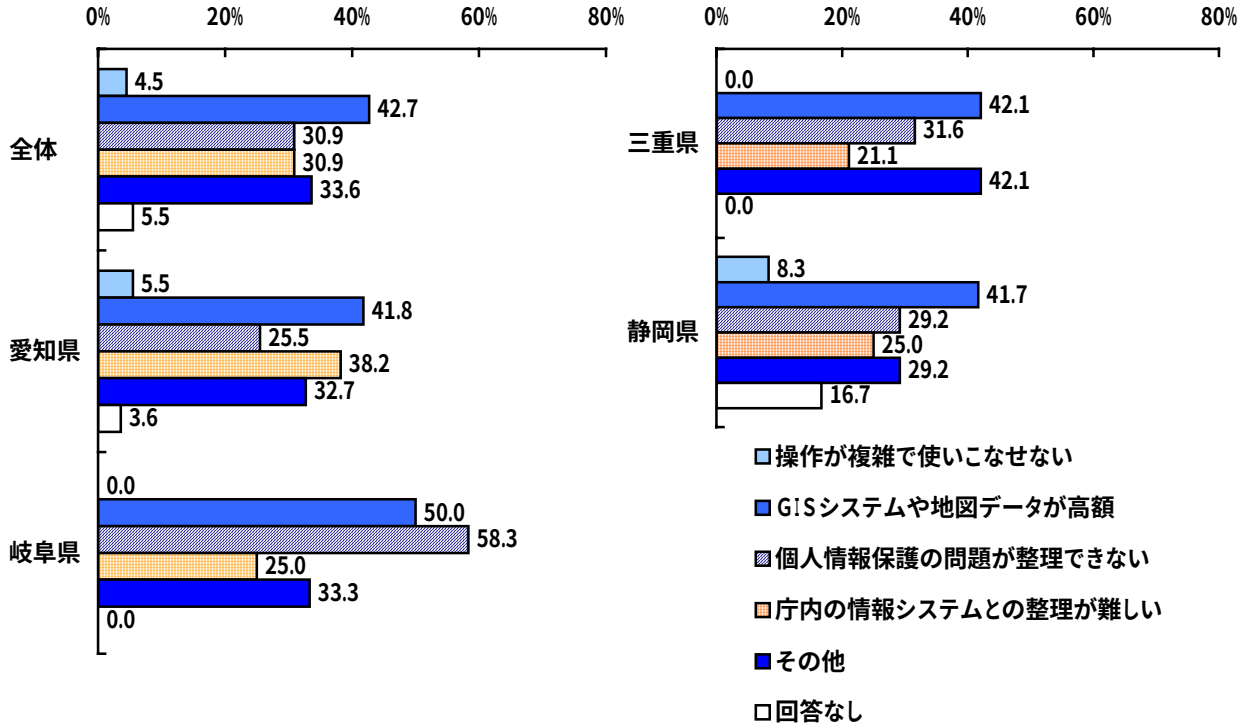

ＧＩＳ避難システムを導入しない理由として、全体ではＧＩＳシステムや地図データが高額が 42.7%で最も多かった。次いで、個人情報保護の問題が整理できない、ならびに、庁内の情報システムとの整理が難しいが同数であった。その他には要援護者支援について検討中でＧＩＳ避難システムまでは検討していないや費用をかけても使いこなせない、担当する人材不足などがあげられた。

県別でもＧＩＳシステムや地図データが高額、個人情報保護の問題が整理できないに回答が集まっている。

問８　「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」への応募の意向はありますか。（単数回答）

	応募したい	応募しない	回答なし	合　計
全　体	19 *14.3*	103 *77.4*	11 *8.3*	133 *100.0*
愛知県	5 *8.6*	48 *82.8*	5 *8.6*	58 *100.0*
岐阜県	2 *8.7*	20 *87.0*	1 *4.3*	23 *100.0*
三重県	5 *22.7*	16 *72.8*	1 *4.5*	22 *100.0*
静岡県	7 *23.3*	19 *63.4*	4 *13.3*	30 *100.0*

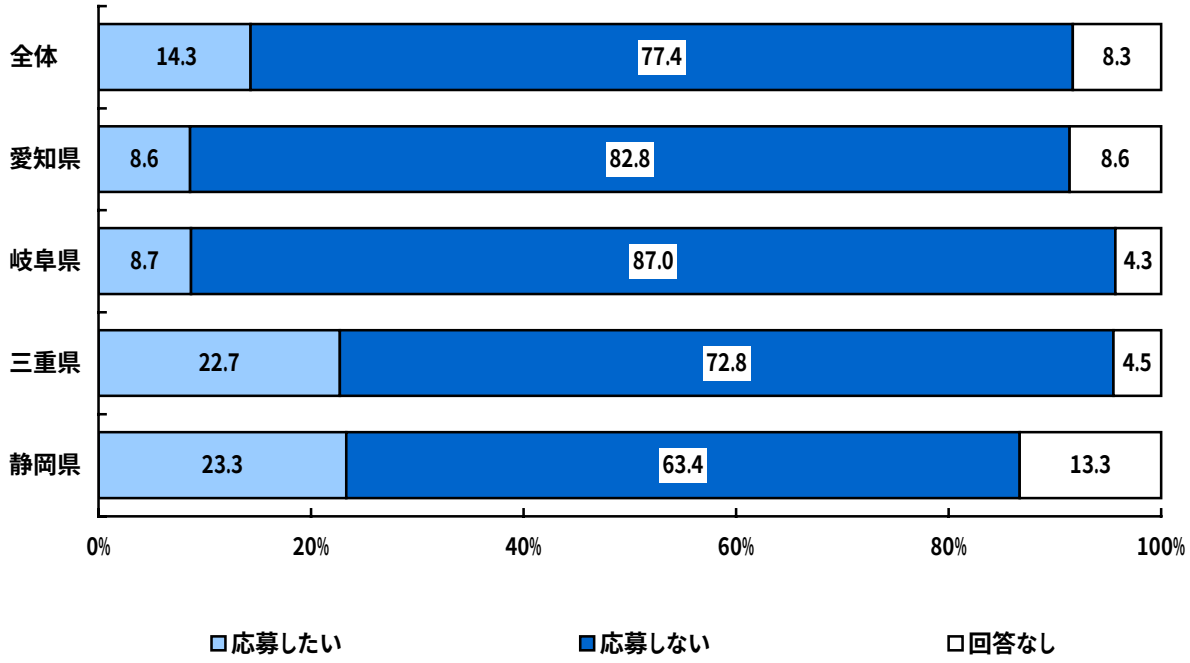

「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」への応募の意向は上図のとおりであった。

問９　福祉避難所の指定、福祉施設等との協定はありますか。

ａ．福祉避難所の指定の有無（単数回答）

	福祉避難所の指定はある	福祉避難所の指定はない	回答なし	合　計
全　体	49 *36.8*	81 *60.9*	3 *2.3*	133 *100.0*
愛知県	19 *32.8*	38 *65.5*	1 *1.7*	58 *100.0*
岐阜県	7 *30.4*	15 *65.3*	1 *4.3*	23 *100.0*
三重県	8 *36.4*	14 *63.6*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	15 *50.0*	14 *46.7*	1 *3.3*	30 *100.0*

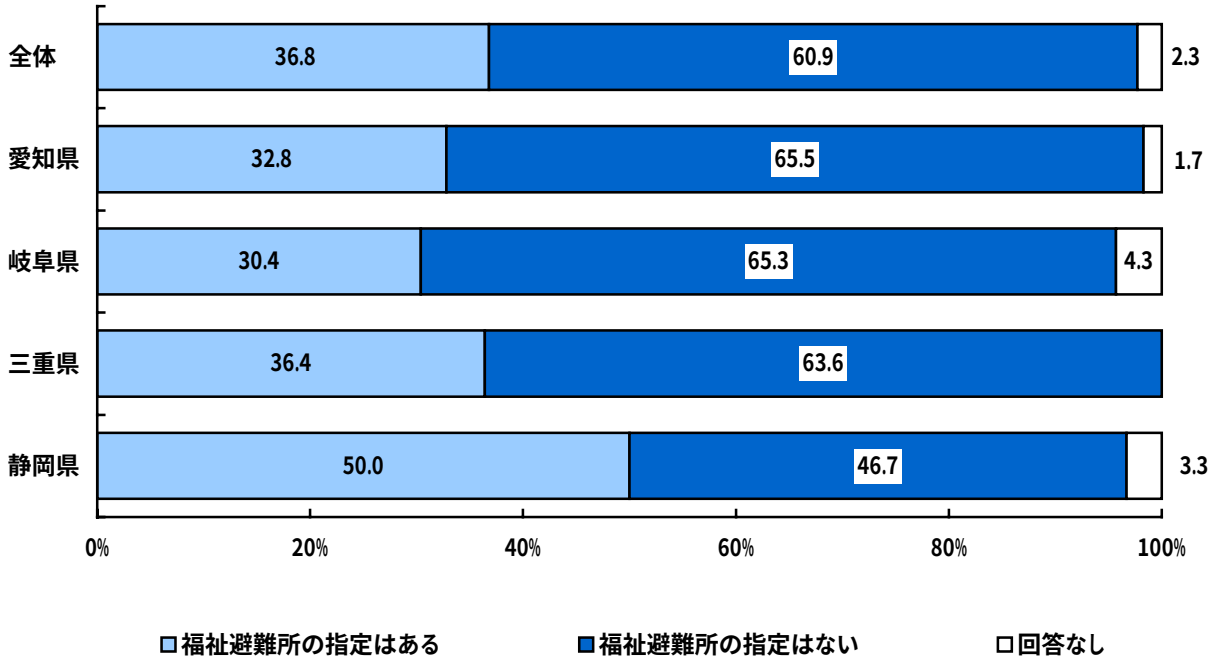

全体では福祉避難所の指定があるとした割合は 36.8%であった。県別では愛知県、岐阜県、三重県では約３割で福祉避難所の指定があり、静岡県ではこの割合が５割とやや高かった。

ｂ．福祉避難所の数

	1か所	2か所	3～4か所	5～9か所	10～19か所	20～29か所	30か所以上	回答なし	合　計
全　体	13 *26.7*	5 *10.2*	8 *16.3*	8 *16.3*	8 *16.3*	1 *2.0*	3 *6.1*	3 *6.1*	49 *100.0*
愛知県	5 *26.3*	1 *5.3*	2 *10.5*	7 *36.8*	1 *5.3*	1 *5.3*	2 *10.5*	0 *0.0*	19 *100.0*
岐阜県	2 *28.5*	1 *14.3*	2 *28.6*	0 *0.0*	1 *14.3*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *14.3*	7 *100.0*
三重県	2 *25.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *12.5*	3 *37.5*	0 *0.0*	1 *12.5*	1 *12.5*	8 *100.0*
静岡県	4 *26.6*	3 *20.0*	4 *26.7*	0 *0.0*	3 *20.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *6.7*	15 *100.0*

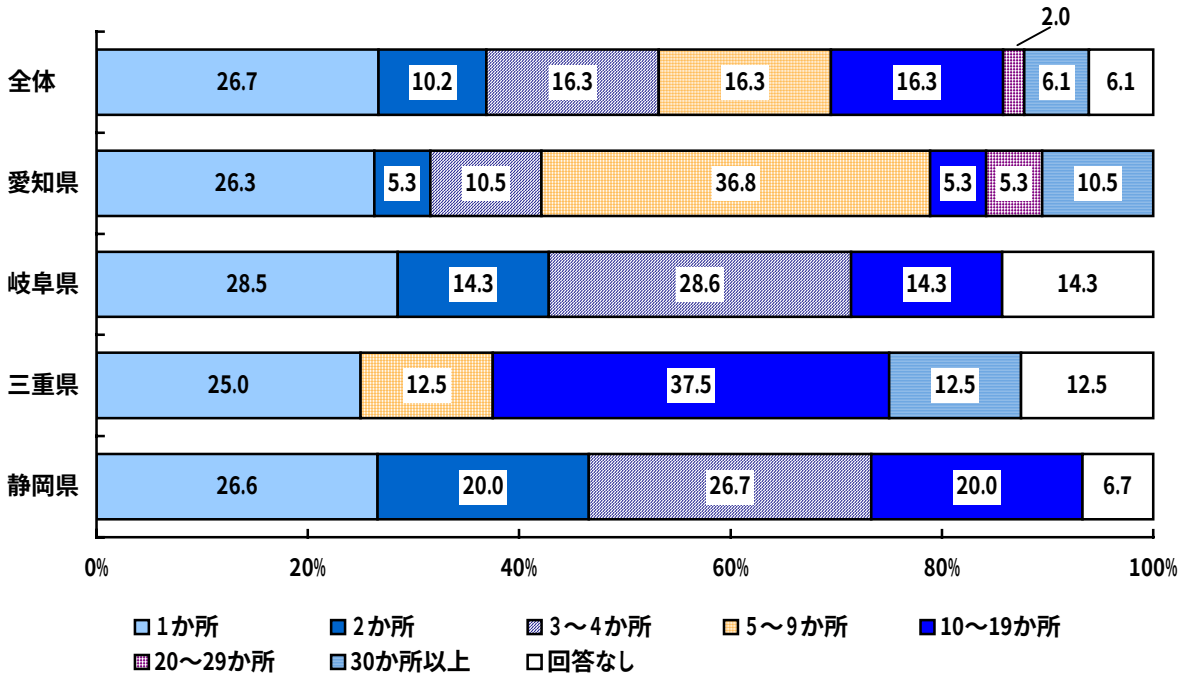

福祉避難所の数は全体では１か所が 26.7%となっており、３～４か所、５～９か所、10～19 か所にも回答が集まっている。県別では愛知県と三重県で 30 か所以上福祉避難所を設置する市町村があった。

ｃ．福祉施設等との協定の有無（単数回答）

	福祉施設等の協定はある	福祉施設等の協定はない	回答なし	合　計
全　体	50 *37.6*	79 *59.4*	4 *3.0*	133 *100.0*
愛知県	19 *32.8*	37 *63.8*	2 *3.4*	58 *100.0*
岐阜県	3 *13.0*	19 *82.7*	1 *4.3*	23 *100.0*
三重県	4 *18.2*	17 *77.3*	1 *4.5*	22 *100.0*
静岡県	24 *80.0*	6 *20.0*	0 *0.0*	30 *100.0*

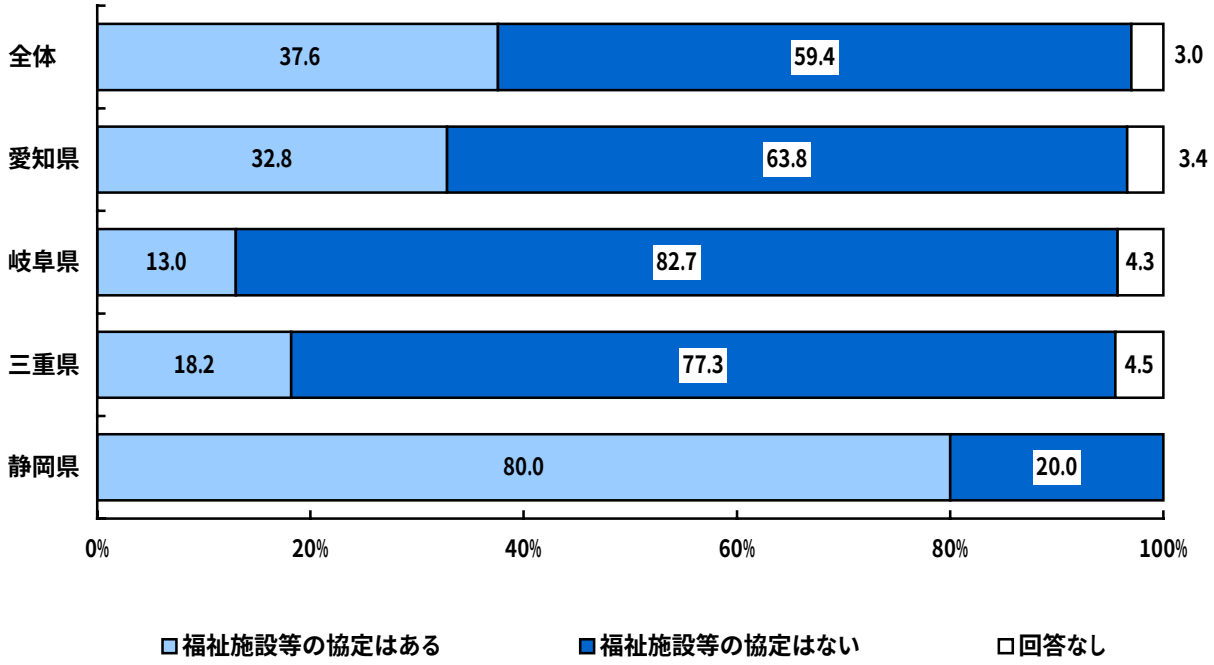

福祉施設との協定を結んでいるところは全体では４割に満たないが、県別では静岡県が８割と高かった。

ｄ．協定を結んでいる福祉施設の数

	1か所	2か所	3～4か所	5～9か所	10～19か所	20～29か所	30か所以上	回答なし	合　計
全　体	5 *10.0*	12 *24.0*	6 *12.0*	8 *16.0*	9 *18.0*	3 *6.0*	5 *10.0*	2 *4.0*	50 *100.0*
愛知県	2 *10.5*	2 *10.5*	4 *21.1*	5 *26.4*	2 *10.5*	2 *10.5*	2 *10.5*	0 *0.0*	19 *100.0*
岐阜県	1 *33.4*	1 *33.3*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *33.3*	0 *0.0*	3 *100.0*
三重県	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *25.0*	2 *50.0*	0 *0.0*	1 *25.0*	0 *0.0*	4 *100.0*
静岡県	2 *8.3*	9 *37.6*	2 *8.3*	2 *8.3*	5 *20.8*	1 *4.2*	1 *4.2*	2 *8.3*	24 *100.0*

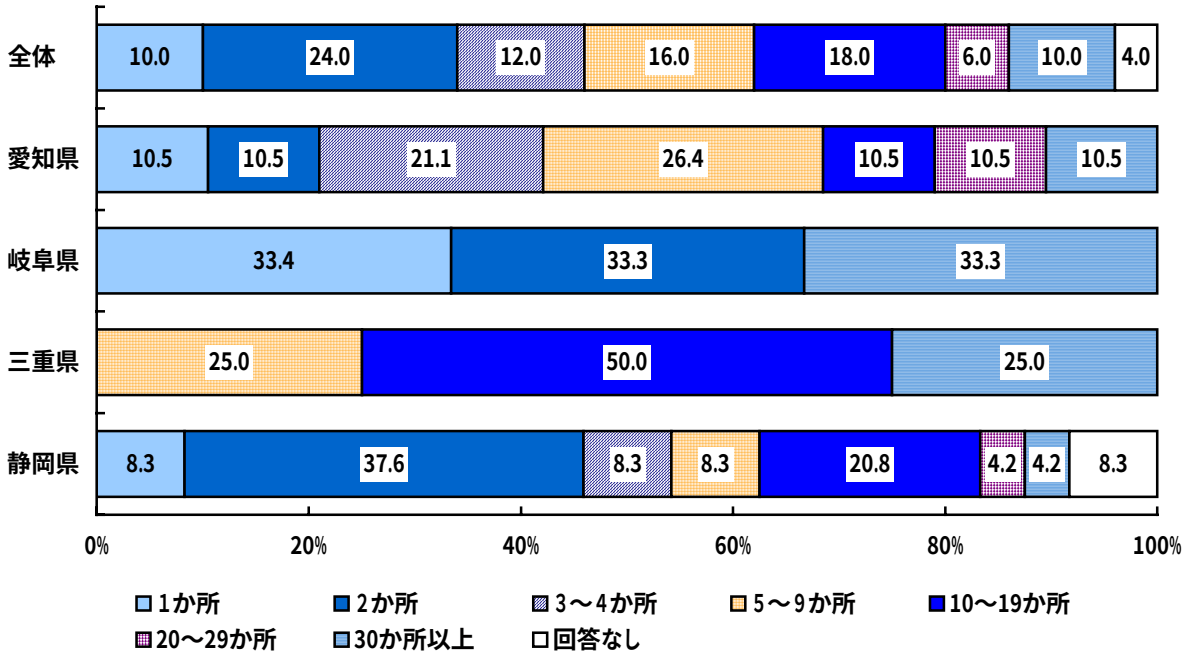

全体では協定を結んでいる福祉施設の数は２か所が 24.0%で最も多かったものの、１箇所から 30 箇所というところまで、回答はかなり広く分かれた。

県別では愛知県が５～９か所、静岡県の２か所がの割合が他に比べて高かった。また、４県とも 30 か所以上の施設と協定を結んでいるところがあった。

問 10　防災ボランティア、福祉事業所、地元企業等の連携はどのようになっていますか。

（複数回答）

	避難訓練等を共同で行っている	避難所として施設使用･物資提供･人員派遣等の協定を企業としている	要援護者の普段からの見守り、安否情報の交換等を福祉事業所に依頼している	発災時の要援護者支援計画を防災ボランティア、福祉事業所等と行っている	その他	回答なし	回答者数
全　体	55 *41.4*	29 *21.8*	11 *8.3*	6 *4.5*	28 *21.1*	25 *18.8*	133 *100.0*
愛知県	30 *51.7*	13 *22.4*	2 *3.4*	4 *6.9*	12 *20.7*	7 *12.1*	58 *100.0*
岐阜県	10 *43.5*	5 *21.7*	3 *13.0*	0 *0.0*	4 *17.4*	5 *21.7*	23 *100.0*
三重県	7 *31.8*	2 *9.1*	5 *22.7*	0 *0.0*	5 *22.7*	6 *27.3*	22 *100.0*
静岡県	8 *26.7*	9 *30.0*	1 *3.3*	2 *6.7*	7 *23.3*	7 *23.3*	30 *100.0*

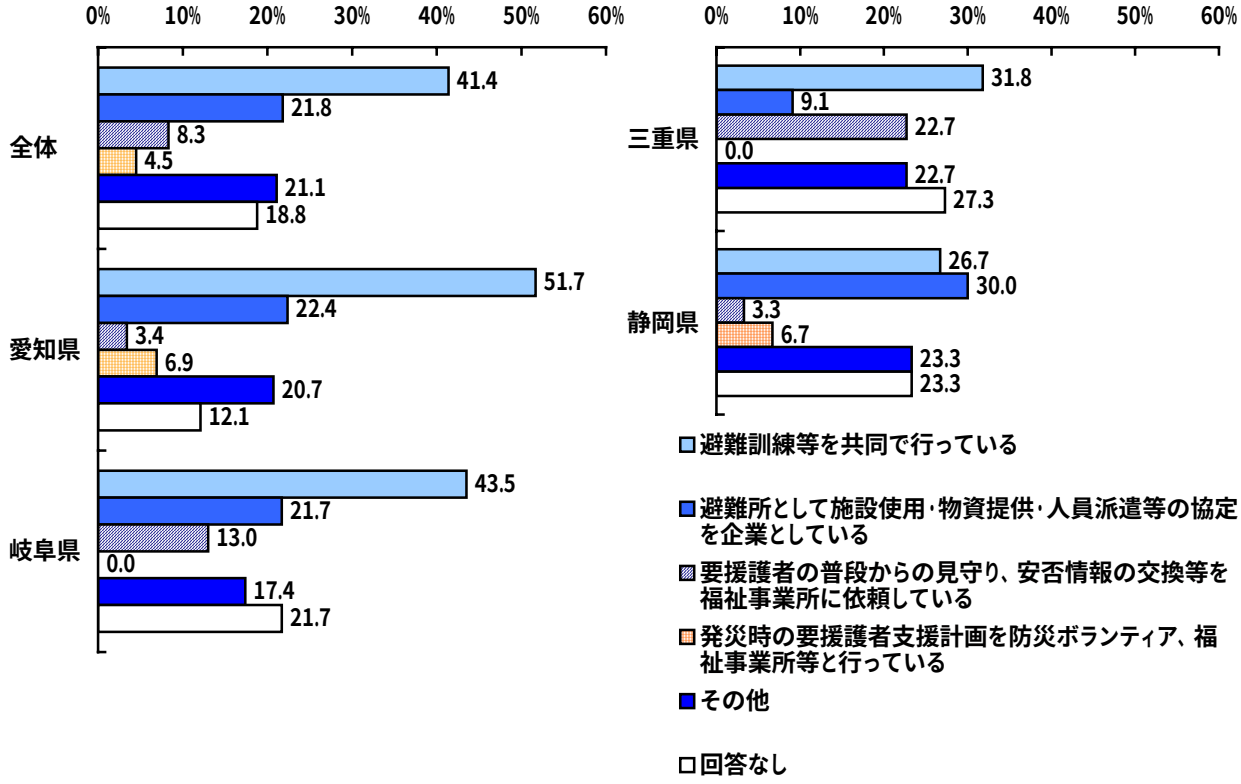

防災ボランティア、福祉事業所、地元企業等の連携は全体では避難訓練等を共同で行っているが 41.4%であった。

その他には現在連携は取っていないという内容が多かったが、自治会などと共同で防災訓練を行ったり、要援護者の情報を本人同意のもと自主防災会に提供している等があげられた。

県別では避難所としての施設使用・物資提供・人員派遣等の協定を企業としているの割合が静岡県で最も高く、要援護者の普段からの見守り、安否情報の交換等を福祉事業所に依頼しているの割合が三重県で高かった。

問 11　災害時要援護者対策を進める上での問題点や課題、工夫、教訓などがありましたらお書き下さい。（自由記述）

要援護者台帳の作成時の工夫など

1. 災害時要援護者支援制度についての周知に併せて、自治区未加入者に対する加入促進も併せて行う。
2. 手上げ方式（市報による募集）に加え、登録希望の確認できなかった対象者に対して、同意方式（戸別訪問等）を行うことにより、制度についての周知徹底を図る。
3. 介護・福祉の情報の一元化を図る。情報の原簿を基に民生委員の協力を得て、台帳登録への同意をとる。同意を得た要援護者に対し、地域（自主防災会）へ情報を提供する。情報を基に地図（ＧＩＳ）上にプロットとして共有を図る。

要援護者台帳の作成への課題

4. 要援護者の登録については、手上げ方式を採用しており、非同意者に対する登録が進まない。個別支援計画については、地元自主防災会の協力が不可欠と思われるが、地域により支援に対する考え方の温度差が大きい。
5. 社会福祉課では、災害時要援護者台帳を手上げ方式・同意方式で整備したが、登録申請書の項目に、台帳の提供をしてもよい機関を登録者自ら選択する方式となっているため、提供先の共有化が現在出来ておらず、台帳の見直しを検討している。
6. 今年度、手始めにマニュアル作成していき、手上げ方式により要援護者の申請をしていただく。台帳の整理方法と情報をどのように地域に出すか、今後の検討課題。
7. 本人からの同意・意思確認により要支援者台帳に登録する方向で検討しており、その意向の確認作業に時間と労力が伴う。対象者からの意思確認回答があっても内容が不備であったケースがよく見られ、追加で電話確認等を行う必要があった。各地区に指定してある防災拠点・避難所は、学校等の体育館であるケースが多くその避難所での受け入れ態勢の検討を行っていく必要がある。台帳の整備、通常時の管理は当然であるが、発災時の避難誘導をどのように行っていくか検討しなければならない。各町内会の防災組織や民生委員との緊密な連携体制を整える必要がある。
8. 要援護者台帳を作成し、その中から「自力避難が困難な方」をどのように絞り込むか。
9. 支援者を誰にするか。（平常時から特定しておくべきか）現在、民生委員が持っている情報と、どう突き合わせるか。兼ね合わせをどうすべきか、困っている。
10. 個人情報保護との関係で、各自主防災会での台帳の整備が遅れている地区もある。
11. 災害時要援護者名簿を作成しましたが、その利用方法が具体的に定まっていません。情報をどの段階で、誰に、どこまで開示するか、開示された情報によりどのような活動を行ってもらうかなどが検討課題となっています。
12. プライバシーの尊重。

個別支援計画について

13. 個別支援計画の策定には要援護者一人ひとりに支援員の配置が必要であるが、これには特に地域住民の理解が重要で、住民の意識改革に時間を要するため、普段からの小冊子等での情報提供や、モデル地区の選定による実施などが必要であると考える。
14. 今年度中に個別計画を作成する予定。個別計画ができたら、民児協が主体で福祉マップを（紙ベース）作成する予定。←これをＧＩＳで作成できればよいが、できたものを紙で配布する必要がある。
15. 災害時要援護者については心身知的障害者、高齢者、乳幼児等幅が広く対応が非常に困難であることに加え、高齢化率も年々増加し、対応人員の確保も非常に厳しいため非常に苦慮している問題である。

地域支援者や自治防災組織などとの連携

16. 常日頃からの近所づき合い
17. 大災害発生時には、防災関係機関による救助の手が一斉に全住民に行き届かないことが予想されていることから、自主防災組織による活動が不可欠です。ただ、組織の中の要援護者担当者も被災されるため、要援護者の安否確認をいち早くできるのは、隣近所の方々になります。このため、普段から地域の中で全ての方が参加できる行事などを通して、お付き合いを大切にすることで、災害が発生した際に、お互いが助け合う「共助」につながると考えます。
18. 今までは、民生委員が中心となり要援護者の把握などを行ってきましたが、今後は、小学区単位で設置される地域の関係団体などで構成されるまちづくり協議会とも連携を図り、要援護者一人ひとりに対する支援者の選定や要援護者と支援者を対象とした訓練の実施などに向け取り組んでいきたいと考えています。また、防災部局や福祉部局など関係部局間の連携も図っていきたいと考えています。
19. 自主防災組織と福祉関係者との連携
20. 支援する側の自主防災会等、地区にどこまで協力が得られるかが課題となる。
21. 民生・児童委員が中心となり、Ｂ市赤十字奉仕団、Ｂ災害支援ボランティアコーディネーターの会で構成される「Ｂ市安全見守り隊」という新たな組織を結成。市と要援護者及び地域支援者とのパイプ役となり、平常時及び災害時における手厚い支援体制を構築する。
22. 当面、要援護者名簿の策定を進めていく予定ではあるが、対象者の範囲や援護者となる自主防災会や民生委員等の状況を勘案しなければならない。また、名簿登載の要否・判断基準についての検討が必要である。
23. 地域における支援体制の確立を、市がどのように推進していくかが今後の課題である。
24. 災害時要援護者対策を進める上で一番重要な要援護者自身の地域への参加やつながりづくりが、地域支援者への遠慮や「弱者は助けてもらえるもの」といった他力本願的な考えや要援護者に対する地域の無関心によりなかなか進まないこと。
25. 問題点　地域支援者の選定が難しいケースがある点。　自主防災会(町内会）の会長が毎年交代する場合が多く、支援制度の理解が十分でない点。　町内会に加入していない災害時要援護者の取り扱い。
26. 避難支援者の特定は人の生命が関っているだけに責任が重く、地域（自主防災会・民生委員）で連携した避難支援・安否確認が重要であります。そのためには、要援護者の情報を地図情報として捉えておくことは大変意義のあるものであり、今後進めていく課題であると考えています。

自治体の取り組み、体制など

27. 平成 19 年度に市の防災組織の見直しが行われ、市民部局に「要援護者支援班」を設け、また福祉担当課で災害時要援護者避難支援計画（全体・個別計画）を策定したところです。災害時に要援護者避難支援計画に基づき、班長以下７名で活動するためのマニュアルづくりが当面の課題です。
28. 最終的には近所の見守り、助け合いなど、地域コミュニティー又は地域福祉力によるところが大きく、行政はその後押しをいかに行うかが課題。
29. とにかく、実際に訓練を実施するということがこれまでの経験で確実に言えること！訓練から実際に課題点などが浮き彫りになってきてそこで初めて要援護者支援を地域でスタートがきれるように思う。参考になるかどうか分かりませんが、今年度９月 27 日に総合避難所訓練をある地区で実施したので、報告書や成果物ができてきましたら送らせていただきます。最後に、貴会の益々のご活躍を期待しています。
30. 公：対策を進める上で各専門部署の取り組みが必要である。地域：名簿情報の提供先へ「情報管理ルール」の策定を依頼しているが、理解を得るのが難しい。情報を提供

される側の責任も重い。

31. 今後、関係団体で検討を要する。
32. 現在台帳作成中

地図情報の取り組みや課題、ＧＩＳシステムへの期待

33. 当町は山林が 88%を占め、23000ha の広範なため地図上に落とすのに困難な状況である。 山間地内に点在する住家を地図にすると 1 ページに１軒という様なデータとなり、現在導入に悩んでいるところです。
34. 新たなシステムには、台帳管理（登録、更新、修正、抹消、表形式（市町村独自仕様）の紙出力、エクセル入出力、集計）
35. ＧＩＳ表示（紙出力、岐阜県統合ＧＩＳへのスムーズな出力）などが必要で、市町村個別対応にも柔軟に応じていただけるシステムが求められます。
36. 地域福祉等推進特別支援事業により平成 20 年度中にゼンリン地図ソフトを使用して、要援護者台帳等を作成予定です。（国より内定済み）
37. 今回のシステムは、市町の行政担当に配備することになると思われるが、このシステムを応用して、災害救助法の市町対応システムや被災支援窓口受付・処理のためのシステムへと応用をしていって欲しい。
38. 今回の施策により、地図とシステムを併せて、モデル市町村へ配布するという事業は、要援護担当者とすると、事業の推進が早まるいい事業であると考えますので、がんばってください。応援しております。今後は導入の状況や稼働状況などの情報を、なるべく多く提供して下るようお願いします。担当者にとって非常に役に立つ情報であると思われます。説明会を行うと、個人情報等の話しや「もし...」など口のうるさい人や計画の細かい文字等について反対や意見が出ることが多いのですが、「大切なのは、計画の用紙とか個別計画の文書やマニュアルではなく、要援護者を安全に避難できることが一番重要であります。」と答えます。いろいろ反対されたり、協力できない人がいれば、「別に強制はできません。整備が遅れても仕方が無いです。でも地震は明日にでも起こるかもしれません。そのときに後悔はしないようにしなければいけないと自分は考えます。」と回答します。「自分は要援護者の計画に対し、説明はいくらでもできても、説得はできません。」と回答します。　追伸：時間が無く、この解答は公式な文書ではなく担当者の意見と思ってください。

3．ヒアリング調査報告

A．被災地ヒアリング調査結果

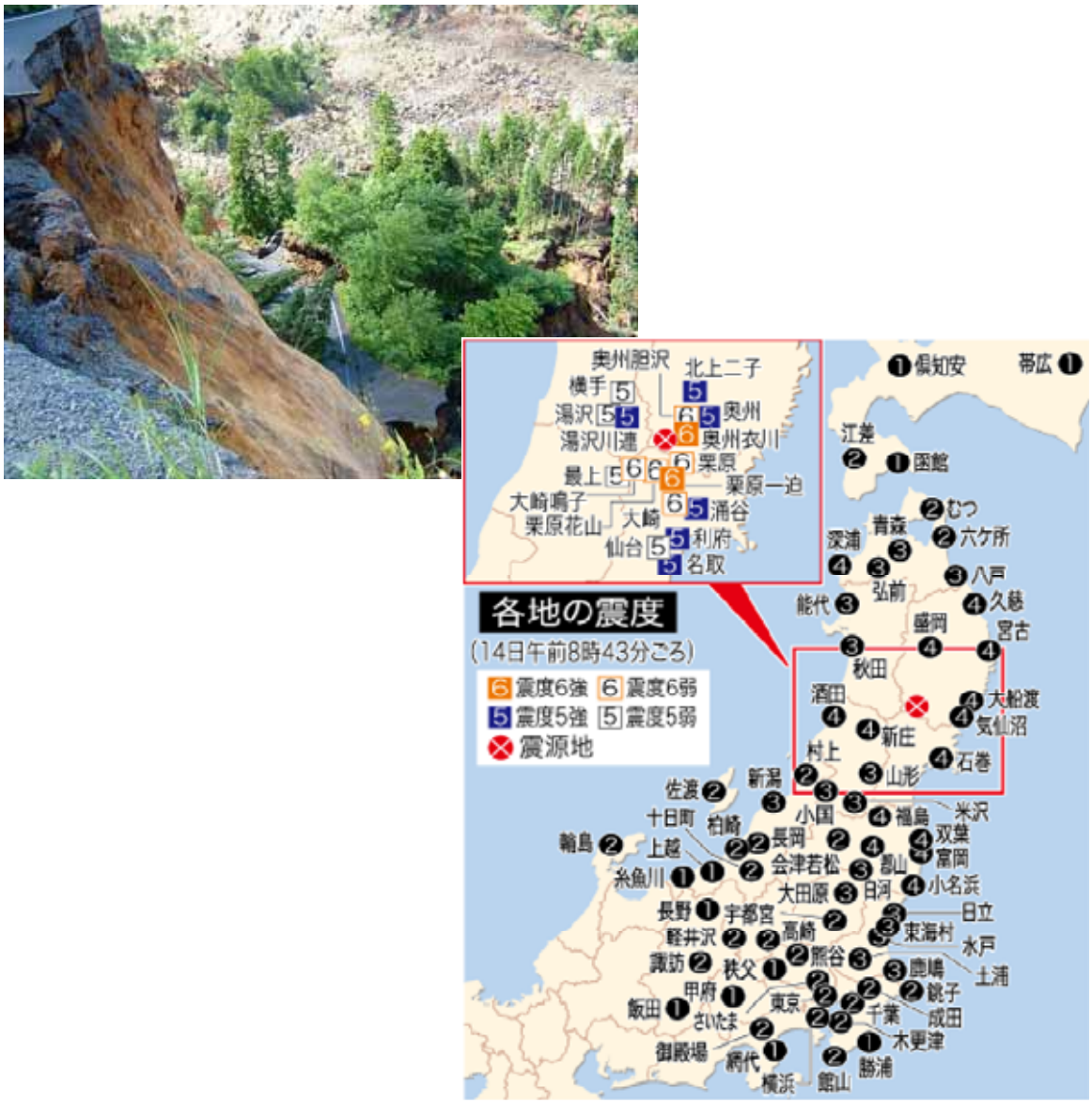

調 査 期 間：平成 20 年 12 月 1 日(月)・12 月 2 日(火)
調査訪問先：宮城県社会福祉協議会・社会福祉法人栗原秀峰会
宮城県保健福祉部総務課・宮城県社会福祉協議会地域福祉課
宮城県栗原市福祉事務所
調 査 方 法：訪問調査　県内を２グループに分かれ事前調査項目に基づくヒアリング

ヒアリング内容について

目　　的

- 岩手・宮城内陸地震における要援護者支援について（発災前、発災後、今後）
- 安否確認、避難支援、個別支援、心のケア、避難生活（仮設生活）長期化に伴う支援、特に、被災体験を生かして今後どのように要援護者対策に取り組もうとしているか

平成 20 年 6 月 14 日岩手・宮城内陸地震　宮城県概要及び被害内容（概略）
（平成 20 年 11 月 19 日　内閣府速報）

地震の概要（宮城県内）

１．発生日時　平成 20 年 6 月 14 日 8 時 43 分
２．震源及び規模　岩手県内陸南部深さ８ｋｍ　マグニチュード 7.2
３．最大震度　　宮城県栗原市　　震度６強
　　宮城県大崎市　　震度６弱
　　宮城県仙台市　　震度５強（以下県内６市町）

人的被害内容（平成 20 年 12 月 5 日 17 時現在）
死亡者 10 人（栗原市花山４人　栗駒５人　仙台青葉１人）
行方不明８人（栗原市花山４人　栗駒４人）
負傷者　重傷 55 人　軽傷 334 人

住居被害　*かっこ内は栗原市
全壊 28 戸（27）　半壊 138 戸（128）　一部損壊 1,607 戸（1,402）

1　宮城県庁

調査先職員

宮城県保健福祉部保健福祉総務課企画調整第１班　主査　佐々木　道晴氏
宮城県保健福祉部保健福祉総務課企画調整第１班　主幹兼企画員　末永　仁一氏

①県外からの物資や人的派遣の受け入れについて

コンビニ、生協と事前に災害時の協定を結んでいたので食料品（おにぎり、飲料等）は県内で調達でき、支援金などすぐに必要になるもの以外はお断りしていた状況であった。この地震による被災地域が山間部に多く、被災者も地域が限られたこともあり、県内で人的、物資的にも対応可能と判断した。そのため、支援が必要になったときに要請する形をとった。

医療に関してＤＭＡＴ救急医療チーム、28 チーム（ドクターヘリ２機含む）の応援を受けた。14、15 日の２日間、栗原市が運営している病院を中心に活動した。

山間地での山の崩落が一番ひどく、被害が局地的だったこともあり、地震の規模からすると被害は少なかったため、殆ど県内で対応できた。

②栗原市以外の被災状況

避難所を設置したのは大崎市鳴子地区のみ（１市のみ）、ちょうど山の反対側になる。それ以外は、栗原市に限定されていた。花山地区、一迫地区、仮設住宅の状況は総数 61 世帯。仮設住宅の設置状況から見てもこの地区の被害が大きかった。花山地区が一番多く 43 戸 42 世帯 112 名である。湖畔の里高齢者生活福祉センターの隣にある空き地に仮設住宅を設置した。花山地区、栗駒地区は大部分が山間地であった。栗原市の中心地での被害は少なかった。元来、花山地区、栗駒地区では山の開拓に入植してきた経緯があるため地域コミュニティは、一族意識が強く被災者同士普段から顔見知り関係があった。避難所では、支援者の方に遠慮して我慢する傾向が見られた。6 月に被災した花山地区、栗駒地区では 7 月 24 日の岩手北部地震において、二次災害はなかった。

③県内市町村の要援護者対策の状況

災害時要援護者について、高齢者がイメージされるが、実際のところ外出している時に被災した人など、年齢に関係なくどのタイミングで被災するかということで怪我を負う場合がある。

今回は、防災ボランティアについてボランティアセンターを立ち上げず、ボランティアの要請、派遣はしなかった。これは局地的な被害で、道が寸断されていて現場に行けない状況で、二次災害の心配があったためである。避難所でも活動することがそれほどなく、栗原市、もしくは県内で登録しているボランティアの人たちの応援だけで十分足りる状況だった。そのような理由で防災ボランティアセンターは設置しなかったが、結果的にそれが良かったのかどうかという評価がある。今回 1200 世帯を 4 日間に亘り保健師の支援を受けた。

栗原市では、要援護者台帳を作成しており、発災直後から民生委員によって、次の日までには安否確認が終了した。

大崎市についても要援護者台帳はあったが安否確認するほどではなかった。要援護者の人たちが避難所に来るにあたって問題はなかった。また小さいコミュニティであり、もともと人と人の繋がりが強い地域なので、親戚などを頼り、親戚のところに世話にな

る人も多かった。

④防災備蓄、避難支援のソフト面を含めて、市町村整備への補助金

宮城県としては特別に県独自の補助金要綱はない。

災害の規模は起こってみないとわからない状況であり、備蓄資材は食料等最低限のものは確保しているが 30 年間で 99%起こると言われる宮城県沖地震の発生の事も懸念されるので今後検討する。

⑤今回の地震災害を受けて

発災時の県庁の初動体制（災害時要援護者に向けての県下市町村への対応）

人災ではないかという位マスコミ各社が押し寄せて来た。広報担当でマスコミの対応すべきところが、広報担当に情報集約が出来なかったため、情報提供がスムーズに行われなかった。被災地の詳細な情報がきていない、刻々と変わる状況の中で、プレスのリリースは、全て紙で出す、決まった時間に会見をするということを決めておく必要がある。マスコミは、ひとつの話題についてどんどん聞いてくるので、県で分からない、市で分からない等、どこで聞けばいいのかとたらい回しにされたと非難される。情報は職員各々が持っていたが、めまぐるしく動いているので、どこで集約してマスコミに伝え、住民に伝えるかが課題となる。

今回は災害の大きい栗原市に国の災害対策本部を設置していただいた。自衛隊等は現地で待機し知事からの要請がなくても自分たちの防災活動として現地で動いた。避難所と災害本部が田舎では一箇所に集約されてしまう。そうすると避難している方にとっては邪魔になる可能性がある。（自衛隊の車両やマスコミの車両等の出入りや騒音）孤立した集落には自衛隊がヘリで対応していたので、報道のヘリを規制することも必要である。（知事が航空管制を気にしていた）

⑥県庁としての被害状況把握について及び報道関係及び各自治体への連絡

発災直後、市役所から要請がないのに現地に入って動くのはよくないと判断。

現場は混乱しているので、県の職員が現地に入って情報収集するしかない状況であった。また栗原市の職員だけでは大変で、行政職員もストレスがたまっている。新潟県の場合は、被災者に対し県の職員が後方支援として被災者の話し相手になった。

⑦被災地区における県職員の支援

地元の要援護者については地元の職員で対応し、県の人は後方支援という形で話を聴くということが必要と痛感した（メンタルケア）。災害は大きさや種類によって違い、最近では水害対策も必要である。水害の場合は避難に時間的余裕があり、コミュニティがしっかりしていれば地元住民と共に避難計画や防災計画に基づき職員の動きを決める。

⑧平時の取り組み

２月と９月に災害時要援護者支援に関するアンケートを行った。今回の地震が要援護者台帳をつくるきっかけになり今まで対策をしていなかった市町村も意識を持ちだした。栗原市は台帳作成できており安否確認等スムーズに行われたことが、他の市町村で台帳整備を進める後押しになった。また、塩釜市では市の広報に載せて手上げ方式でやった。ＤＭを送って民生委員が訪問。情報公開審査会にかけて同意をもらった。リストを作って終わりではなく、普段から民生委員による見守りが行われていることが必要と感じて

いる。しかし、都市部の管理が難しい状況にあり個人情報保護制度の運用についてもばらつきを感じている。

⑨県下市町村等との協定及び福祉避難所等

　要援護者対策として協定及び福祉避難所の指定は特にしていないが、防災備蓄（薬品関係は事前協定している）医療については日赤宮城県支部にお願いしている。東松島市が市内福祉施設と福祉避難所協定をしたり、大前市が温泉旅館と民間福祉避難所として協定したりしている。

⑩災害時要援護者を含めた災害訓練

　特別に訓練はしていないが、県の防災条例の位置付けで支援についてのパブリックコメントとして、透析患者の会の方に聞いた。今回、保健所の保健師に心のケアチームを作り 1200 世帯を４日間で家庭訪問した。また、避難所に泊り込むケースもあった。今回の地震では安否確認を政令指定都市組織の位置付けとし、命令で動かし、訪問活動した。施設入居者の安否確認は比較的わかるが個人宅へは全戸訪問するしかないと思う。

2　宮城県社会福祉協議会

調査先職員

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会・みやぎボランティア総合センター

主事　大和田　学氏

①県外からのボランティア受入について

今回被害の大きかった地域が高齢化している地域で、普段から近所の助け合いが行われていた。地域の風土柄、一見さん（ボランティア）にあれやってこれやってとは言えなかった。こうした現地での状況から話合いを重ね、災害ボランティアセンターを立ち上げず、普段のボランティアセンターとして活動し、地元のボランティアで対応することになった。瓦礫の片付け等のボランティアはそれほど必要ではない（道路が寸断されていてボランティアが入っていけない状況）。また専門的な支援が必要になれば、それに応じて募集することと判断した。ボランティア募集をしないという情報を出したことで、全くボランティアは必要ないという誤解を生んだ。今後は被災地支援に行くボランティア自身も考えなくてはいけないが、県社協が窓口となりニーズが少ない場合や地元のボランティアでやっていけると判断した場合など、受け入れについて正直に情報を流す必要がある（情報の出し方にも課題があるが・・・）。また先遣隊が現地の情報をあげ、「ボランティアの受け入れは、待ってくれ、様子を見てくれ」ということも早くからの情報を出すことが重要だと考えている。

②県社協として被災地域への応援について

人的な支援は県内の市町村社協に協力を依頼した。被災者支援をするということで専門的な支援ができる人材を２週間程依頼した。災害＝ボランティアという構造ができあがっている。職員の中にはボランティアの対応に追われる職員もいる。本来はボランティアへの支援ではなく、被災者への支援が必要なはずである。

今回は、最終的に社協の判断を行政に伝え災害ボランティアセンターを設置せず、普段の社協のボランティアセンターとして活動した。

③避難所及び仮設住宅への支援について

行政が立てた避難所が２箇所、社協のスタッフが入って相談支援をする。栗駒地区のＮＰＯ法人と社協と耕英地区の住民団体が支援に当たった。実際には避難所のニーズも多くはなかった。社協のスタッフは、被災者の話を聴くことが多かった。被災者は避難勧告が出ていたので、昼間は片付けに行き、夜は避難所に戻ってくる。ボランティアは現地に行けない状態だった。福祉サービスは行政からの要求で、市社協がホームヘルパーを 24 時間常駐させた。市社協がコーディネートしていたが避難所が２箇所だったため対応できた。ふもとの市街地では被害が少なかったので通常業務をしていた。全壊家屋、半壊家屋の数も地震の規模からすると少なかった。

④平時の取り組みについて

a 災害発生時の社会福祉協議会としての取り組み及び役割

平成 15 年の震災時は 7 町村の被害があった。当時、災害ボランティアセンターの設置はなかった。平成 16 年から災害ボランティアセンターの研修を行い、災害ボランティアについての周知を図ってきたが、やはり日ごろの地域のかかわりが大切だと感じている。また、防災教育や地域への防災活動啓発について防災避難マップ作りを支援するが、ただマップを作って終わりではなく、その後に続く活動をどのようにしていくかが課題。県内では白石市がマップを作りモデル的に活動している。また、大妻女子大学の干川先生が防災ボランティアのためのＧＩＳの研究をしている。

b 災害時要援護者を対象とした避難訓練

各市町村の限られた地域で行っている。地域毎に行っていて、細かいところまでは全県的には行っていない。仙台市の八木山南地区などが活発に行っている。

c 災害を想定した福祉サービス事業者や住民等に対する研修訓練

自主的なところはいいが、日ごろから隣近所のかかわりを持っていれば個人情報は関係なくなるのではと考えている。また宮城県沖地震では津波のことも心配である。東北大学でハザードマップの研究をしていると聞いている。

⑥各種福祉施設等への災害時応援協定

県内には市社協 36 あるが人口の多いところは仙台市 100 万人、少ないところは 7000 人規模で活動にもばらつきがある。地域の特色、防災意識としては県南部での防災意識が高い。県南部は市町村合併をしていない、北部は市町村合併をしているところが多く、民間施設への応援協定を含めて市の取り組みにばらつきがある。

3　宮城県栗原市福祉事務所

訪問先担当職員　栗原市市民生活部社会福祉課　課長　阿部保氏、平沢靖男氏

（発災前）

近々起こるであろうという宮城県地震に対しての心構えが多少なりとあった。マニュアルを作ったり、訓練をしたりと日頃からやっていた。

また、地域がら『小さな・小さな社協づくり』や『共に支え、共に助け合い、共に生きる』などのスローガンがあり住民みなが支えあっていく地域でした。

要援護者台帳などもあるにはあるものの、各地区の民生委員１人１人頭に入っていて必要ないほどであった。

（発災後）

①岩手・宮城内陸地震における被害の概要・動き

・H20 年６月 14 日…8:43 岩手県内陸南部を震源地とした強い地震が発生する。

※この地震は土砂の崩落、路肩の決壊、家屋の決壊等の被害をもたらし、栗原市花山から秋田県へ続く国道 398 号線や築館栗駒公園線等の栗駒山周辺の道路が寸断され、ライフライン(水道・電気・電話等)も寸断、栗駒山脈周辺の山間部に大きな被害をもた

らした。
・６月 14 日…10:00 熊谷秀雄栗原市社会福祉協議会長を本部長とする『災害対策本部』を設置。９支所 17 事業所の被害状況の把握、介護保険事業所等利用者でひとり暮らし等の方々の安否確認。電話が繋がらないので、宮城県防災ボランティアセンター・栗原市ボランティアセンターホームページを利用して活動状況・報告を掲載する。
・６月 15 日…災害ボランティアセンター設置の見送り。
・６月 16～18 日…栗駒文字地区・花山地区重点支援特区へ支援活動がスタートする。(ひとり暮らし高齢者への巡回訪問や自主避難所への活動支援)
・6 月 17 日…市内の登録ボランティア並びに協力団体等との連携を取り、ニーズへの対応が出来るように調整していくことを再確認へ。
・６月 19 日…避難所へのコーディネーターとして職員の配置へ。
・6 月 24 日…活動状況の報告と行うと共に、災害への支援活動の充実を目指すことを再確認へ。
・７月４日…『災害対策本部』より『災害支援本部』へ組織の移行。
・７月 11 日…『生活支援相談員』を２名配置し、栗駒・花山地区の仮設住宅を巡回訪問し、入居者の相談支援を始める。
・７月 20 日…宮城県内社会福祉協議会職員等災害支援に伴う応援部隊の派遣の終了。
・８月 1 日より…『災害支援本部』機能を継続しながら、地域福祉課主体による支援を継続。
・９月 1 日…『災害支援本部』を解散する。以降、通常業務の中で防災復興支援活動を継続する。

②避難所・避難支援
・避難所へのホームヘルパーの派遣
・重点支援特区避難所お茶っ子会※１開催(栗駒地区・花山地区)～仮設住宅入居者
・重点支援特区避難所お茶っ子会開催(栗駒文字地区・花山全地区)～地域住民等
・被災者懇談会開催(栗駒地区・花山地区)
・避難所並びに自主避難所については震災後随時設置。
　７月３日…『金成翁沢集会所』閉鎖(※)
　７月 11 日…『金成上片馬合集会所』閉鎖(※)
　７月 21 日…『栗駒みちのく伝創館』閉鎖
　７月 23 日…『一迫避難所』閉鎖
　７月 27 日…『栗駒藍の館』・『栗駒滝ノ原コミュニティセンター』閉鎖(※)
　７月 31 日…『花山石楠花センター』閉鎖
　(※)印のあるところは自主避難
・７月 11 日…『第一次仮設住宅』～10 戸入居
・７月 17 日…『第二次仮設住宅』～36 戸入居
・７月 29 日…『第三次仮設住宅』～19 戸入居

③生活支援相談員の設置など
・避難所から、仮設住宅への被災者支援が移行される中、福祉的見守り活動、安否確認ひと声活動等の支援ネットワークづくりへのコーディネーターとして、２名の生活支援相談員を設置する（～７月 11 日まで）
・被災者支援を迅速に進める中で『花山石楠花センター避難所』開所中から、担当職員・

生活支援相談員・ボランティアを中心に『お茶っ子会※１』をスタートさせる（７月14日まで）
・今後２年間、仮設住宅の生活が続く中で、被災者の方々(高齢者)との福祉コミュニティづくりの役割を全般にわたって担っていく(栗駒・花山仮設入居者等)。

④ボランティア支援について
・被災地域へのかたづけ等ボランティア支援
・避難所ヘルパー同行によるボランティア支援
・避難所へ24時間対応のホームヘルパーの派遣
・第一次、第二次、第三次仮設住宅設置による引越し等のボランティア支援
・避難所へのボランティアによる多種多様な支援(癒しマッサージ・避難所内の子供達への遊び相手・癒し足湯の提供・コーヒーの無料提供並びに食器の無料提供・ストレスケア・移送サービス)
６月18日～８月31日までのデータでは、
・ボランティア活動件数…317件(総数)
・ボランティア人数…1004名(延べ数)
※ボランティアには宮城県内の社協の方や市内ボランティアなどが活躍した。また、レスキューや東京福祉大学の学生なども１ヶ月程度はいってもらった。

⑤災害ボランティアセンターの設置を見送った理由
被災情報を関係機関と確認の上、災害の激しかった栗駒文字地区・鶯沢地区・花山地区へ職員レベルの調査班を編成し、地区内の社協の協力を受け現地調査へ赴いた。
その結果、山間部地域の被害はあるものの、比較的家屋の崩壊や人的な被害が幸いに少なく、土砂の崩落や道路の決壊などの被害により、人的支援が困難であった。また地区社協組織等地区のコミュニティが形成されている地区で「自分達の地域の事はまずは、ボランティアさんのお手伝いの前に自分達でやってみよう」ということになった。
そのような地域住民の声や、予想外に建物の被害が少なかったこと、メイン道路の崩壊などにより今回は災害ボランティアセンターは設置しなかった。

※１…お茶っ子会
家屋等への大きな損壊かつ心への大きなダメージを受けた高齢者の方々への支援として、熊谷社協会長の支持の元、全花山地区・栗駒文字地区等を重点支援特区として『お茶っ子会』を開催。
お茶っ子会開催の大きな目的としては年齢など関係なく親睦を深め、少しでも励みになればと思い開催されたもの。

⑥その他
・社協は被災地に行くよりもマスコミなどの対応に追われてしまった。マスコミは酷い被災地ばかりを移すので実際の姿とは違うのでテレビからの情報が全てだと思わないで欲しい。
・復興作業をアドバイザー中心に進めていく（アドバイザーとはどこかの被災地で経験を積んだ被災地のプロのこと。今回は新潟にて経験した人と鳥取にて経験した人が来てくれた。）
・名古屋からもレスキューストックヤードに来てもらったり、アドバイザーとレスキュ

ーストックヤードが交代で約１～２ヶ月手伝い、それ以降は要領を覚えた住民で復興作業を行った。

（今後の課題）
・地域コミュニティの強化(地方だから出来る強い関係性)
・各家族間での話し合い
・被災用の準備品（ラジオや懐中電灯）
※支援物資がぞくぞくと届いたり、地域のスーパーなどにより食料問題はそこまで深刻ではない。
・通信が途切れたらどうるすのか？→アマチュア無線を使うとか

4　栗原市社会福祉協議会

訪問先担当職員　栗原市社会福祉協議会　地域福祉課　課長代理　早坂忠信 氏

①地域福祉計画等での災害時要援護者対策の位置づけ
・H19 年４月…要援護者登録の範囲、個人情報の取り扱いについて組織内調整(部内→法令担当(総務)→防災担当)。
・H19 年５月…個人情報審議会に諮らす、同意方式、関係機関共有方式の併用とし、民生委員協議会への調査要求
・H19 年６～７月…広報紙にて登録を周知した上で、民生委員による登録の促しを行う。まとめ開始。
・H19 年８～９月…調査内容を総合支所の福祉担当課でデータを整理し、本庁社会福祉課で集積した。
・H19 年 11 月…防災担当、市消防本部へ提供し平常時の緊急情報として稼動、地図データとリンクさせて情報管理。まとめ終了。
・H19 年 12 月…市社会福祉協議会へ誓約書の末、情報提供。
※情報提供に対する同意者の割合は 97.6%。
・H20 年４～５月…要援護者登録に関する要綱の制定、告示。地域防災計画と連動した要援護者支援マニュアル(案)の作成
・H20 年６月…市民児協に対し、登録者の再確認(加除)依頼
※6 月 15 日から再調査を行う予定であったが 14 日に被災

（発災後）
②市民生活部としての動き
H20 年６月 14 日　08：43 地震発生
・ 8:43…震度４以上だったので職員召集
・10:00…部の職員の８割が出勤し、福祉施設の被害状況確認や浄化槽の漏水・漏油事故多発
・12:15…避難所開設し、職員派遣と物資輸送開始
・12:30…公共施設の被害状況やゴミ処理施設の復旧作業などの被災情報が入る
・13:30…夕食に向けての炊き出し準備や避難所に保健師追加派遣
・15:00…栗駒・花山の避難所に毛布や日用品セット送致。

・15:30～17:00…食材を市内のスーパーなどから頂き、食材が届き次第炊き出しを順次開始したり、避難所用布団等の物資(仙台のレンタル業者に 500 組発注)が到着次第配送
・17:00～21:00…市内施設の平常利用に向けた復旧対応。避難所運営に終始する。この時点で、テレビなどを通じて被害の様子を知る。(職員はいろいろな応対に追われていたのでここで始めて何が起こったのか改めて理解した)
・23:25…県より災害救助法適用のＦＡＸ受理
・６月 15 日 4:30～終日…業者より朝食用食材確認の連絡が有り。耕英地区へ食材をヘリで輸送準備。
終日、被害対応と福祉・衛生施設復旧。避難所運営に終始。

③利用者への安否確認と個別の支援の状況
・8:43…安否確認開始
・10:00…各総合支所に対し、30 分毎に要援護者の安否確認を報告するように指示したが、電話による伝達が困難だったため時間がかかる。始めの報告は 11:00～11:30 だった。
・12:15…高清水・鶯沢地区の安否確認終了。両方とも怪我人なし。
・12:30…瀬峰・志波姫・花山地区の安否確認終了。どの地区も行方不明者なし。
※花山地区は電話連絡不能のため職員が現場へ出向き確認
・13:30…一迫地区の安否確認終了
※一迫地区は１番揺れが激しかったが村だった為消防団などと協力し確認が早く終わった。
・15:00…築館・若柳地区の安否確認終了
・15:30～17:00…金成地区の安否確認終了。
栗駒地区の安否確認が進まず、市民生活部から直接確認開始→被災者が多く、人的不足と電話不通によるものであった。
・21:40…栗駒地区は耕英地区を除き安否確認終了。耕英地区は陸路なく、完全に孤立してしまった。(地震から 13 時間経過)
※自衛隊は徒歩６時間かけて駒の湯まで踏破し捜索へ。
・６月 15 日 15:00…栗駒耕英地区に衛星電話が設置され安否確認が全地区で終了する。(発生から 30 時間経過)

④ヘルパー派遣やデイサービス事業への影響
・地元の人が昼間は要援護者などを見、夜は県の保健師が見た。
・４～５日かけて 298 名の保健師で各地域の要援護者などを見て回る。地元ではない人には地図などを作って配布した。

⑤その他
・今回の災害において地域がら民生委員が積極的に動いてくれた。元々単身者への訪問などはよく行っていたりとコミュニケーションもうまく取れていた。
・今回、自衛隊より前に民生委員や区長が要援護者宅に訪問などして早々と状況判断が出来た。

⑥今後の課題

・電話が復旧しない場合の連絡について、平常時からの非常回線設置の必要性
・震度４以上で安否確認をお願いしているものの、夜間の確認方法やその判断目安がない。
・要援護者に対する、地域支援者の特定やその対応の手順など早急に見直す必要がある
・民生委員を頼りにしすぎているので民生委員の役割が多き過ぎる。もし頼りの民生委員が被災した場合どうするのか。
・台帳を製作するのに高齢者は把握出来るが、精神障害者の把握がうまくいかずどこからどこまで声をかけて台帳登録していくのか。
・各市町村避難場所は決まっているが経路など明確にはなっていない。

5　社会福祉法人栗原秀峰会

訪問先　担当職員　常務理事兼施設長　菅原廣則 氏　園長　二階堂明彦 氏

（発生前）

①地域性、地域との関係性、障害者、高齢者の生活の特徴

年２回(６月と 11 月)の総合防災訓練に地域住民(約 20 名)に参加協力して頂き、消防署の指導もあり利用者や職員の防災意識の向上を図っている。また、地域住民の訓練参加を通じて知的障害について少しでも理解して頂けるように努めている。

②災害への備え

毎月防災訓練を実施しながら、避難経路の確認を行っている。

・総合防災訓練…６月と 11 月に実施。
　内容は救護訓練、通信訓練、避難訓練、消化器の使用訓練
・部分訓練…６月、11 月以外の月に実施。
　内容は避難訓練

→毎月やるということはとても大切なことだが、実際はマンネリ化しつつあるので新たな対策を練らなくてはならない。

非常食等の備蓄…非常食(３日分以上の備蓄、職員含む)・寝具一式(10 組、普段は屋外用などに使っている)

画像の災害備蓄用のパンも非常食として役に立った。授産製品として製造販売している。

（発災後）

③災害時要援護者、特に障害者の被災状況

今回の地震は山のふもとが震源地だったので障害者(入所者・通所者)に被害はなかった。

④ヘルパーをはじめとするスタッフの被災状況

一部の職員の家屋が損壊、水道のライフラインの供給が停止していたが、２週間程度で復旧している。

職員及び家族には怪我等はなかった。

⑤利用者への安否確認、個別支援の状況

通所施設・分場利用者・招集不能だった職員への安否確認を電話で行っている。

入所施設利用者は第一避難所へ避難し安否確認を行い待機し、その後交流棟ホールにて昼食を摂取し、当日の夕方には各居住棟に戻り普段どおりの生活をしている。

ただ、災害時には携帯などはほとんど繋がらなくなってしまったので直接見て回った。

今回の災害時には入所者の親からの問い合わせも殺到した。親側から秀峰会には繋がるが、秀峰会から親側には繋がらなかったので、我が子を心配する親から多々苦情などもあった。だが、これは１部の親からの苦情であり他の親などが、「親ならば心配な気持ちもわかるが、電話のみの確認ではなく直接見に行ったり、秀峰会の状況も理解すべきだ」と話し和解した。今回の災害を通じて、親の会で連絡網のようなものも作ったらどうかという話も出ている。

⑥地震災害に伴う施設や居宅サービスへの影響

入所施設の水道管の破損、棟内外の壁のひび割れ・破損、一部暖房設備の破損等があった。水道管の破損については仮復旧が当日中に実施し、日常生活への影響はなかった。

しかし、授産作業所の機械等(パンを生産する機械や地域指定のゴミ袋を作る機械)に破損が見られ、復旧工事のために概ね１週間程度通常の作業を行うことが出来なかった。

(今後の課題)

・震災時の連絡方法として電話等の通信が不能となった場合の連絡方法の有効な手段の検討が必要である。

・緊急的なショートステイという一時的な生活であっても、震災の混乱の中避難する障害者の生活の混乱を少なくする為の、受入の際の障害の状況(自閉症、精神障害等)、特性(こだわり、接し方等)、投薬状況(食事などのアレルギー、その他のアレルギー問題)等こまかな情報がないと、あたたかい生活を送らせることが出来ない。プライバシーの保護という問題もある中で、このような情報が共有できるように工夫することが課題である。秀峰会では、過去に２回や今年の 12 月 18・19 日に強度行動障害(自閉症)セミナーを開催することで、強度行動障害(自閉症)の障害特性や関わり方を多くの方に知っていただけるようにしている。

（その他）

日頃から地域との交流を大切にしている。

例えば、毎月 15～20 名程度で地域の方との昼食会を行っていたり、行事などは施設のみでやらず地域の方に積極的に参加している。(運動会など)

これらは地域の方に知的障害についてよく理解してもらうためである。

その結果、地域の方とは仲良くなることができ、助け合い精神が強くなったが、その反面地域ヘルパーなどを必要としてくれなくて困っている。

B．東海４県の市町村ヒアリング調査結果

平成 20 年 10 月から平成 21 年３月にかけて行った東海４県（愛知・岐阜・三重・静岡）の市町村へのヒアリング調査の結果は以下のとおりである。

(1) 愛知県（54 市町村／61 市町村）

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
豊橋市	福祉保健課	要援護者台帳を整備中。
岡崎市	保健福祉部福祉総務課	ガイドラインとは一線を画し、独自の災害時要援護者支援制度を導入。
一宮市	福祉こども課	21年度台帳整備予定。
瀬戸市	高齢者福祉課	個人情報取扱いとの兼合いもあり台帳整備はしていないが、作成予定はある。
半田市	福祉課	台帳整備中だが、制度の周知、支援者策定が必要。行政と地域をつなぐ新しい組織を結成。
春日井市	市民安全課	台帳整備は終了。
豊川市	消防本部防災対策課	18 年度台帳整備終了。支援制度の理解不足、支援者策定、町内会への非加入者の取扱い。
津島市	総務部防災安全課	今後台帳整備に各部局間協力して取り組む。
碧南市	防災課	台帳整備終了。安否確認、個別支援は行う予定。
刈谷市	障害福祉課	17年度整備終了だが、更新作業が大変。安否確認、個別支援は検討していない。
豊田市	高齢福祉課	地域における支援体制の確立が今後の課題。
西尾市	総務部防災対策課	今年度マニュアル作成し、手上げ方式により申請を受け付ける台帳の整理方法と情報をどのように地域に出すかが今後の課題。
蒲郡市	安全安心課	台帳整備はしていないが、本人の手上げ方式によって名簿作り出来る体制にしたい。
犬山市	総務課	台帳整備、安否確認、個別支援は行う予定。
常滑市	健康福祉課	21年度台帳整備予定なので、現在、案を検討中。
江南市	健康福祉部福祉課	18 年度台帳整備終了。非同意者は登録が進まない。支援に対する考え方に温度差がある。
新城市	防災対策課	21 年度台帳整備予定。要援護者及び支援者の災害対策の理解と認識が必要。
新城市	福祉課	台帳整備、安否確認、個別支援は行う予定。
東海市	市民福祉部社会福祉課	20年度より台帳整備中、個別支援計画も出来ている。
大府市	福祉課	要援護者自身が地域とのかかわりを持ち他力本願にならずに、地域住民の理解を得る必要がある。
知立市	長寿介護課･福祉課	これから台帳整備予定。安否確認、個別支援は検討中。
尾張旭市	安全安心課	20 年度台帳整備終了。安否確認、個別支援については検討中。
高浜市	地域協働部生活安全Ｇ	台帳整備は終了。

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
岩倉市	福祉課	16年度台帳整備終了。安否確認、個別支援は行う予定。
日進市	防災安全課	20年度より台帳整備中。安否確認、個別支援は検討してない。
田原市	防災対策室	台帳整備予定。GISの必要性も含め支援方法を検討中。
愛西市	社会福祉課	21年度台帳整備予定だが、広範囲による検討が必要。
清須市	社会福祉課	台帳整備は終了。同意方式で行っているが機関を自らが選択する方式のため共有化できず見直しを行っている。
北名古屋市	福祉東グループ	台帳は現在整備中。
弥富市	防災安全課	17年度から台帳整備をしているが、個人情報保護の問題や登載に対する抵抗感が問題。
東郷町	福祉課	要援護者台帳の整備予定はない。
長久手町	福祉課	台帳整備終了。安否確認、個別支援を行う予定。
豊山町	福祉課	17年度台帳整備終了。台帳は民生委員独自の調査のため、全体把握、更新作業が困難。
春日町	福祉課	台帳整備終了。台帳は地区民生委員に送付している。
大口町	総務部行政課	今後台帳整備を進める。
扶桑町	健康福祉部　福祉児童課	ゼンリン Zi-10 でお手軽に管理しようと考えている。
七宝町	総務課	22年度台帳整備予定。
美和町	福祉課	17年度台帳整備終了。安否確認、個別支援は検討してない。
甚目寺町	総務課	事務作業の体制により台帳整備の予定はないが、個別支援、安否確認は行う予定である。
大治町	総務課	作業体制の遅れにより台帳整備の予定はない。個別支援、安否確認は行う予定である。
蟹江町	民生部　住民課	自治会、町内会主導で台帳整備中。
阿久比町	総務部防災交通課	台帳整備は終了。
東浦町	福祉課	さまざまな方法で周知し、台帳整備を行っているが、全ての把握は難しい。
南知多町	総務課	20年度整備終了だが、個別支援、安否確認は行う予定はない。
美浜町	住民福祉課　社会福祉係 総務課　交通防災係	台帳整備も個別支援もこれから策定。
武豊町	福祉課	要援護者台帳を整備中。GISシステムは予算の関係で見送り。
吉良町	健康福祉部福祉課	台帳整備は終了。避難所の整備に重点をおいている。
幡豆町	総務課･福祉課	台帳整備予定だが、まず対象者の範囲を検討中。
幸田町	総務課	台帳は現在整備中。
三好町	福祉課	台帳整備は終了。
設楽町	町民課	台帳は現在整備中。

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
東栄町	総務課	19年度台帳整備終了。日頃の見守り活動などを通して、安否確認、個別支援を行う予定。
豊根村	総務課	20年度より整備予定。
小坂井町	健康福祉課	登録者本人の申請が必要なため、あえて個々には通知しない。

(2) 岐阜県（25市町村／42市町村）

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
岐阜県	健康福祉部高齢福祉課	要援護者対策は福祉部局で進めている。県内には山間部も多く、情報の連絡や個人上管理の問題も多い。
川辺町	住民課	台帳整備は終了しているが、個別支援計画は整備されていない。
北方町	福祉健康課	台帳整備は終了。今後関係団体で検討。
岐阜市	都市防災部都市防災政策課	台帳整備は終了しているが、個別支援計画は計画中。岐阜県GISシステムを使用、個別支援計画は整備されていない。
下呂市	総務課	台帳は整備されている。情報提供同意した個人情報を自治会も保管している。
神戸町	総務課	要援護者対策はまだ進んでいない。
飛騨市	健康福祉部健康いきがい課	台帳整備は終了しているが個別支援計画は計画中。岐阜県GISシステムを使用。
美濃加茂市	福祉課･防災安全課	要援護者台帳を現在整備中。庁内情報システムの問題でGISを検討している。
可児市	健康福祉部福祉課	要援護者台帳を現在整備中。GISシステムについて以前プロポーザルに参加。新システムで稼動検討する。
各務原市	防災交通課	台帳整備は終了しているが、個別支援計画は整備されていない。岐阜県GISシステムで対応。
岐南町	消防防災課･健康推進課	福祉部門の連携が取れなくて機能しない状態。合同のプロジェクトチームを立ち上げて今後進めていく。岐阜県統合型GISを利用して個々にマップを作成している。
郡上市	健康福祉部社会福祉課	台帳整備は終了。個別支援計画は検討中。
恵那市	高齢福祉課･防災対策課	市町村合併により担当職員がいなく進んでいない。部局間での連携ができない。
御嵩町	健康福祉課	台帳整備は終了。個別支援計画を進めている。

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
山県市	社会福祉課	台帳整備は終了。情報の共有化について様々な意見がある。 台帳整備から安否確認、行政機関への報告システムの確立が難しい。また、台帳情報の更新が技術的手法として難しい。
瑞浪市	総務部総務課	要援護者台帳整備の計画はあるが、同意方式や共有方式等の手法や個人保護条例、情報開示をどこまでするか内部で調整を図っていく。
多治見市	情報防災課	台帳整備は終了。個人情報について開示方法の問題がある。 区長会や町内会など地域の理解が必要。
大野町	総務部総務応報課	要援護者台帳の整備予定はない。
中津川市		台帳整備は終了。山間部が多く同法無線システム整備が終了したら個別支援計画や安否確認システムを検討していきたい。
東白川村	国保診療所 保健福祉部門	台帳整備は終わっているが庁内の情報システムと連携がとれない。県内提供のGISシステムの操作が難しい。
白川町	保健福祉課	台帳は整備されているが、個別支援計画は整備されていない。
八百津町	防災安全対策室	台帳整備は終了。個別支援計画や安否確認システムを検討中。
富加町	社会福祉協議会	要援護者対策は検討中。
揖斐川町	総務課	要援護者台帳の整備予定はない。
輪之内町	地域包括支援センター	台帳整備は終了している。GISシステムについては検討しているが価格と操作性で悩んでいる。

(3) 三重県（23 市町村／29 市町村）

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
三重県	防災危機管理局 　地震対策室 健康福祉部 　健康福祉総務室	県独自で要援護者対策予算化している。具体的な取り組みは県内各自治体へ財政援助をしている。
いなべ市	福祉総務課	台帳整備は今後の予定である。現在関係部局と調整しているが対象者の基準を検討中である。
桑名市	防災対策課	要援護者台帳を整備中。社協と連携しGISシステムを検討している。
四日市市	障害福祉課 防災対策課	18年8月より要援護者支援活動を展開。 地域が主体となり、台帳に保管して、平常時より防災訓練で活用。安否確認にも活用。 19年度より65歳以上の希望者と、障害者手帳、療育手帳所持者を登録。 24箇所の地区市民センターにデータを置いて管理。 市役所本庁（福祉課）はデータの提供。同意者名簿のとりまとめ、抽出して出張所へ流す。 住基データとの連動ができないので、重複や転居、行方不明の漏れをつぶすのが大変。現在 Excel で管理。 自治会長からのクレーム。65歳以上で自身が要援護者の希望を出すものの、支援者に回らなければならない。台帳の整理にあたっては「自分たちのやり方でやりたい」と主張。仕事が増えることを懸念。自治会のやる気。
松阪市	生活部安全防災課	要援護者台帳は未整備。 今後社会福祉協議会と連携して取り組んでいきたい。 社会福祉協議会では市内20箇所余りの町内会で地元の防災マップ作りを検討している。A地区では地元で手書きのマップを作成したが大変な作業であった。GISマップ作成システムが有効である。検討していきたい。
尾鷲市		要援護者避難所備蓄品について整備中である。津波が心配される地域であり、住民の避難訓練も盛んであり防災意識も高い。 今後、要援護者把握のため台帳整備も進めていく。
熊野市	福祉事務所	現在要援護者台帳を整備中。民生委員が定期的に該当者宅を訪問しているが新旧の民生委員交代時には混乱も予想される（個人情報等）。GISは高価なものと思うが、今回のモデル事業の対象として考慮していただければ、ぜひ今後各部局で連携していきたい。
伊勢市	長寿課	要援護者対策は避難所用品等の整備中。台帳等はこれから整備予定。

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
鳥羽市		社会福祉協議会中心となり、日頃の訪問活動の中から顔の見える関係作りを目指す。地域での格差が大きいため今後行政の調整が必要と考えている。
志摩市	健康福祉部地域福祉課	台帳は未整備
伊賀市	健康福祉部高齢障害課	台帳整備の基準作りを現在検討中である。特に一人暮らし高齢者の実情･実態把握が困難であり、現状を台帳に反映させるシステムの検討中である。
名張市	危機管理室長 障害者支援室	台帳整備は検討中。個人情報の取り扱いについて審査委員会の意向調査を兼ねて関係部局と調整する。 地域の要援護者支援対策について社会福祉協議会でセミナーを企画している。
東員町	健康福祉課	避難所機材について随時準備中。防災倉庫の整備に重点を置いている。 台帳整備は福祉課と連携し防災課と情報共有のシステムを考えている。
木曽岬町	福祉健康課	台帳を整備中。GISシステムは庁内で整備済。
朝日町	町民福祉課	要援護者台帳作成の準備中。
川越町	総務課	要援護者台帳は今後防災部局と調整しながら整備予定。GISシステムは三重県統合型を考えているがまだ検証できていない。
菰野町	総務課	災害発生時には行政関係者だけでは手が回らない。自主防災組織の活動が不可欠。要援護者対策にも近所の助け合いが不可欠となる。「共助」の風土作りが必要となる今後個別支援避難計画について検討していく。
大台町	総務課	要援護者台帳整備中。
大紀町	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自でGISシステムを検討する。 過去に津波で大きな被害を受けているので地域の要援護者避難支援システムの導入を急いでいる。
御浜町	健康福祉課･総務課	要援護者台帳を整備中。 人口も少なく、高齢化率も高いため台帳の必要性を感じているが、地域と連携しマップを作成したい。
紀宝町		和歌山県との県境で住民も県外からの移転者が多く比較的高齢化率は近隣市町村に低いが、要援護者対策はこれから進めていく。個別支援･避難支援計画等、課題整理から進めていく。
南伊勢町	総務課	要援護者台帳整備中。
紀北町	危機管理室	要援護者台帳整備は終了。 GISシステムについては導入費用と事業効果のバランスがわからない。

(4) 静岡県（28 市町村／38 市町村）

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
熱海市	社会福祉課	災害時要援護者対策は人命が関わり責任が重い地域との連携強化が避難支援･安否確認には重要。要援護者情報を地図に落とし課題等含めて進めていきたい。
伊豆の国市	福祉課	これから台帳整備に取り掛かる。
伊東市	保健福祉部　社会福祉課	要援護者台帳は現在整備中。個別台帳の整備について避難支援者を具体的に決めていく際困難が予想される。
磐田市	社会福祉課	台帳整備はこれから進めるが、個人情報保護との関係で各自主防災会での台帳整備が進んでいない。
大井川町	保健福祉課	要援護者台帳の絞込み、支援者を誰にするか、民生委員が持っている情報との突合せ兼ね合いで苦慮している。
御前崎市	福祉課	要援護者台帳は整備済。原子力発電所の近くであり、災害時には特に注意が必要と考えられる。今後個別支援計画や避難支援プラン、防災訓練等地域の防災啓発を進めていく。
掛川市	高齢者支援課	本人からの同意意思確認に時間が掛かり苦慮している。回答があっても内容に不備があり再度電話確認をしている。今後発災時における町内会防災組織、民生委員との緊密な連携体制を整える必要がある。
菊川市	健康福祉課	個人的な意見として注釈。 GISシステムについては被災支援窓口受付、処理等応用が考えられ有効と思われる。個別支援計画や要援護者対策も結論はいかに要援護者を安全に避難させるかが問題。地道説得活動が重要と考えられる。
湖西市	地域福祉課	地元で防災マップを作っている。台帳整備は今後進めていくが個人情報の扱いについて内部調整が必要。GISシステムは経費や操作性について検討の余地がある。
御殿場市	健康福祉部社会福祉課	防災･福祉･高齢部局とGISについてデモを行う。昨年度国の総合防災訓練を行った。地元災害ボランティアが活発に活動しているが、要援護者対策については今後台帳整備はまだであり地元住民との協力関係を保ちながら進めていきたい。
静岡市	福祉総務課	要援護者台帳を整備中。今後個別避難支援プランや地域との調整を図っていく。
島田市	防災対策課	要援護者名簿を作成しGISソフトへ移行。活用していく。
下田市	福祉事務所	地域福祉等推進特別支援事業によりGISソフトを使用して要援護者台帳整備に掛かる。
裾野市	社会福祉課	台帳整備は終了しているが個別支援計画は策定中。

団体名	担当部局	要援護者対策の取り組み状況
長泉町	社会福祉協議会	ゼンリンのシステムを使い要援護者台帳を使用しているが担当者の時間及び操作時間がとれずあまり活用していない。
西伊豆町	健康福祉課	台帳整備はこれから。 要援護者特に高齢者世帯把握に重点をおき地域特性から世帯数も限られており比較的状況は把握している。外部への情報としてはGISは必要かも。
沼津市	社会福祉課	要援護者対策には各専門部署の取り組みが必要。名簿情報の提供先へ「情報管理ルール」の策定を依頼しているが理解を得るのが難しい。情報提供される側の責任も重い。
東伊豆町	総務部防災対策課	要援護者台帳現在整備中。今後災害時要援護者対策を進めていく。
藤枝市	社会福祉課	要援護者台帳については現在整備中。
富士川町	健康福祉課	富士市との合併により取り組んでいく。
富士市	福祉部福祉総務課	災害時要援護者名簿を作成したが利用方法が具体的に決まっていない。情報の活用･開示について検討課題となっている。
富士宮市	福祉企画課	要援護者台帳は整備中。地元防災Vの活動が活発であるが行政当局との要援護者支援対策に温度差がある。
牧之原市	地域福祉室	要援護者台帳整備は終了。今後活用方法について地域住民に理解を得るように進めていく。
松崎町	健康福祉課	台帳整備中。
三島市	障害福祉課障害福祉係	今年度から要援護者台帳整備を始めたところ。
南伊豆町	健康福祉課	台帳の整備中。今後災害時要援護者対策に取り組む。
森町	総務課防災係	台帳整備中。
焼津市	地域福祉課	台帳整備の予定はある。今後安否確認や個別支援計画を進めいていく。

４．要援護者台帳と個人情報保護に関する調査報告

(1) アンケート調査の概要

①アンケート配布先
東海４県の市町村の災害時要援護者対策担当部局（高齢福祉課、障害福祉課等）及び社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健所

②調査方法
郵送及び電子メール

③調査期間
平成 21 年１月 29 日から２月 10 日

④回答数
103 市町村／171 市町村　（回答率 60.2%）
※ただし、同じ市町村の複数の部署からの回答があったため、回答数は延べ 103 件となった。

(2) 調査結果

次ページ以降に調査結果を掲載してあるが、単純集計及び県ごとのクロス集計では項目ごとに目立つ分布は見られず、特筆すべきものは見られなかった。

①単純集計

自治体（県）ごとの回答数

愛知県	岐阜県	三重県	静岡県	合　計
37 *35.2*	25 *23.8*	22 *21.0*	21 *20.0*	105 *100.0*

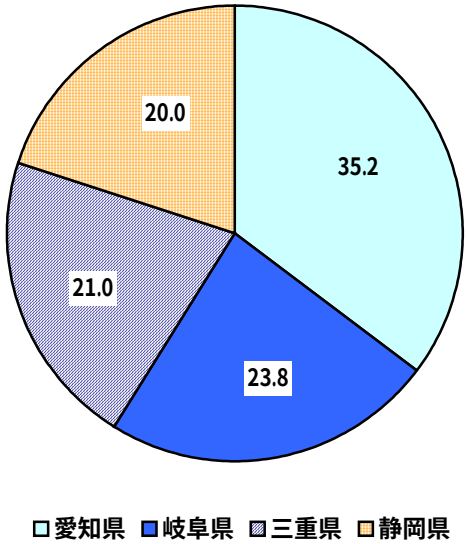

問１　災害時要援護者の情報の収集や行政外の関係機関等を含めた情報の共有の方法

関係機関共有方式のみ	同意方式のみ	手上げ方式のみ	関係機関共有方式と同意方式	関係機関共有方式と手上げ方式	同意方式と手上げ方式	関係機関共有方式と同意方式と手上げ方式	検討中	未定	その他	合　計
6 *5.7*	8 *7.6*	11 *10.5*	13 *12.4*	5 *4.8*	21 *19.9*	17 *16.2*	21 *20.0*	1 *1.0*	2 *1.9*	105 *100.0*

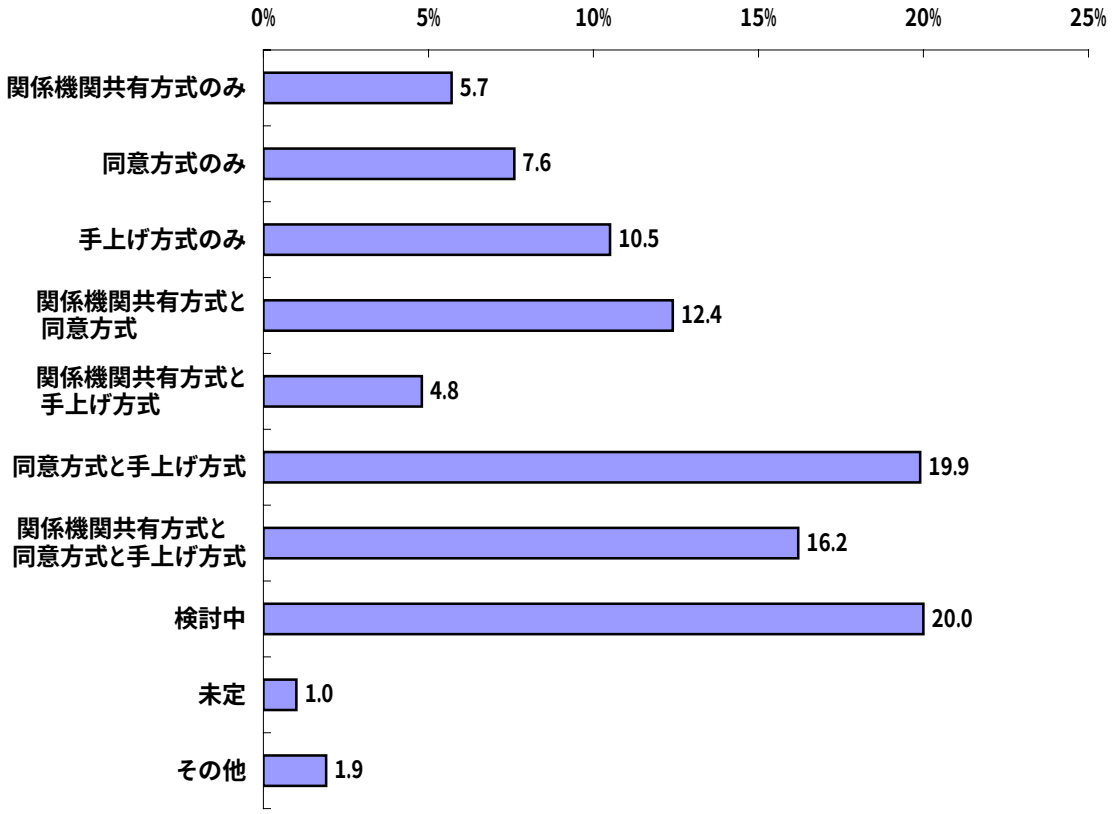

※「同意方式と手上げ方式」「検討中」がそれぞれ２割で、次いで「関係機関共有方式と同意方式」「手上げ方式のみ」の順であった。

問２　保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする取扱

個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用	保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有	その他	回答なし	合　計
49 *46.6*	19 *18.1*	36 *34.3*	1 *1.0*	105 *100.0*

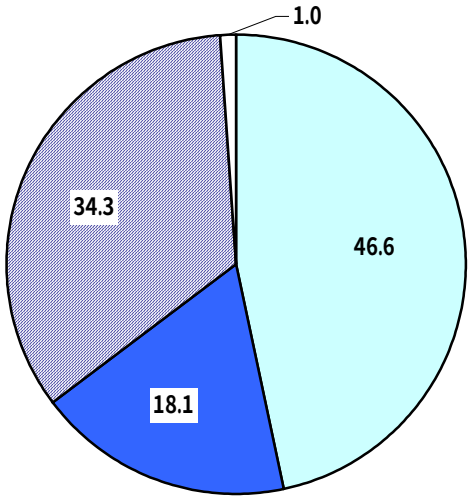

□個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用

■保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有

▨その他

□回答なし

※その他には第三者提供をすることに同意を得るという回答が多かった。

問３　災害時要援護者台帳を開示または共有している範囲

台帳整備担当部局	庁内の関係機関	民生委員	町内会長･自治会長	消防団･自主防災会	地域支援者	市町村社会福祉協議会	地域包括支援センター	指定相談支援事業所	その他	回答なし
90	89	91	88	84	78	78	74	68	30	11
85.7	*84.8*	*86.7*	*83.8*	*80.0*	*74.3*	*74.3*	*70.5*	*64.8*	*28.6*	*10.5*

回答者数
105
100.0

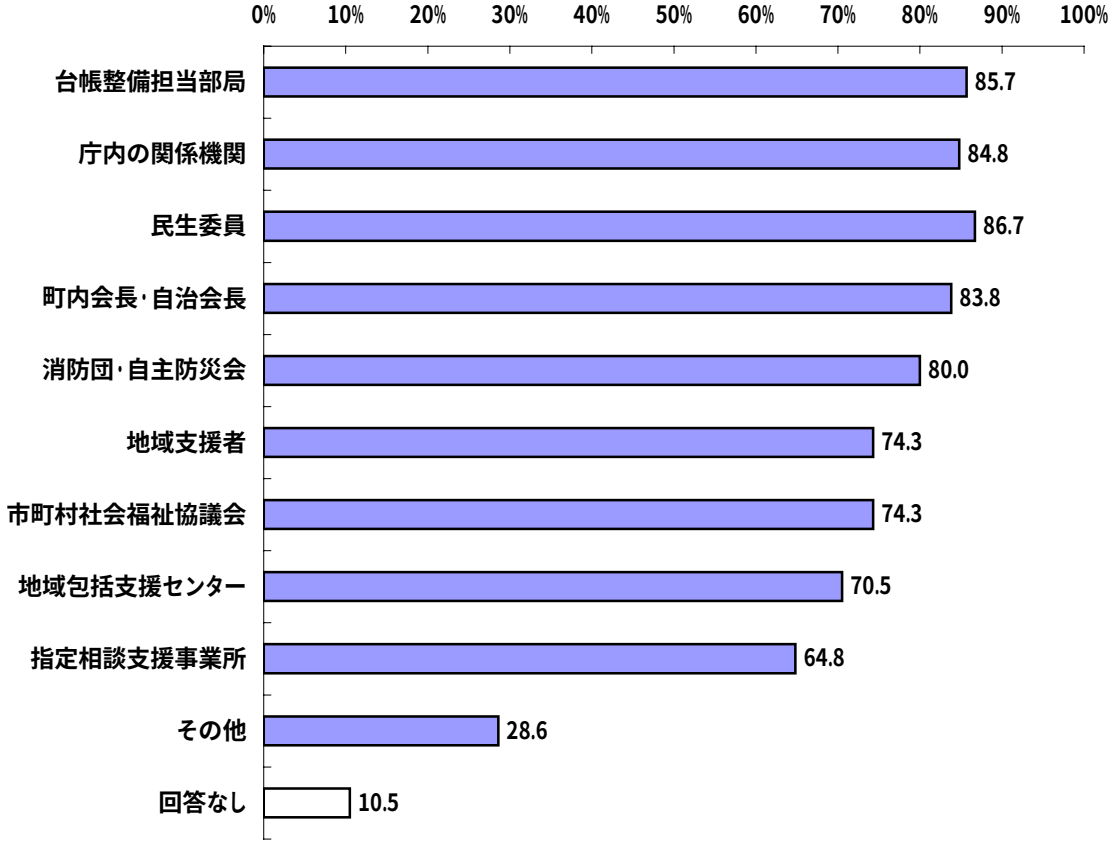

※各選択肢とも８割から６割とおしなべて高率であるが、これは平常時から発災後までの開示予定を含めて集計したためである。

問３　災害時要援護者台帳を開示または共有している範囲

状況 機関	平常時	警戒宣言 発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
台帳整備担当部局	76 *72.4*	19 *18.1*	19 *18.1*	2 *1.9*	9 *8.6*	15 *14.3*	105 *100.0*
庁内の関係機関	61 *58.1*	23 *21.9*	23 *21.9*	3 *2.9*	12 *11.4*	16 *15.2*	105 *100.0*
民生委員	71 *67.6*	20 *19.0*	23 *21.9*	5 *4.8*	9 *8.6*	14 *13.3*	105 *100.0*
町内会長･自治会長	50 *47.6*	25 *23.8*	25 *23.8*	7 *6.7*	11 *10.5*	17 *16.2*	105 *100.0*
消防団･自主防災会	40 *38.1*	24 *22.9*	28 *26.7*	8 *7.6*	14 *13.3*	21 *20.0*	105 *100.0*
地域支援者	19 *18.1*	18 *17.1*	26 *24.8*	9 *8.6*	27 *25.7*	27 *25.7*	105 *100.0*
市町村社会福祉協議会	26 *24.8*	10 *9.5*	20 *19.0*	7 *6.7*	29 *27.6*	27 *25.7*	105 *100.0*
地域包括支援センター	20 *19.0*	7 *6.7*	15 *14.3*	5 *4.8*	33 *31.4*	31 *29.5*	105 *100.0*
指定相談支援事業所	2 *1.9*	4 *3.8*	9 *8.6*	6 *5.7*	48 *45.7*	37 *35.2*	105 *100.0*
その他	9 *8.6*	5 *4.8*	4 *3.8*	3 *2.9*	15 *14.3*	75 *71.4*	105 *100.0*

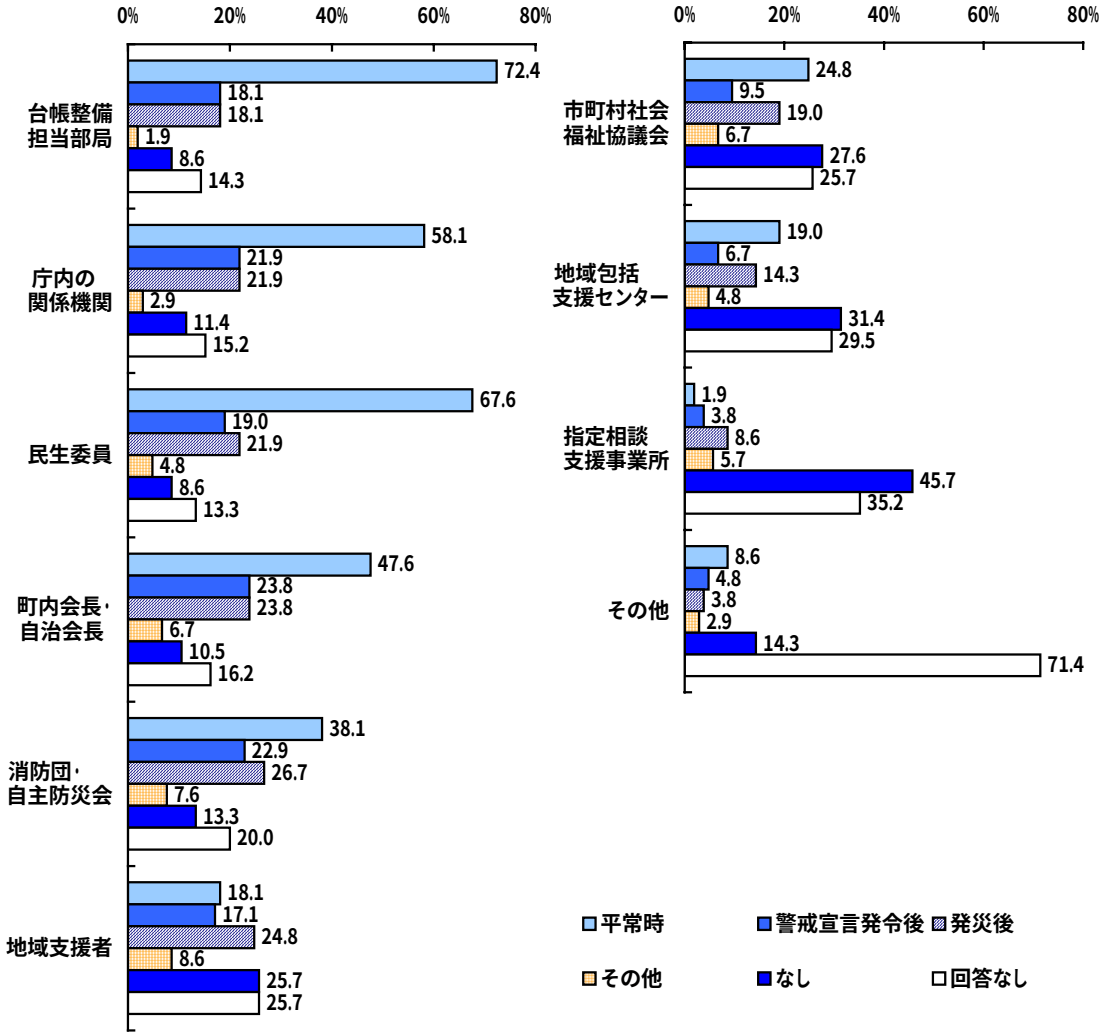

※平常時＜警戒時＜発災後の順に高くなると予想されたが、結果は予想に反した。複数回答で尋ねたものの、単数回答で答えたためかもしれない。

※「機関」のその他には警察、消防署、社協がなどがあげられた。

②県ごとのクロス集計

問１　災害時要援護者の情報の収集や行政外の関係機関等を含めた情報の共有の方法

	関係機関共有方式のみ	同意方式のみ	手上げ方式のみ	関係機関共有方式と同意方式	関係機関共有方式と手上げ方式	同意方式と手上げ方式	関係機関共有方式と同意方式と手上げ方式	検討中	未定	その他	合　計
全　体	6 *5.7*	8 *7.6*	11 *10.5*	13 *12.4*	5 *4.8*	21 *19.9*	17 *16.2*	21 *20.0*	1 *1.0*	2 *1.9*	105 *100.0*
愛知県	1 *2.7*	4 *10.8*	6 *16.2*	2 *5.4*	1 *2.7*	10 *27.1*	6 *16.2*	6 *16.2*	0 *0.0*	1 *2.7*	37 *100.0*
岐阜県	2 *8.0*	1 *4.0*	2 *8.0*	5 *20.0*	2 *8.0*	4 *16.0*	5 *20.0*	4 *16.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	25 *100.0*
三重県	1 *4.5*	2 *9.1*	0 *0.0*	1 *4.5*	2 *9.1*	3 *13.6*	3 *13.6*	9 *41.1*	1 *4.5*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	2 *9.5*	1 *4.8*	3 *14.3*	5 *23.8*	0 *0.0*	4 *19.0*	3 *14.3*	2 *9.5*	0 *0.0*	1 *4.8*	21 *100.0*

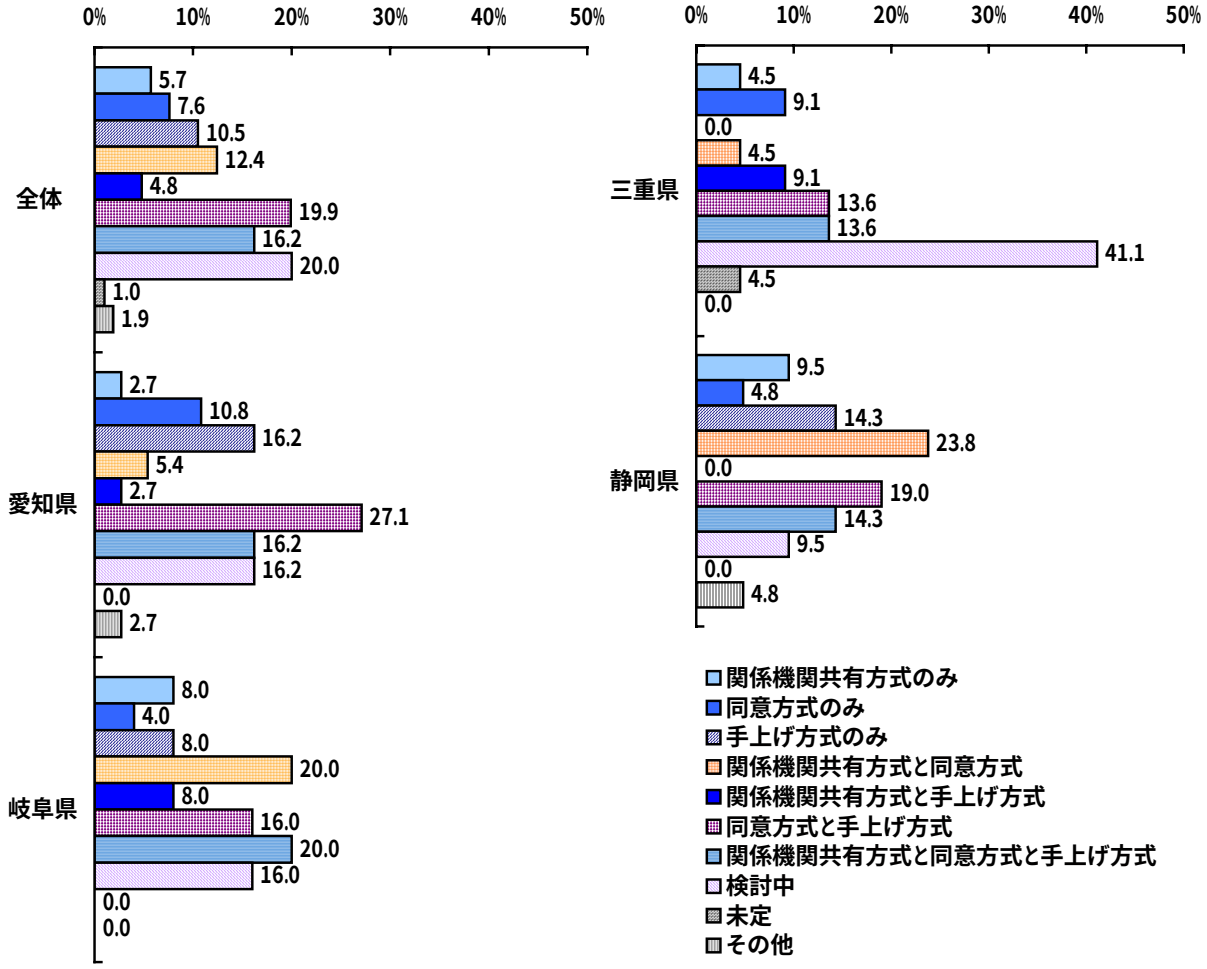

※三重県で「検討中」の割合が約４割と、他県に比べて高かった。また、愛知県では「同意方式と手上げ方式」が 27.1%、静岡県では「関係機関共有方式と同意方式」が２割強と、他県に比べてやや高かった。

問２　保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする取扱

	個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用	保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有	その他	回答なし	合　計
全　体	49 *46.6*	19 *18.1*	36 *34.3*	1 *1.0*	105 *100.0*
愛知県	19 *51.4*	2 *5.4*	16 *43.2*	0 *0.0*	37 *100.0*
岐阜県	13 *52.0*	6 *24.0*	5 *20.0*	1 *4.0*	25 *100.0*
三重県	9 *40.9*	3 *13.6*	10 *45.5*	0 *0.0*	22 *100.0*
静岡県	8 *38.1*	8 *38.1*	5 *23.8*	0 *0.0*	21 *100.0*

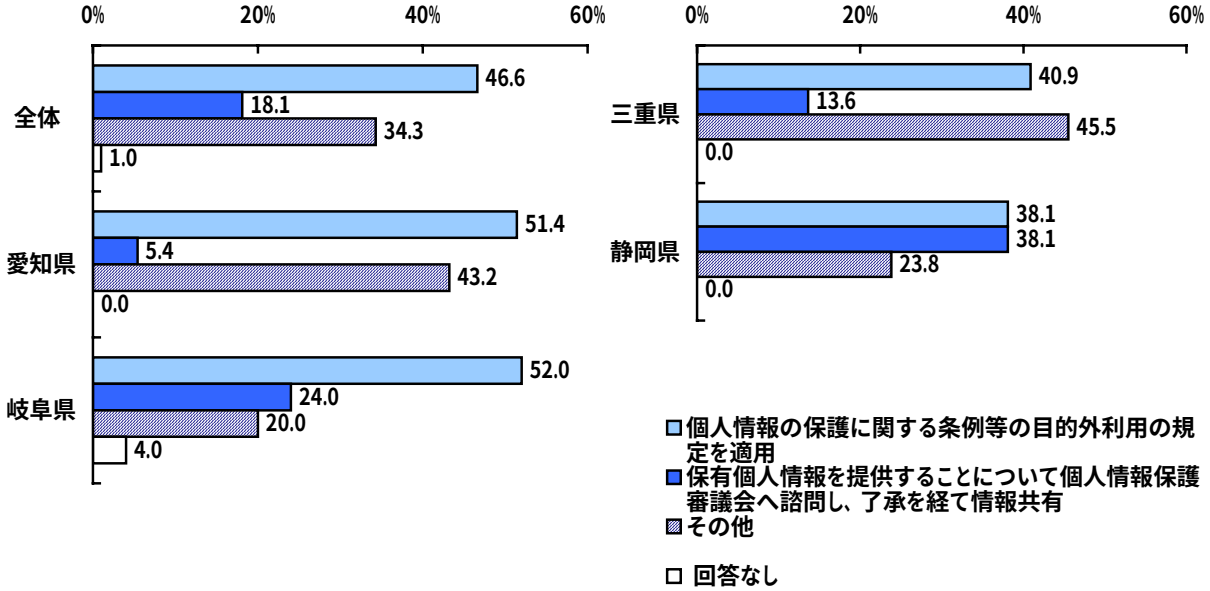

問３　災害時要援護者台帳を開示または共有している範囲

	台帳整備担当部局	庁内の関係機関	民生委員	町内会長･自治会長	消防団･自主防災会	地域支援者	市町村社会福祉協議会	地域包括支援センター	指定相談支援事業所	その他	回答なし	回答者数
全　体	90 *85.7*	89 *84.8*	91 *86.7*	88 *83.8*	84 *80.0*	78 *74.3*	78 *74.3*	74 *70.5*	68 *64.8*	30 *28.6*	11 *10.5*	105 *100.0*
愛知県	33 *89.2*	33 *89.2*	33 *89.2*	33 *89.2*	30 *81.1*	29 *78.4*	30 *81.1*	27 *73.0*	26 *70.3*	13 *35.1*	3 *8.1*	37 *100.0*
岐阜県	21 *84.0*	22 *88.0*	22 *88.0*	20 *80.0*	19 *76.0*	18 *72.0*	17 *68.0*	17 *68.0*	15 *60.0*	6 *24.0*	3 *12.0*	25 *100.0*
三重県	19 *86.4*	18 *81.8*	19 *86.4*	18 *81.8*	17 *77.3*	16 *72.7*	18 *81.8*	17 *77.3*	14 *63.6*	9 *40.9*	2 *9.1*	22 *100.0*
静岡県	17 *81.0*	16 *76.2*	17 *81.0*	17 *81.0*	18 *85.7*	15 *71.4*	13 *61.9*	13 *61.9*	13 *61.9*	2 *9.5*	3 *14.3*	21 *100.0*

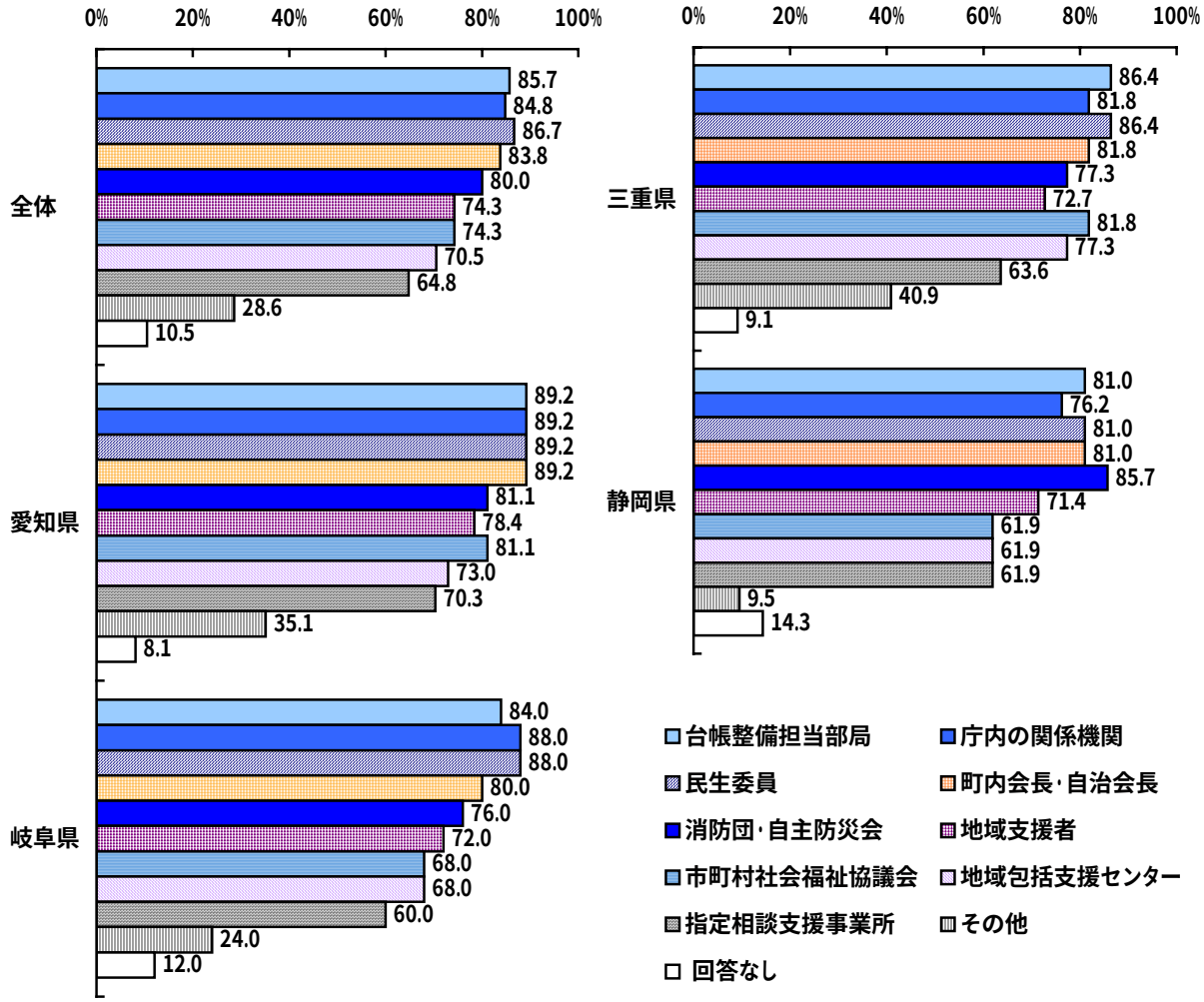

問３　①台帳整備担当部局

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	76 *72.4*	19 *18.1*	19 *18.1*	2 *1.9*	9 *8.6*	15 *14.3*	105 *100.0*
愛知県	31 *83.8*	8 *21.6*	8 *21.6*	0 *0.0*	0 *0.0*	4 *10.8*	37 *100.0*
岐阜県	19 *76.0*	4 *16.0*	5 *20.0*	1 *4.0*	2 *8.0*	4 *16.0*	25 *100.0*
三重県	10 *45.5*	4 *18.2*	3 *13.6*	1 *4.5*	6 *27.3*	3 *13.6*	22 *100.0*
静岡県	16 *76.2*	3 *14.3*	3 *14.3*	0 *0.0*	1 *4.8*	4 *19.0*	21 *100.0*

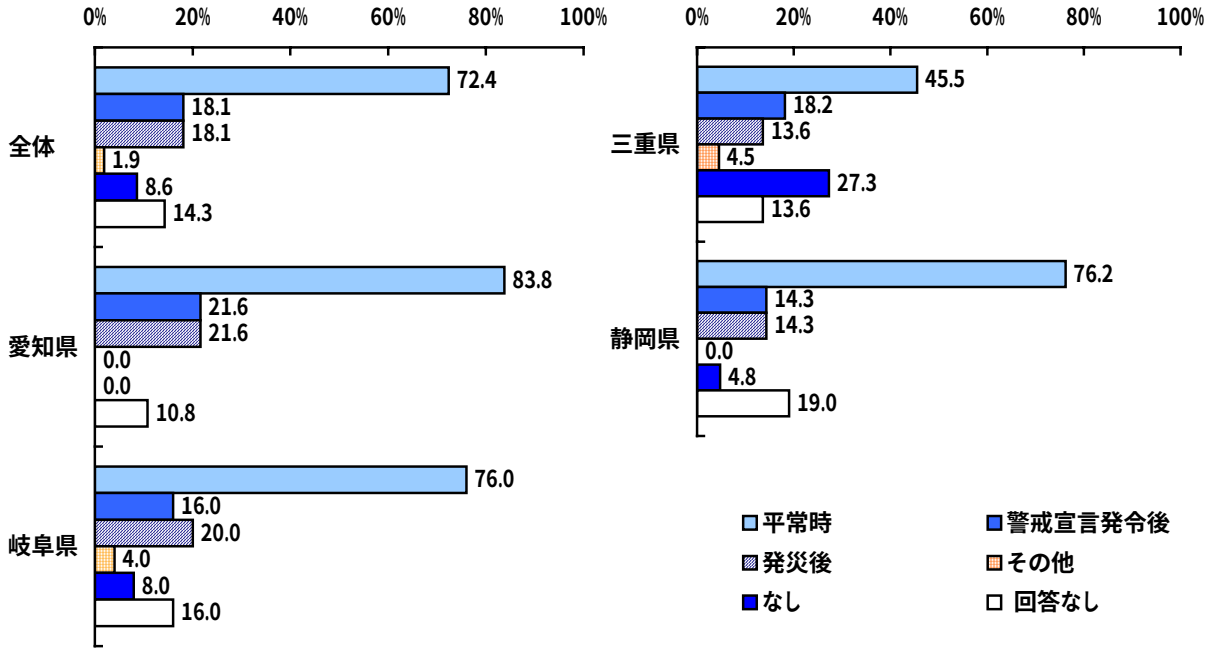

※三重県では、平常時より台帳整備担当部局内での共有の割合が５割を下回り、他県に比べて低かった。原因は不明である。

問３　②庁内の関係機関

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	61 *58.1*	23 *21.9*	23 *21.9*	3 *2.9*	12 *11.4*	16 *15.2*	105 *100.0*
愛知県	22 *59.5*	11 *29.7*	11 *29.7*	1 *2.7*	2 *5.4*	4 *10.8*	37 *100.0*
岐阜県	18 *72.0*	4 *16.0*	6 *24.0*	1 *4.0*	2 *8.0*	3 *12.0*	25 *100.0*
三重県	8 *36.4*	4 *18.2*	3 *13.6*	1 *4.5*	6 *27.3*	4 *18.2*	22 *100.0*
静岡県	13 *61.9*	4 *19.0*	3 *14.3*	0 *0.0*	2 *9.5*	5 *23.8*	21 *100.0*

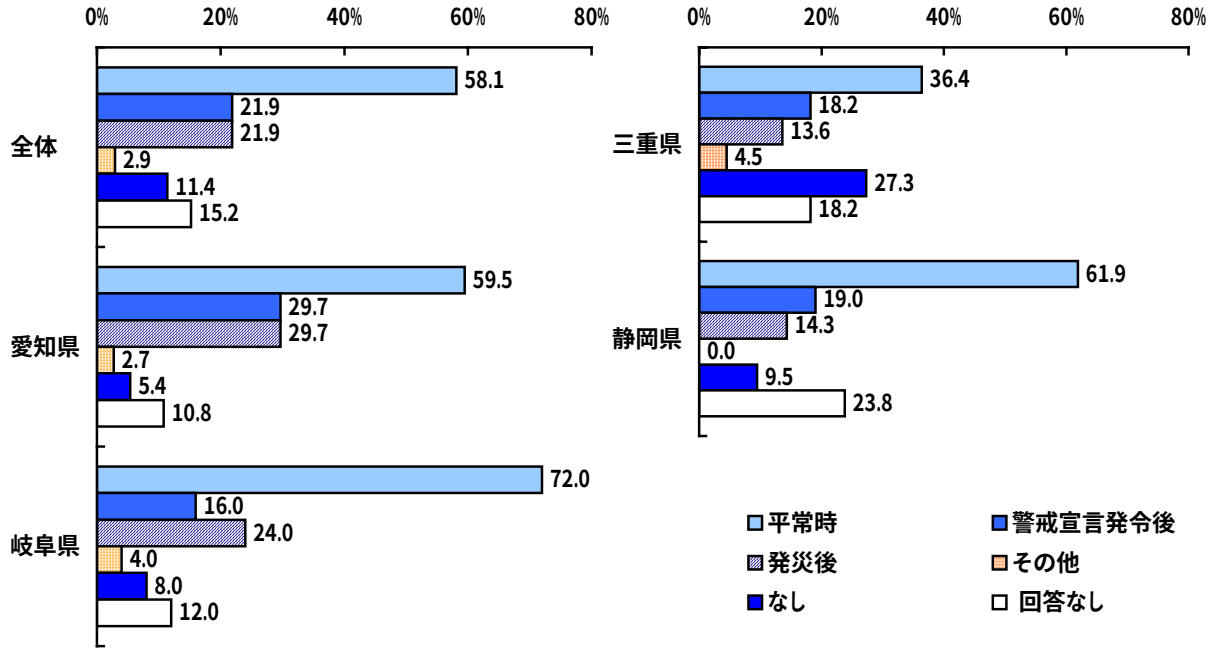

※岐阜県では、平常時より庁内関係機関での情報共有の割合が７割強と、他県に比べて高かった。

問３　③民生委員

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	71 *67.6*	20 *19.0*	23 *21.9*	5 *4.8*	9 *8.6*	14 *13.3*	105 *100.0*
愛知県	27 *73.0*	7 *18.9*	10 *27.0*	2 *5.4*	1 *2.7*	4 *10.8*	37 *100.0*
岐阜県	20 *80.0*	4 *16.0*	5 *20.0*	2 *8.0*	1 *4.0*	3 *12.0*	25 *100.0*
三重県	10 *45.5*	5 *22.7*	4 *18.2*	1 *4.5*	6 *27.3*	3 *13.6*	22 *100.0*
静岡県	14 *66.7*	4 *19.0*	4 *19.0*	0 *0.0*	1 *4.8*	4 *19.0*	21 *100.0*

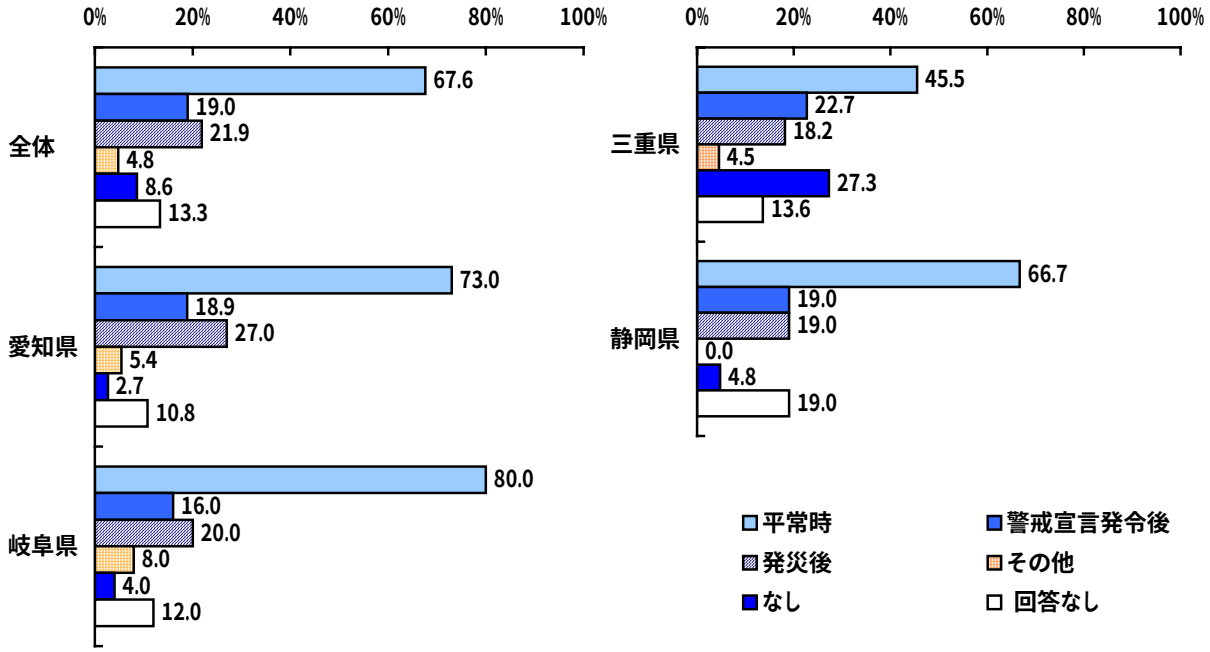

※三重県では、平常時より民生委員に情報を開示している割合が５割を下回り、他県に比べて低かった。

問３　④町内会長・自治会長

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	50 *47.6*	25 *23.8*	25 *23.8*	7 *6.7*	11 *10.5*	17 *16.2*	105 *100.0*
愛知県	21 *56.8*	9 *24.3*	10 *27.0*	1 *2.7*	3 *8.1*	4 *10.8*	37 *100.0*
岐阜県	12 *48.0*	6 *24.0*	7 *28.0*	2 *8.0*	1 *4.0*	5 *20.0*	25 *100.0*
三重県	7 *31.8*	4 *18.2*	5 *22.7*	3 *13.6*	6 *27.3*	4 *18.2*	22 *100.0*
静岡県	10 *47.6*	6 *28.6*	3 *14.3*	1 *4.8*	1 *4.8*	4 *19.0*	21 *100.0*

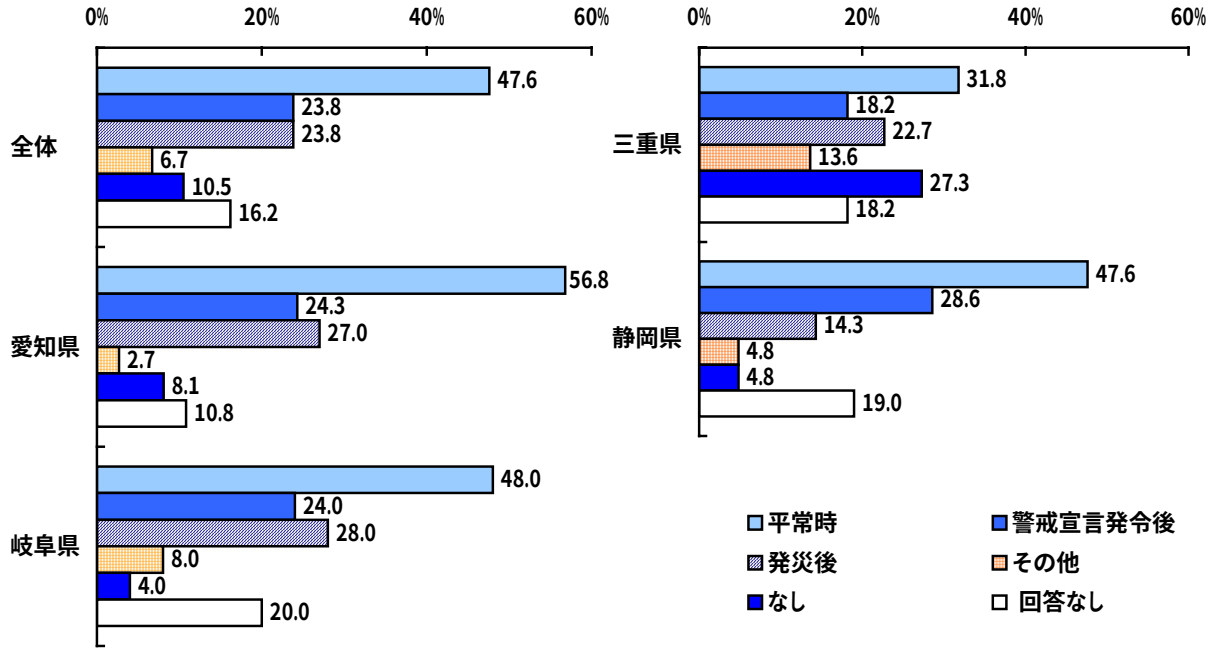

※各県とも平常時より町内会長・自治会長に開示している割合が半数前後を数え、予想以上に高く、特に愛知県の市町村では 56.8%と他県に比べて高かった。

問３　⑤消防団・自主防災会

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	40 *38.1*	24 *22.9*	28 *26.7*	8 *7.6*	14 *13.3*	21 *20.0*	105 *100.0*
愛知県	14 *37.8*	9 *24.3*	11 *29.7*	2 *5.4*	6 *16.2*	7 *18.9*	37 *100.0*
岐阜県	8 *32.0*	5 *20.0*	8 *32.0*	2 *8.0*	2 *8.0*	6 *24.0*	25 *100.0*
三重県	6 *27.3*	4 *18.2*	5 *22.7*	3 *13.6*	6 *27.3*	5 *22.7*	22 *100.0*
静岡県	12 *57.1*	6 *28.6*	4 *19.0*	1 *4.8*	0 *0.0*	3 *14.3*	21 *100.0*

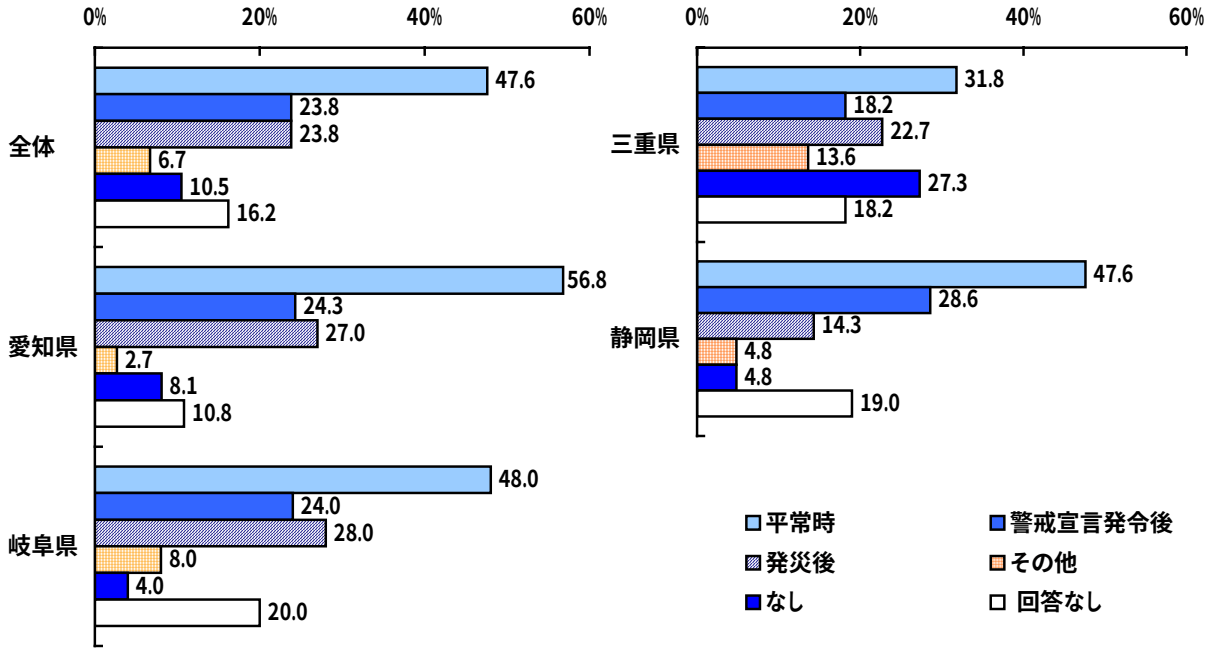

※静岡県では、平常時より消防団・自主防災会に情報を開示している割合が６割近く、他県に比べて高かった。

問３　⑥地域支援者

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	19 *18.1*	18 *17.1*	26 *24.8*	9 *8.6*	27 *25.7*	27 *25.7*	105 *100.0*
愛知県	12 *32.4*	6 *16.2*	10 *27.0*	1 *2.7*	9 *24.3*	8 *21.6*	37 *100.0*
岐阜県	1 *4.0*	5 *20.0*	9 *36.0*	2 *8.0*	5 *20.0*	7 *28.0*	25 *100.0*
三重県	3 *13.6*	3 *13.6*	3 *13.6*	4 *18.2*	8 *36.4*	6 *27.3*	22 *100.0*
静岡県	3 *14.3*	4 *19.0*	4 *19.0*	2 *9.5*	5 *23.8*	6 *28.6*	21 *100.0*

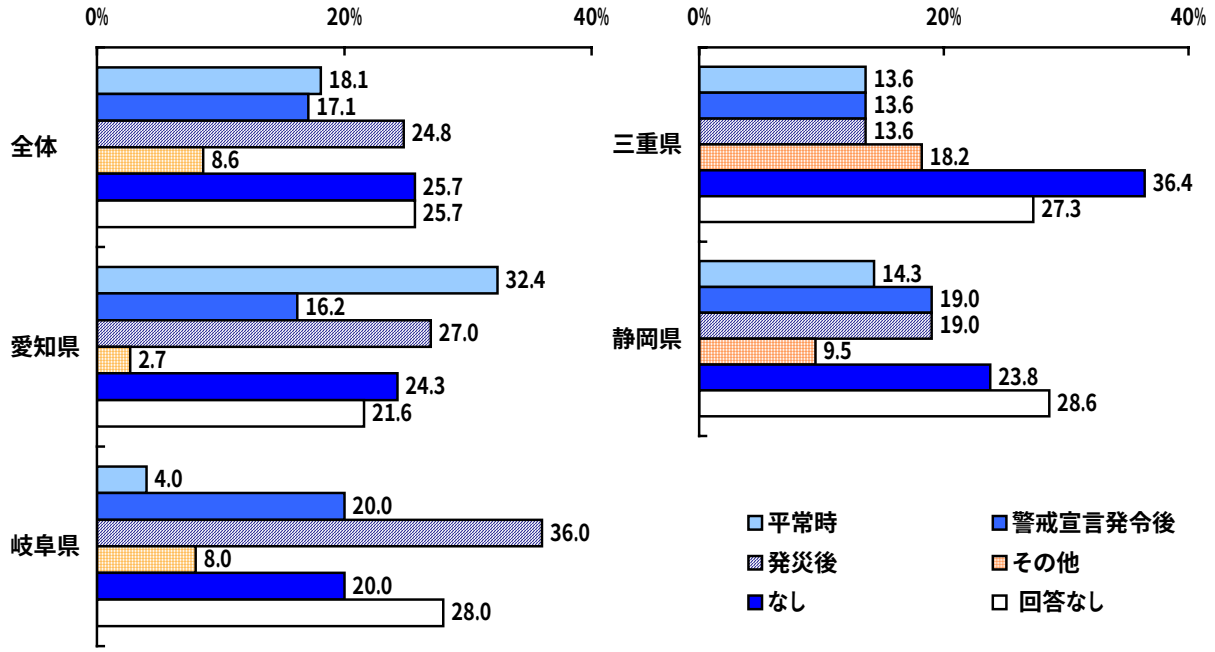

※地域支援者への開示について、「なし」の割合は他の項目に比べて高いが、中でも三重県では 36.4%と３分の１を超えて、他県に比べて高かった。

問３　⑦市町村社会福祉協議会

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	26 *24.8*	10 *9.5*	20 *19.0*	7 *6.7*	29 *27.6*	27 *25.7*	105 *100.0*
愛知県	11 *29.7*	6 *16.2*	8 *21.6*	2 *5.4*	11 *29.7*	7 *18.9*	37 *100.0*
岐阜県	9 *36.0*	1 *4.0*	6 *24.0*	1 *4.0*	3 *12.0*	8 *32.0*	25 *100.0*
三重県	5 *22.7*	2 *9.1*	4 *18.2*	2 *9.1*	8 *36.4*	4 *18.2*	22 *100.0*
静岡県	1 *4.8*	1 *4.8*	2 *9.5*	2 *9.5*	7 *33.3*	8 *38.1*	21 *100.0*

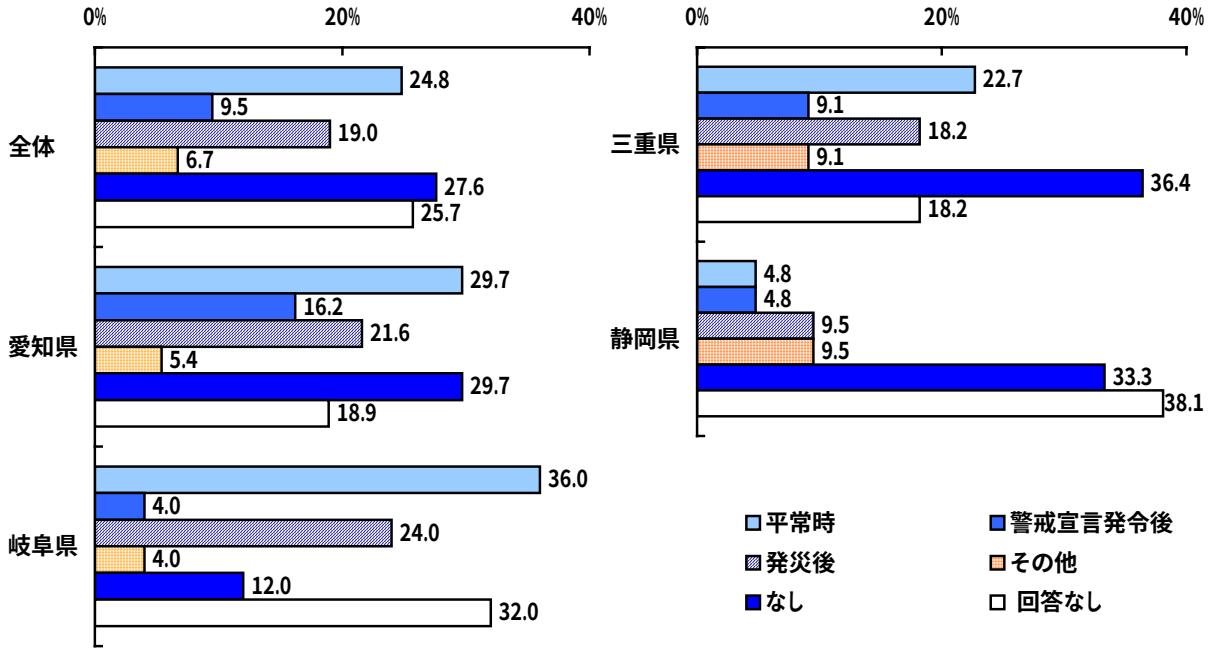

※岐阜県では平常時より市町村社協に開示するとした割合が３分の１を超えて他県より高かった。一方、三重県では、市町村社協について「なし」とする割合が３分の１を超えて高率であった。

問３　⑧地域包括支援センター

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	20 *19.0*	7 *6.7*	15 *14.3*	5 *4.8*	33 *31.4*	31 *29.5*	105 *100.0*
愛知県	6 *16.2*	3 *8.1*	6 *16.2*	2 *5.4*	14 *37.8*	10 *27.0*	37 *100.0*
岐阜県	9 *36.0*	2 *8.0*	4 *16.0*	0 *0.0*	3 *12.0*	8 *32.0*	25 *100.0*
三重県	4 *18.2*	1 *4.5*	2 *9.1*	2 *9.1*	9 *40.9*	5 *22.7*	22 *100.0*
静岡県	1 *4.8*	1 *4.8*	3 *14.3*	1 *4.8*	7 *33.3*	8 *38.1*	21 *100.0*

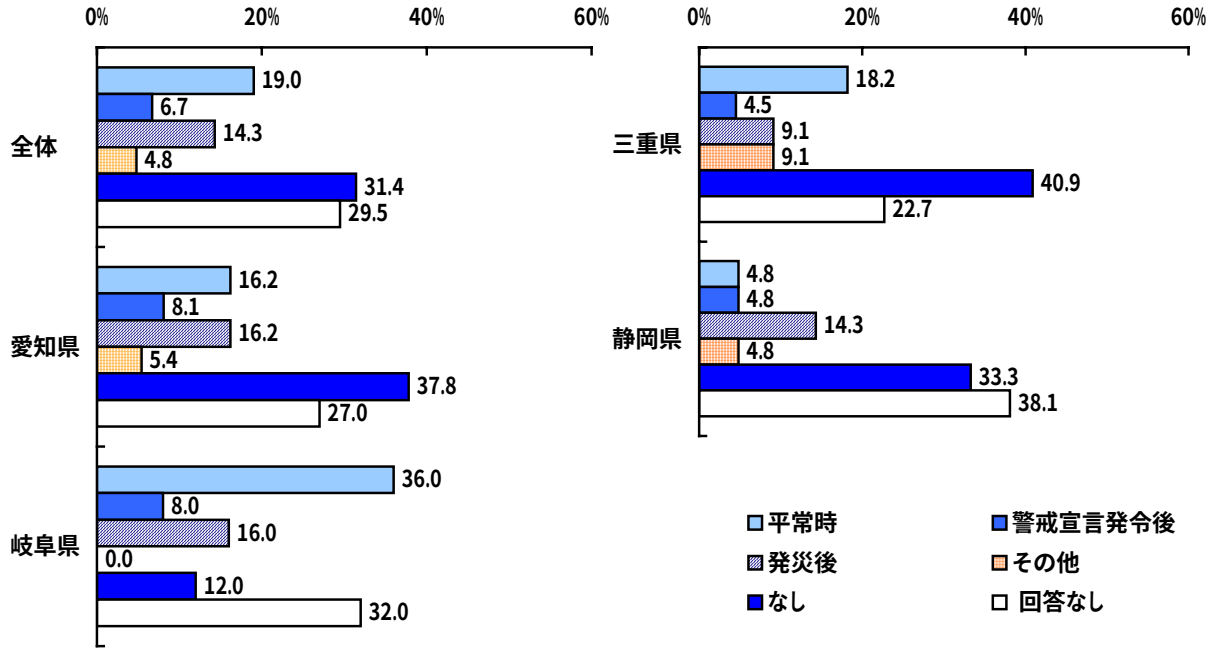

※岐阜県では、平常時より地域包括支援センターに開示する割合が 36.0%と高く、開示しないとする割合も１割強と低く、特徴的であった。市町村社協への開示の割合が高いことと符合する。

問３　⑨指定相談支援事業所

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	2 *1.9*	4 *3.8*	9 *8.6*	6 *5.7*	48 *45.7*	37 *35.2*	105 *100.0*
愛知県	1 *2.7*	2 *5.4*	4 *10.8*	0 *0.0*	20 *54.1*	11 *29.7*	37 *100.0*
岐阜県	1 *4.0*	1 *4.0*	2 *8.0*	1 *4.0*	10 *40.0*	10 *40.0*	25 *100.0*
三重県	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *4.5*	4 *18.2*	9 *40.9*	8 *36.4*	22 *100.0*
静岡県	0 *0.0*	1 *4.8*	2 *9.5*	1 *4.8*	9 *42.9*	8 *38.1*	21 *100.0*

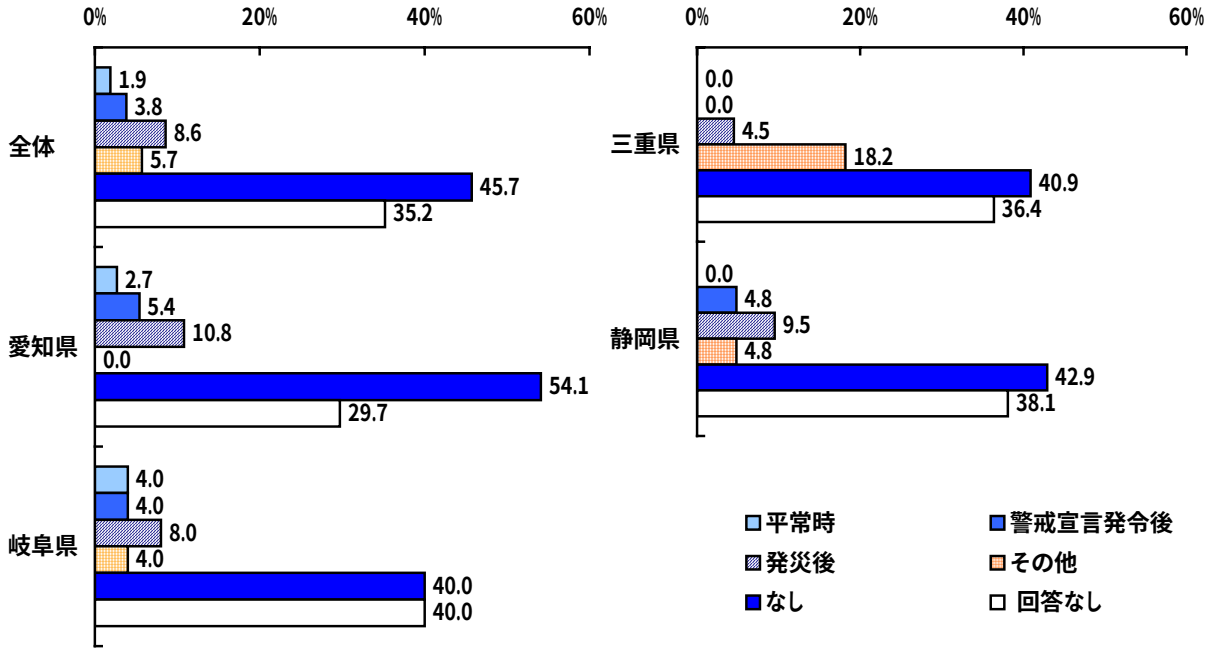

問３　⑩その他

	平常時	警戒宣言発令後	発災後	その他	なし	回答なし	回答者数
全　体	9 *8.6*	5 *4.8*	4 *3.8*	3 *2.9*	15 *14.3*	75 *71.4*	105 *100.0*
愛知県	5 *13.5*	3 *8.1*	2 *5.4*	0 *0.0*	5 *13.5*	24 *64.9*	37 *100.0*
岐阜県	1 *4.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *4.0*	4 *16.0*	19 *76.0*	25 *100.0*
三重県	2 *9.1*	2 *9.1*	2 *9.1*	2 *9.1*	5 *22.7*	13 *59.1*	22 *100.0*
静岡県	1 *4.8*	0 *0.0*	0 *0.0*	0 *0.0*	1 *4.8*	19 *90.5*	21 *100.0*

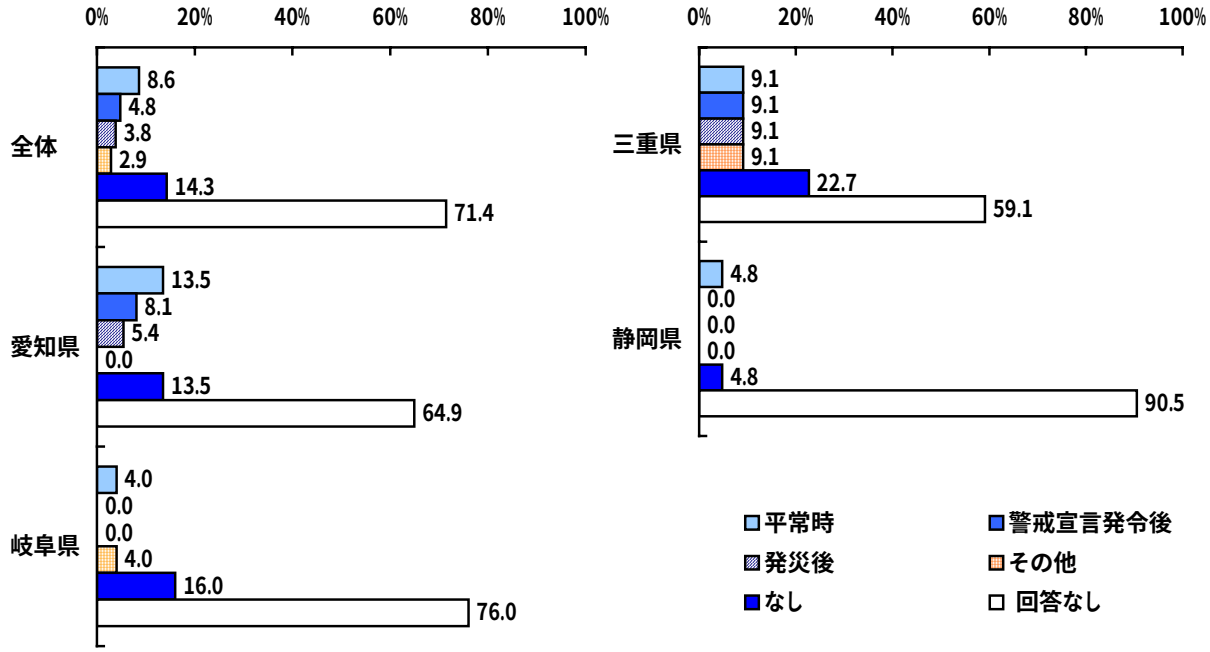

問４　要援護者台帳作成にあたり、個人情報保護の観点で、問題点や工夫されたこと。
（自由記述）

ア．工夫した点

ａ．同意書、誓約書等で個人情報開示の同意を得る。

1. 災害時支援を要する確認の際に、個人情報を地域に提供することについての同意書。
2. 民生委員・児童委員との個人情報保護についての覚書。
3. 台帳に記載の要援護者と支援者が行う防災訓練（自治会や自主防災隊が主催）においての台帳開示の際の誓約書の提出。
4. 登録申請書に、情報開示について本人からの同意を得る欄を設けた。
5. 自治会に協力依頼。各戸訪問により同意書提出。同意書は４部複写とし、自治会、民生委員、市役所、本人が保有する。
6. 要援護者台帳作成時に、民生委員、自主防災会、近隣協力員（地域支援者）への情報提供について同意を得ることにより、スムーズな個人情報の提供を可能としている。また、近隣協力員についても、登録時に民生委員、自主防災会への個人情報の提供について同意を得ている。
7. 台帳登録時に、要援護者本人に対して台帳開示の同意を得て登録の受付を行った。
8. Ｋ町社協では、要援護者台帳（Ｋ町では福祉票）を作成。民生委員、児童委員が要援者宅を訪問し、福祉票（福祉のカルテのようなもの）を記載。社協がコピー、民生委員・児童委員は原本。福祉票の下に同意欄を記載。
9. 行政の保有情報を守秘義務のある民生委員に提供し、その情報を基に要援護者調査及び、名簿掲載への同意確認を行った。（障害者の情報は、事前に民生委員に提供してよいかの同意確認を行った。）この調査で同意が得られた要援護者の情報を地域(自治会、自主防災組織、民生委員)に提供した。
10. 台帳の情報収集は民生委員・児童委員に実施していただき、対象者の自治会自主防災組織への情報提供については同意の署名の得られた者だけに限ることとした。しかし、発災緊急時には同意の無い者についても、自治会組織、消防関係機関等への提供も行うこととしている。
11. 台帳作成に手上げ方式を採用し、本人に情報開示について事前に了承を得ている。
12. Ｙ市災害時要援護者登録申請書兼登録台帳用紙に、「私(下欄の災害時要援護者)は、下記の内容を台帳に登録するとともに、その台帳を居住の自治会長、居住する地区を担当する民生委員・児童委員、管轄警察署及び管轄消防署に提供し、災害時に救助活動に必要な範囲内で第三者へ提供することに同意します。」という文言を掲載し、同意し署名された人を登録しています。
13. 当町では、平成 15 年度に災害時要援護者(独居老人または障がい者)に対し、ダイレクトメールを通知し、自主防災会や行政関係機関に対し、情報を提供することについて同意を得る申請様式を作成し登録作業を実施した。但し、町の個人情報審議会においては、行政が把握する災害時要援護者の要件を満たす情報については、本人の同意があれば情報を開示していくとの見解が示されている。従って、現在は、当町における災害時要援護者に該当する者の原簿作成（災

害時要援護者の定義付け）を実施している状況であり、その後、原簿を基に民生委員の協力を得て対象者のお宅を直接訪問し、本人同意を得ていくような作業を実施していく予定としている。最終的には、自主防災会や関係機関に情報を開示し共有したなかで、個別の支援計画を策定していくこととしていきたい。

支援計画については、国が示す個別計画を策定している市町は皆無であり、個別の支援カード(台帳形式)に、障がいの事象や緊急連絡先等を記載するに留まっているようである。

(参考)身体障害者…982 名、知的障害者…174 名、精神障害者…74 名、
合計 1,230 名

ｂ．個人情報開示先を任意で選択してもらう。

14．災害時以外は関係者に名簿の提出を希望しないという方には専用の申出用紙を記入いただき、そうでない方には「Ｔ市、自主防災会、民生委員・児童委員及びＴ市社会福祉協議会へ情報提供されることを承諾します」という文章が入った申出書を記入頂くようにした。

15．障害者手帳交付時等に防災台帳登録の申請書に任意という形で記入してもらっている。また、その申請書の中でも、消防本部や自主防災組織（区長）に情報提供が可能であるかどうか、それぞれ選択してもらっている。

ｃ．個人情報保護審査会で了承を得る

16．福祉担当部局が保有している情報を要援護者リスト作成に利用することは、個人情報の目的外利用に当たるため、Ｆ市個人情報保護条例第９条第４項第５項「Ｆ市個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき」に利用できる規定に基づき、Ｆ市個人情報保護審査会へ諮問し、了承を得た後に目的外利用する。

ｄ．要援護者台帳の閲覧の制限・守秘義務の徹底

17．要援護者台帳を自治会にも提出するが、平常時は封印し災害発生時や警戒宣言時に開封する方式とした（社協への提供はしない。）

18．要援護者リストの提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員及び民生･児童委員は守秘義務を厳守するとともに、情報の適正管理を徹底する。

ｅ．民生委員や自主防災組織、地域支援者と連携しての取り組み

19．地域福祉等推進特別支援事業を活用して、平成 20・21 年度で要援護者台帳の作成を実施している。民生委員と市が同じ要援護者登録台帳を使い、同じ地図ソフトを使用し、共同でデータ管理を行うことにより情報の一元化、効率性を図ることとしている。民生委員は民生委員法により守秘義務があるので、平常時には台帳の公表は行わないが、災害時には担当地区の避難所等に駆けつけ、台帳を基に安否確認及び要援護者の支援活動を実施する。市は、手上げ及び同意方式により台帳登録を呼びかけ、登録した者については、地域(行政区)等と協議して、要援護者個々の避難支援を計画していまる。個人情報保護の観点からも、共有方式では疑義があるので手上げ・同意方式で行い、同意を得られなかった者については、民生委員の協力の基にバックアップしていく予定である。

台帳の開示・共有等については、関係機関と現在協議中。

20. 本市の自主防災隊においては、現時点では、要援護者対策を推進する土壌が十分に醸成されていない組織が多い。そのため、避難支援計画（全体的な考え方）を策定した後、自主防災隊に十分な内容説明を行い、理解を得た上で、推進体制を整えていく必要がある。個別計画の作成にあたっては、まず、市内２～３箇所の自主防災隊を対象にモデル事業を実施する。その後、市内すべての自主防災隊において作成を推進する。
21. 既に自主防災活動として市内で災害時要援護者対策が行なわれていた地区との整合性。
22. 災害時要援護者の把握を行うにあたり、市の実施する「避難支援プラン（要援護者リスト・個別計画）」と自主防災隊の実施する「自主防災台帳（要援護者台帳）」の情報は、対象者の範囲が異なるため、相互補完して運用する。
23. 個別計画を作成するにあたり、避難支援者が未決定の個別計画は、市が作成する「要援護者リスト」の記載内容と何ら変わりがないため、『避難支援者が決定した個別計画』をもって完成品とし、市へ提出するものとする。避難支援プランの真の目的は、民生･児童委員等の福祉関係者と地域防災の核となる自主防災隊が連携し、平常時から地域内の要援護者に対する避難支援者を各地域において選定し、災害時には支援をいただくことにあるからである。

ｆ．個別計画について

24. 同意があれば個別計画の作成をしますが、その保管は関係する人に提供します。
25. 個別計画については、要援護者本人の意思と情報共有の必要性の双方に配慮し、共有のあり方や管理方法を区別する。

イ．問題点

ｇ．関係機関との連携不足について

26．(社協で管理しているが)行政とは調整していないところもあり、今後の課題。

27．現在、全体計画はできているが、個別台帳作成が進んでいない。町内会等（自主防災会）の地域と、いかに取り組んでいけるかが課題となっている。

28．現在、関係機関共有方式のみにより災害時要援護者名簿を作成し、市及び民生委員で共有している。同意方式及び手あげ方式による登録制度を立ち上げるべく推進しているところである。名簿記載者を対象に、民生委員等各方面から登録へのアプローチをしていく考えだが、自主防災会等に情報を流すことができず、地域が一体となった取り組みができにくい状況にある。地域独自の取り組みとして、全世帯に世帯票のようなかたちで提出を求めているところがある。そういう手法も含め、情報収集の方法をさらに検討していく必要がある。

29．他市町との意見調整。災害時を想定する時には、他市町からの、救援や医療や、‥‥‥多くの範囲での考えが統一されていないと、トラブルばかりが気になりる。県防災関係機関や、福祉関係機関の合同ミーティングがあればと考えているが、実現できてはいない。

ｈ．要援護者からの同意の取り付け方の問題点

30．支援者の個人情報の開示については口頭での同意のみである（支援者を地域が依頼する際に口頭での確認）。

31．災害時に援護の必要性の高い方々の同意が得られない場合、同意の工夫が必要。

32．本町においては、要援護者の承諾のもと台帳を整備したが、認知症などにより判断のできない方や、署名をうまくできない方の対応に問題あり。

33．民生委員の判断で、委員の署名で替えたものもある。家族に連絡をとれる方は良いが、近年親子といえども疎遠な方もあり難しい。

ｉ．台帳の対象者や内容について

34．現在要援護者台帳作成を検討中で行政機関では介護度や障害者のみの台帳しか作成することができない。家族や近所の人が面倒を見ている等の理由で障害や介護を申請していない要援護者の実態を把握するために、民生委員への実態調査の依頼をする方向で検討しているが個人情報の関係で決定できずにいる。台帳の受け渡しについても同様である。

ｊ．啓発活動や地域の理解について

35．手上げ方式にすると、どれだけ啓発活動をするかといったことにより、費用対効果を考える必要がある。どれだけ地域を巻き込んで、問題意識を共有していくかが今後の検討課題と思われる。

ｋ．民生委員等の負担について

36．台帳作成は、民生児童委員協議会が、中心となって地域を個々に説明することから始まるが、守備範囲の大きい委員さんは、時間的な労苦が多いので、それを考えている。

ｌ．個人情報の開示や守秘義務について

37．個人の登録情報をどの部分まで明らかにして開示するのか、実際に台帳を預かる立場の方々から問題提起された。

38．自主防災組織等第三者への情報提供には地方公務員法が適用されず守秘義務確保が困難である。

39．要援護者情報については、同意を得て進めており、また「人命救助に要する」ものとして、現行法、条例の手続きにおいては何ら問題が生じるものではない。問題が生じるのは、目的外利用の恐れであるが、その点については共有する機関の情報保護体制の問題であり、要援護者情報を災害時の救助関係機関が保有することの可否を問うものではない。また、要援護者情報は客観的情報もあるが、それを利用する目的の趣旨からして、より正確な現況を把握すべきであり、心身の詳細を把握するならば、本人の同意を得て直接聴取することが適当であると考える。一方的に、機関が収集しようとすれば情報保護等の問題が生じる。

ウ．取り組み内容

40．Ｙ市の災害時要援護者支援活動

要援護者の対象を 65 歳以上の高齢者世帯及び障害者手帳および療育者手帳保持者とした。65 歳以上の高齢者世帯は、民生委員・児童委員に依頼し、各戸世帯を訪問し災害時支援を要するか確認するとともに個人情報を地域へ提供することについて同意書を得ている。

障害者手帳及び療育者手帳保持者の方には、郵送により同意の確認を行っている。

支援者については、地域の自治会及び自主防災隊等により隣近所の方を中心に支援者を探していただいている。

そうして出来上がった台帳は、市内の地区市民センター（市の出先機関）において保管し、自治会や自主防災隊等による訓練において台帳が必要な場合は、誓約書の提出を求め開示している。

市の体制としては、防災部局、福祉部局、市民部局、社会福祉協議会が連携し、防災部局が主となり調整会議を行い、役割分担等を決定した。

【役割分担】

・防災部局

制度の周知および啓発　地域で行う防災訓練の相談および防災資機材購入補助（災害時要援護者対策用資機材、リヤカー等を補助対象）による支援。

・福祉部局

65 歳以上の高齢者世帯、障害者手帳・療育者手帳保持者の抽出および同意書の取りまとめ、台帳の更新データの抽出・ 市民部局地区市民センターおよび自治会（自主防災隊）等との調整・ 社会福祉協議会　民生委員・児童委員との調整。

41．現在作成している要援護者マップは、民生委員、福祉推進協力員で作成し、社協で一括保管している。今後、どの範囲で活用するか等は、検討中。

42．要援護者台帳は自治会単位で情報収集から台帳の作成、保管、管理まで行っている。障害者・高齢者の情報は市から民生委員へ情報提供され本人の意思を確認し同意を得られた場合には自治会へ情報提供される。自治会は収集した情報を市に提出はしていない。

43．Ｓ市内においては、一部の地域において、災害時要援護者の状況把握を自治会及び民生委員協議会の協力を得て行い、その情報を基に災害時要援護者支援マップを整備している。

44．関係機関等を含めた情報の共有方向や目的外利用の取扱などについては、その担当地域の本会支所において検討中である。

45．消防署や消防団へは台帳の提供はしないが、救急要請に重点を置き対応するとのこと。

46．要支援者台帳は、作成後自治会と市社協支部に開示・共有について説明予定である。

47．自治会や市社協支部が手薄な地域は、自主防災会や地域支援者に協力依頼を予定している。

48．Ｅ市では、要援護者対策において他市と思えば遅れを取っているが、今後検討

委員会を立上げ、他市の取組を参考としながら、取り組んで行きたいと考えている。

49. 要援護者に関する情報開示にあたって、どこまで拡げることができるか本市の「個人情報公開条例」の規定に基づき検討中である。

50. Ｊ町では、総合福祉会館の地域包括支援センターという部署が高齢者を対象とした事業の一環の中で、安否確認のための情報登録を呼びかけている。しかし、それ以外では台帳作成のための事務は進んでいないのが現状である。

5．災害時要援護者の避難支援検討委員会報告

A．第１回災害時要援護者避難支援対策検討会

平成 20 年 10 月 28 日(火)　14：00～16：00
つながれっと NAGOYA　特別セミナールーム A･B

１．委員長選出
■正木和明委員長より挨拶
ＧＩＳシステムを使って事業展開していきたい。あまり個人情報にこだわるとこの事業は進まないので、なるべく弾力的に考えて突破できるうまい仕組み等を考えていきたい。

■参加者自己紹介

２．事業内容説明：事務局
①事業実施計画書
今回の事業の趣旨、概要を資料に沿って説明します。（資料１参照）厚生労働省の補助金事業として「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」を行うことになりました。期間は 10 月から３月まで。事業の目的としては災害時要援護者対策、台帳の整備や避難支援プランの進まない現状を踏まえ、その要因の分析と解決のための手がかりを得ること。事業のエリアは東海４県の各県の災害時要援護者担当部局、および市町村、また市町村社協等にも呼びかけています。事業の実施計画書については、厚労省の方に出した計画を参照下さい。スケジュールとしては３月までに検討会を３回。調査の実施分析では郵送調査はすでに今月の中頃で終わり、結果の速報を本日報告いたします。ヒアリング調査、被災地の視察も含めて調査を行います。ＧＩＳのシステムの導入についてはアンケート調査で尋ねた市町村の意向に基づいて、選定を行っていきます。システム開発については現在進めており、２月までに完成させて年度末にシステムの配布を行う予定です。事業全体の報告書も３月まで。事業予算が 1680 万。今後の予定としては、ＧＩＳのシステムが実際に導入され、現場でうまく機能することを目的とするので、調査事業等あるいは皆さんからのヒアリングを通して現場の声を分析していきます。
検討会のおおよその予定として３回。次回以降は仮に 12 月、２月としています。日程は今後相談させていただきます。その情報は順次ホームページで掲載します。
内閣府から 10 月 24 日に防災分野における地理空間情報のワーキンググループの募集があり､災害時要援護者の避難支援ガイドラインやその進め方を示しているが､今年度は全国キャラバンを展開し、一方で地震グループの方でこのワーキンググループを立ち上げて、電子国土、国土地理院のシステムだけでなく世界中のいろんな Web ケースの地理空間情報システムを比較検討して使える物を目指しています。ワーキンググループの参加についてご意見をいただきたい。

②郵送調査票

今回、実態調査を 10 月に東海４県の 173 市町村に実施しました。郵送で市町村の災害時要援護者担当様宛、Fax とメールで把握している部局、また、市町村によっては社会福祉協議会に送りました。結果の速報もお伝えします。

③調査結果概要（粗集計、自由記述回答、モデル整備事業応募意向）

「避難支援システム開発のモデル整備」ということで、開発と地図データの買い取りを行います。東海地方 20 程度の市町村を対象にシステムをモデル的に配布し、来年度以降活用してもらいます。モデル市町村の条件としては、要援護者台帳を整理済み、もしくは計画中で避難支援プランに取り組もうとしている。紙地図ベースだけではなくて、これをＧＩＳ地理情報システムを使って効率的に管理しようとしている。実際に導入するに当たっての問題や課題を克服できる。そして、検討会への参加。配布時期は２月後半～３月後半にかけて配布する予定です。今回配布する避難支援システムのベースが OA-LightIII。これをカスタマイズする予定です。応募方法は実態調査で事前に意向を伺っています。今回の案内は市町村と市町村社協中心ですが、地域包括支援センターや市町村以外でも普段の業務に使いたいと要望がありました。その場合も市町村で窓口になってもらい、配布する考えです。

途中経過で粗集計した郵送調査の結果です。全体の傾向をご紹介します。（資料２と資料３参照）

３．要援護者対策事例紹介：

岡崎市福祉保健部福祉総務課副課長（総務班班長）石川眞澄氏

岡崎市はＧＩＳを持っていて、消防の 119 と連動しています。ＧＩＳのアドレスマッチングは一番の問題です。まず、住宅地図が追いつかない。名簿は字体を正確にしないとマッチングできない。また、各課で管理している情報を全てまとめてマッチングさせなければいけない。

岡崎市の場合は災害時の要援護者について７つのテーマがある。まず、要援護者の定義を決める。次にどうやって情報を整理し更新をかけるか。自動更新の方法。住所、年齢、生年月日がわかれば大体いいが、同姓同名で生年月日も同じなどのトラブルを克服して更新をする。そして、同意書を取り、１千人の地域支援者に直接手渡しをする。それをやっても実際は責任がつくから 80%しか取りに来ない。

１番目に定義。２番目に情報配布と更新方法。３番目にどのように要援護者に通報し、誰が助けに行くか、要援護者に必要な支援は何か。名簿を配るときにも国のガイドラインではコピーして配布らしいが、岡崎市は申し出があれば名前を替えるなど、問題はありましたが、全部一つ一つ対応しました。そして、自己開発でシステムを作りました。今回の水害の場合は膝下から胸へくるまで 15 分。その間に誰が誰をどのように連れていくか。避難所まで連れてけば、行政の責任・仕事。また福祉避難所をどうするかは 14 法人 38 施設と契約すれば進みます。

実際訓練をしたが、重身、重度心身の方だとボランティアさんに連絡する暇もない。岡崎市は 72 時間以内は地域支援者、地域の方以外は誰も救えない。「自分が救うかもしれない、自分が救われるかもしれない」という共助を徹底する方法に切り替えている。

身体障害者系の方が申請が少ない。国のガイドラインの通りの４名をあげていくやり方はとてもできない。あくまでも地域支援者を固定して組長まで。大丈夫な人は避難所にいなければ後で見に行ってもいいことにしている。救助も 24 時間以内な

ら何とかなるが 72 時間過ぎると難しい。また、個人情報管理のため個人情報保護審査会に通したけれども、いつ、誰に、何を、どういう形でどこまで情報を提示するのかを説明しなくてはいけない。そして、瞬時に情報を伝える方法を考えなければいけない。

要援護者が近所にいないから何をして良いかわからないとの反応があったので、情報をみんなに知らせるためチラシを作りました。チラシをみると要援護者も身体障害、聴覚障害、視覚障害、内部障害、精神障害や知的障害などさまざまある。今後の岡崎市の課題は、住所に住んでない要援護者をどうやって誰が連れてくか。一人暮らしの寝たきりは普通考えにくいが、現実にはデイサービスが発達し、ホームヘルプもしっかりしているから可能です。結局、家族か隣の人しかいないかなと問題視している。

４．意見交換・課題整理

①要援護者対策を進める上での問題点

委員長＞岡崎市に質問です。業者、ホームヘルパーその他のとの協定みたいなものはしていますか。実際に災害に救助に行くときにはどうしますか？

岡崎市＞岡崎市はまだ協定を結んでいない。普段からホームヘルプ事業者がフルに動いて福祉支援が成り立っているのに、災害時にヘルパーも被災してる場合にはどうしたらいいかというのを検討している段階。また、厚生労働省も避難所の２割の定員増しくらいは認めている。職員も被災していて６割ぐらいに減っているのにもかかわらず､120%の被災者を全部みるとなると定員割れし、介護保険料収入が減算される。赤字を出して受け入れるより、何もしない方が良い。

静岡県＞静岡県の方では計画があまり進んでいない。現時点で避難支援計画ができているのは 41 市町中２市のみ。県では 22 年度末までに全市町で避難支援計画を作ることを目標にしているが、実際に計画が出来あがった市からも災害が起きたときに本当に役に立つのか疑問視されている。計画が出来た後の運用、その情報の更新なども課題がある。

富士市＞富士市は避難支援計画をまだ策定していない。災害時要援護者名簿だけを作成してある。名簿は関係機関共有方式で、市の中の組織から情報を集めただけです。防災訓練の時でも自主防災から訓練に参加させたいとの要望があったが、個人情報保護審査会にも通してないので名簿を出せなかった。他の関係各課情報では対象者もいるが、見直しも現在行っています。来年の１月に審査会が通り次第、こちらの方もまた民生委員、自主防とも、協力して個別避難支援プランの作成を行いたい。

委員＞全て完璧にやってそろったところでスタートするということはとてもなかなか難しい。優先順位を決めてレベルアップしていく方法で市民の方にも理解してもらうのなら可能ではないかと感じた。基本的に問題はある。登録制になっているので、その了解を得られる中でもし問題があれば、それは申請者の問題と受け止めてやることができないか？

岡崎市＞災害時要援護者事業を福祉部門がやる理由は、究極なセーフティネットだからです。最終的に死にかかわることで、地域支援地域福祉が成り立たなければ絶対にうまくいかない。

身体障害者には３障害あります。身体障害と知的障害と精神障害。未だに偏

見的な大きな壁があり、うまくいかない現実もあります。
避難支援訓練で要援護者の人に参加してもらいたくても、さらしものになりたくないという意識からたいてい初めは断られる。どうやって参加を募るかがこれからの課題で、そうやって巻き込んで始めていく所は、今後の支援活動もうまくいきます。毎月訓練を町内で行ったり、個人支援プランは地域の人がやらないと意味がないものです。

委員＞これは市全体からしたら成り立たない話。被災の状況を考えておかないと、要援護者も動ける前提で話しているが、要援護者は動ける人ばかりでないことも含めて検討。

委員＞ＮＰＯ愛知ネットでは、障害者限定のガイドラインを作成しています。個人情報の問題を議論し始めると前に進まないので、ガイドラインを通して災害時の情報のあり方を示すだけに留めることにしました。このＧＩＳは避難のためのツールとして使うとなると、72 時間というのが救助の境界線になる。一般に自助７割、共助２割、公助１割。障害者の場合は、自助２割で共助７割、地域の人に支えてもらえないと助からない。そこで、ガイドラインを作成している。発災から時間を追ってどのような状況になるか、それに対して地域にどのような人がいて地域支援としてどういう役割を果たせるか、どこにいるのかを含めて整理。発災からの 72 時間をどうやって自力で脱出するのかということを進めている。知的や精神の場合、特に自閉症の方は避難所に行けない。精神の方は家族が隠してどこにいるかもわからない状況で誰がどういうふうに助けるのか。ＧＩＳを誰がどのように使っていくのかを決めて、災害時に意味あるものを示したい。

　また、72 時間以内に外からある程度の専門性を持ったコーディネート能力の高いボランティアが来てもらえると、地域の方も障害者も多く助かる。そういう方にＧＩＳをどう使ってもらうのか、いつ誰がどこまで出すのかを併せて検討するとより有効ではないか。

事務局＞愛知県さんに聞きます。財政については、更新費用やＧＩＳ導入の際の補助金はありますか？岡崎市は４千万近いのを実費で負担したみたいですがＧＩＳはお金がかかるので、財政的なこと、今後の見通し、今までの状況を伺いたい。

愛知県＞災害時要援護者対策をやる上で各市町村には庁内横断的なやり方で行って欲しい。健康福祉部は補助は持っていない。災害対策でお金がかかる場合、防災部門で制度はあまりない。福祉避難所を立ち上げた場合は、人件費やバリアフリー補助というのはある。
個人情報保護の関係で非常にネックになっているのは、行政の中で個人情報の目的外使用はクリアできるが、外へ出すときはひっかかる。守秘義務を持っていると法律上、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などは守る義務がある。消防団も条例で規定している。町内会長、自治会長などは守秘義務規定がない。

②ヒアリング調査、被災地視察、先進地視察

事務局＞ヒアリング調査は、それぞれの市町の特徴ある取り組みについて実施します。要援護者対策を作った後に被災地したところが栗駒市や柏崎市などいくつかある。特に民生委員の自主的な安否確認等は、台帳整備の過程にある地域の人との出会いのプロセスが支援につながっている。このような取り組み

状況もあって、今までの要援護者支援と違った動きがある。そこを視察、ヒアリングをする予定。

事務局＞ある市から「他の市は応募したかどうか」という問い合わせがあった。応募意向をまとめたものがここにあるが、検討委員会で諮って決めると返事した。公開するべきか？公開するなら回答してくれた市には流す。

委員＞意向自体は明らかにしない方が良い。意向をふまえて最終的にこの地域に決まったと発表すればいい。

委員長＞出した結果を見て応募するのは見たことがない。20 だからいいけど 40 になって、意向見て 60 に増えたら困る。後からきてもどうせ蹴るから意味ない。

愛知県＞愛知県のやっていることは、災害時要援護者の支援体制の全体計画を作っているか、個別計画を作っているか、要援護者の台帳リストを作っているかを調べてある。61 市町村ある内でいくつか数字が出ている。個別にどこが要援護者リストを持っているか新聞社によく聞かれるが、答えていない。答えてくれたところに公表を伝えてないから。回答するセクションの思いがあるから出さない。

事務局＞出さないことにします。

第一回目は顔合わせと事業目的と簡単な調査結果を報告。次回以降はヒアリング調査と配布事業についての選定状況を報告したい。今回の事業全体の検討課題を整理してまとめるので皆さんの意見をいただきたい。愛知県や静岡県では避難支援システムを整備するときの補助金はありますか？

愛知県＞国のセーフティネット補助金の中でメニュー事業としてある。国から直市町村に２分の１というのもある。セーフティネットは国の事業で市町村が直接受けるものがある。

静岡県＞静岡県はない。

委員長＞個人情報はこだわると前に進まないので、委員会としては別の具体的な話を次回はしたい。また、災害の時はリーダーが主導権を握るので、仕組みを作っても動かない。委員会の直接な目的でないがリーダーを育てることも考えたい。

５．次回会議予定

事務局より次回はここの部屋で 12 月の 16、19 日あたりで検討し案内する。委員会はあと２回あります。

資料内容

資料１　「GISを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業について」
…… *本稿 p.1*
資料２　「市町村災害時要援護者対策に関する実態調査」調査票 …… *本稿 p.128*
資料３　「アンケート調査結果概要」…… *本稿 p.3*
資料４　「地図情報で迅速対応」読売新聞より
・委員会、部会名簿
・第一回災害時要援護者避難支援対策検討会スケジュール
・岡崎市防災手帳
・岡崎市「災害時要援護者とは？」冊子

第１回災害時要援護者避難支援対策検討会参加者

氏名		所属
1	正木和明	愛知工業大学
2	建部謙治	愛知工業大学
3	西村雄一郎	愛知工業大学
4	山下眞志	特定非営利活動法人　NPO 愛知ネット
5	瀧本佳廣	愛知県健康福祉部地域福祉課
6	石川眞澄	岡崎市福祉保健部福祉総務課
7	平松聖江	知多市福祉課
8	早川美紀子	東海市社会福祉協議会
9	久米敦子	静岡県厚生部管理局政策監付
10	最上敏和	富士市福祉総務課
11	神谷義直	高浜市地域協働部生活安全グループ
12	小川淳之	豊山町生活福祉部福祉課高齢者介護係
13	高須梓	愛知工業大学
14	石河真美	愛知工業大学
15	水谷真	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス
16	菅沼良平	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス
17	湯浅達也	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス
18	内海千恵子	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス
19	須藤倉生	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス
20	河村恵子	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家わだちコンピュータハウス

B．第2回災害時要援護者避難支援対策検討会

平成 20 年 12 月 16 日(火)　14：00～16：00
つながれっと NAGOYA　特別セミナールーム B

■新参加者自己紹介

■委員長より挨拶
　前回は皆さんと熱く討論をした。岩手・宮城の報告をしたい。議事録の確認をしておいて下さい。

■愛知工業の学生発表
　台帳整備の現状をＡＪＵの調査結果をもとにマンダラというソフトで図に記載。県ごとにはばらつきがあるが、人口比ではあまり差がみられない。（台帳整備の現状を参照）

１．宮城県視察報告：事務局
（資料１参照、栗原市のパワーポイント）
　目的は「宮城・岩手内陸地震に於ける要援護者支援について」ということで、福祉事務所、福祉施設、県庁、社会福祉協議会に聞き取り調査に行った。特に被害を受けていたのは山間地域で、県内で対応できると判断したので外部からの支援を断った。それが変に誤解を与えた。どの時点で、どのタイミングで情報を流すかということが現場の意見。マスコミが人的被害になっている。庁内での情報の共有をどう対応するかが反省点。今後は要援護者台帳の整備を進めていかなければいけない。被災前に宮城県も市町村にアンケート調査を行っていた。被災後 10 月にも同様の調査を行ったら災害時要援護者台帳の整備率が上がっていた。
　今回特に印象に残ったのが、民生委員への聞き取り調査の中で民生委員に要援護者支援をお願いしているが、民生委員も高齢化している。安否確認中の活動に対して保証はあるのか？栗原市の市役所に尋ねたが具体的に決まっていない。支援者が災害にあった場合が非常に不安と言っていた。支援者をどのように救済する策があるか。愛知県や静岡県で何かあればまた伺いたい。細かいことは手元の資料をご覧下さい。
委員＞発災後４日目に栗原市社会福祉協議会のボランティアセンターの応援という形で現地に入りました。団体が災害救援のＮＰＯなので、外部ボランティアや地元の方とできるだけ早く困りごとを聞き出して対応を考えていく仕事をした。山間地の被害が局所的だった。市社会福祉協議会の拠点から栗駒地区や花山地区など被害が大きかった地域まで遠く、現場の状況が把握しきれなかった。公的避難所が２ヶ所、自主避難所が１ヶ所あった。公的避難所は保健師も行政の職員もいたが、自主避難所はほとんど保健師も行政の職員もいなく、後期高齢者が 13 人くらい避難して自分たちで生活していた。この状態が長く続くと体調不良者がでるので、地元の社会福祉協議会に報告した。福祉の視点は生活支援であり、生活がある程度安定するような環境作りをしていくことで、一緒に行った地域包括支援

センターの所長のおかげで改善された。行政の職員では知識も技術もないので難しい。
気付いたのは、環境整備ができている。発災直後に着替える場所や食事の場所、就寝場所が分けられていることは珍しい。ただ、障害者の姿をあまり見なくて、ほとんどが高齢者だった。

委員長＞愛知県、静岡県に伺います。民生委員が援助に行って怪我をしたときなどに保証はされますか？

愛知県＞民生委員の職務によっての怪我であれば、公務災害でそれなりの保証はある。それ以外の人は県社会福祉協議会にボランティア保険があるので、それを使えば可能です。

静岡県＞愛知県と同じ考えだが、県からボランティア保険に加入を指導することはない。支援者も自主防で働いている人と同じです。

２．郵送調査集計結果：事務局

内容説明（資料２参照）

委員長＞問２では「要援護者台帳の整備は終わっている」が 34%ほどになっているが、一方で新聞記事には「防災局が把握しているか？」だと 16%。整備されていると見るのか、整備されていると見るけど防災局にはわかっていないのか、どちらなんでしょう？援護者リストが防災局にわたっているのか？

愛知県＞台帳が名簿のことであれば、50 近い市町村でリストはできているが、どの段階で完成とするかリストの内容解釈が難しい。
行政機関内で持ち合うのも進んでいない。民生委員までいくともっと%が低くなる。

委員長＞防災局は災害時しか必要ないからあまり持ってない？

愛知県＞災害時要援護者の台帳として作成するが、いろんな面の福祉の受給者台帳を使って作成するため目的外使用になる。

委員長＞問７ではＧＩＳシステムの導入について「導入の予定はない」がほとんどですがどうしますか？

事務局＞東海４県とも統合型のＧＩＳシステムは持っているが、要援護者避難システムに置き換えれるかという質問をされる。福祉や防災は地図を使い慣れていないので、統合型は使いづらいと聞いている。今回配布するのは簡易的なシステムなので、この数字が上がるように宣伝をしていきたい。デモもご検討いただきたい。

委員長＞いろんな理由が上がって困難になっている。資料についての質問あればどうぞ。

委員＞防災局との情報の共有ですが、災害時要援護者の台帳は日頃から支援の仕組みを作るという目的になっているので、自主防や町内会が情報を保有していないとうまく機能しない。自主防は防災局とつながっているので目的外にならないのでは？防災局と福祉部局が連携して情報共有するという前提で、要援護者に打診しているのならクリアしている。ただ、愛知県の自治体によってばらつきがあるから目的外になる？

愛知県＞前提条件にばらつきはあります。福祉部局で給付のために持っている名簿を基

に災害時要援護者を作成すると目的外利用。個人情報保護条例も絡んでくる。緊急やむを得ない事情、明らかに本人の利益になる場合は目的外利用にならないという条文があれば良い。個人情報保護も審議会があるので通ればいいし、第三者提供も出来る。

委員＞本人の同意を得ずに関係機関で共有する場合は今のやり方でいい。本人の同意を得られているのだから関係ないですよね？

愛知県＞共有方式を基にした同意方式を愛知県も進めているが難しい。県庁の福祉部局で持っているデータを、県庁内の他の部局で使ってもそれなりの理由があればいい解釈になっているが、県庁の条例なので市町村に当てはまるかは別。

富士市＞名簿を所持しているのは福祉総務課と民生委員。災害時に拠点になる各地区の公民館にも置いてある。個人情報保護条例に基づいて、明らかに本人の利益になる場合にだけ、災害時にだけ開く。関係機関共有方式で名簿を作成しているので、来年度から民生委員と一緒に同意方式も進めていく。名簿は防災訓練とかから使いたいと考えています。

川越町社会福祉協議会＞行政福祉課と社協、地域包括支援センターと、民生委員で台帳を持っている。個人情報の関係で民生委員協議会で議論されていて、民生委員の意識統一が完全ではない。共有してからそれをうまく活用できるのか。小さな所なので課題が山積み。

知多市＞台帳は出来ていて、民生委員が行う「生活実態調査」をもとに一人暮らし高齢者や高齢者世帯中心で台帳整備した。名簿は災害時、平常時の見守り等で町内会、自主防、社会福祉協議会が使うことに手上げで同意を得ている。障害者は聞き取りで重度の方で同意を取っている。防災部局と共有できていない理由は、災害時には名簿以外の人も要援護者になるので、名簿登録者だけねらい打ちというわけにはいかない。代わりに緊急通報装置というものがある。ボタンを押せば要援護者→支援者→消防という仕組みの名簿もある。

３．要援護者避難支援システム配布先選考結果について：事務局

（資料３参照）

選考理由説明。

知多市＞次年度以降地図の更新のために費用がかかるということですか？

事務局＞そうです。著作権で地図を書き換えることが出来ません。更新は自治体に任せますが、更新費用がかかります。更新費用は初期購入価格よりは安くできます。どのくらいのサイクルで更新するかにもよる。

知多市＞更新にかかる費用を考慮すると辞退した方がいいかもしれない。

事務局＞数年で家屋の形状が変わるということは考えにくいし、今回のシステムでは地図で表示している名前と名簿の名前を別にすることが出来る。だから、台帳だけは必ず更新をかけてください。あとは自治体で考えて有効的に使って欲しい。

４．市町村ヒアリング調査：事務局

今年度中に能登と柏崎に追跡調査に行きたいと考えている。

５．要援護者避難支援システム開発：事務局

ＧＩＳシステム説明（資料４参照、スクリーン使用）。

事務局＞これが実際のデモ画面です。災害以外にも新型インフルエンザにこういうものが使えないか。住宅地図だから世帯を特定できるので、保健所との連携で活用できる可能性があるのではないか。

富士市＞集合住宅で地図上では名前が非表示で要援護者とわかった場合、部屋号や名前は入力可能ですか？

事務局＞ラベル機能を使ってテキストで入力してもらえば可能。

富士市＞市営住宅で半分ぐらい要援護者という場合もある。紙でやった時、要援護者の位置がわかるように書いたが同じように出来るか？

事務局＞広域地図で避難経路を表示できる。台帳項目で画像や間取り、ワードをリンクさせる機能もある。

知多市＞全体の何%出来ていますか？デモをお願いしたい。

事務局＞デモは可能です。ご意見はなるべく取り入れたいです。

東海市＞ルート検索は出来ますか？

事務局＞そこまでは出来ないです。こちらで任意の図形として引く。

東海市＞CSV だと重くなる。どのくらいになりますか？災害時要援護者の観点からいくと、スタンドアローンより複合利用できたらいい。サーバーでつなげたら各部署でみれるので有効ではないか。このままだと紙地図がただ電子媒体に変わっただけ。

事務局＞図を入れるというのは、レイヤーとして保存が出来ます。表示非表示もできる。台帳は台帳だけで CSV。

東海市＞レイヤーは複数入れられますか？

事務局＞入れられます。今はスタンドアローン版の開発段階。

山県市＞地図上の要援護者宅に色が付いているだけじゃ災害時に役立ちません。地図上で要援護者の名前が分からないと意味がありません。要援護者宅全てのところに手作業でラベルを貼っていくのは不可能です。要援護者氏名又は登録番号を地図上の要援護者宅に自動的に表示するシステムにすることを強く要望します。

委員長＞住所と住んでいる人が一致しないというのは岡崎市も苦労していましたが、それをどう取り込んでいくかと思います。

６．防災分野における地理空間ワーキンググループ：委員長

事務局員（水谷）が本日参加しています。パソコン、携帯電話、カーナビ、ワンセグ等のモバイル系の道具を使って、情報を共有しようとしている。今のところはバラバラですが、出来るようになれば災害の時は役に立つ。内閣府だから全国的レベルの話になる。

委員＞法的手続きが課題になっていくのでは？要援護者避難をするためにどこでどんな問題が出てくるのかを整理する必要がある。現場の状況をもう少し整理しても

らえればみんなが同じレベルで話が出来るのでは？

７．次回会議予定：事務局
次回は 2 月 16 日からの週で検討し案内する。

資料内容

資料1　「ヒアリング調査報告」・・・

C．第3回災害時要援護者避難支援対策検討会

平成 21 年 2 月 20 日(火)　10：00～12：00
つながれっと NAGOYA　特別セミナールーム A

■事務局挨拶

■委員長挨拶
　今日出席している都市は災害の危険が高そう。今日は今年度のまとめをしたい。また、来年度に向けて何をするかを考える。

■配布先説明
　当初、熱海市と沼津市は選考でもれたが、空きが出たので配布候補になった。

■新参加者自己紹介
　熱海市、沼津市

１．要援護者台帳と個人情報保護に関する調査結果について：事務局
内容説明（資料１参照）
事務局＞前回、個人情報保護条例をどういうふうに扱うかという議論があり、これがあるとうまくＧＩＳシステムを活用できないのでは？ということで、改めてアンケート調査を行った結果。この結果について皆さんの意見を伺いたい。
委員長＞表４「災害時要援護者台帳を開示または共有している範囲」で社会福祉協議会があまり情報を共有していない。本来なら社会福祉協議会は重要な役割を果たすはず。なぜか？
事務局＞表４は少し高めですが、表５はそうでもない。表４の市町村社協は 74%、表５は足しても 77%。
委員長＞町内会長は 84%。むしろ町内会長に開示する方が難しいと思った。民生委員が一番高い。台帳整備当局より高いのには理由があるのでしょう。
事務局＞表４は表５のどこかで回答していれば数値に反映されているので、全体的に高い数値になっている。また、平常時から常に共有しているわけではない。民生委員は守秘義務を求めている関係があって開示しているところが多い。社協の場合はその辺の関係があるのか？
熊野市＞社協とは協議を重ねている。民生委員との説明もした。社協自体が事業所として介護の関係を民間と行っている。社協が持っている情報と民間が持っている情報を共有させる、市からの手上げ方式で得た情報を社協に全て流すということは、まだ考えていない。民生委員の事務局を福祉事務所が持っているので余計にダブらなかった。
熱海市＞台帳整備するにあたり民生委員の事務局が社会福祉課。社協より福祉事務所の方が情報を持っているが、実際使うにあたって地域で孤立した時に行政からの情報がいかなくなると役立つのは民生委員や自主防災会で、情報共有している。社協の位置づけは災害時のボランティアセンターの立ち上げ等が重要な役割。行政もそこに入るので、災害時には災害対策本部の一部として

は入るようになる。平常時からの共有はより地域に密着したところで、民生委員、自主防災会＝町内会の重なる部分で共有している。

愛知県＞社協によっても災害対策に温度差がある。県社協の段階では東海北陸６県１市で災害時の協定を結んでいる。何かあったときには現地に災対本部を設けてボランティアをコーディネートするシステムがすぐ出来るようになってる。県社協が音頭を取って、対象となる市町村の社協と連携して、そこへコーディネートするところを立ち上げるシステムはできている。ただ、社協は介護保険の事業所としての仕事が増えて、そちらが主流になっている社協もあるし、いろんなところと連携を取っているところもある。民生委員は以前から「災害時一人も見逃さない運動」を始めていて熱意も高いし、地元からやっていこうという時に民生委員はあてになる。自主防に個人情報が広がっているのはボトムアップだと思う。行政から自主防に情報を出すのは難しい。地域差があるのではないか。県でも災害時要援護者支援対策マニュアルを作成しているが、市町村によって事情ややり方があったりするので、大体のやるべきことしか分かれてない。

委員長＞災害時には地域に密着してる民生委員、自治体、自主防災会を中心に動くというのは好ましいこと。表５で警戒宣言発令後のことを聞いていますが、警戒宣言は東海地震しか対象にしていないのであまり期待できない。なので、平常時と発災後が重要。

名張市＞要援護者台帳まで進んでいない。ただ、これまでに関係機関共有方式で健康福祉部の情報はまとめてある。ＧＩＳシステムを取り入れることで事務がさらに進んでいくと思っている。アンケート結果を見ても町内会や自治会がかなり高い開示率で、守秘義務が保たれるのかが心配。他の地区でも取組みがあることをもとにしながら、危機管理室も一緒に台帳整備に取り組みたい。

御浜町＞地域包括支援センターの民生委員が一人暮らしの要援護者を把握している。来年度からは障害者も進めていきたい。社協と民生委員、福祉役場はある程度は情報共有できているが、個人情報の同意が難しい。来年度からはきちんと同意を取って自主防に開示できるように検討中。

高浜市＞同意を得られた人だけは名簿作成できている。主に単身高齢者、障害者が中心。民生委員や町内会等にその名簿を配っていざというときに備えて、平常時の見守り等をお願いしている。町内会を中心に地域の関係団体で構成された「街づくり協議会」が来年度からは今回のシステムを活用して、要援護者の避難訓練や地図への落とし込みを具体的に計画している。行政と地域が一緒に取り組めると良い。

松阪市＞社協、自治会、民生委員、市は連携を取っているが、個人情報については共有があまりできていない。松阪市は地元からの声が大きく、それに行政が動かされる感じ。ただ、地元によって温度差がある。進んでいないところも多いので、市はそこを注目をして改善していかなくてはいけない。

沼津市＞20 年度は民生委員が調査をして、１月に台帳を提出してもらった。それを市がまとめたものを２、３、４月に民生委員、自治会、自主防災に配る予定。民生委員からの意見として、「個人情報保護の関係がうまくいかない」「民生委員・自治会・自主防災の連携がうまくいかない」があった。

富士市＞名簿作成のみ。手上げ方式と同意方式の対応を進めている。個人情報審査会で認められた。

委員長＞実際に災害が起きたときに発動する警察や消防にはどのくらい情報が開示されているのか？
愛知県＞自主的判断、県では何も指示してない。
静岡県＞県では何もしてない。
事務局＞役所が持っている情報は独立して動いている。お互いの持っている情報を開示して終わりではないけれど、それもなかなか出来ていない。障害、介護の分野ではいろいろな事業所等が各自情報を持っている。発災時に誰がシステムを活用して支援に行くのかが、まだ描けていない。

２．要援護者避難支援システムについて：事務局
事務局＞それぞれの市町村の地図を付けて、このシステムを配布する。資料は「ＧＩＳ避難支援システムのご提案」を参照。
（スクリーンを見ながらの説明）
事務局＞システム配布時に操作説明書もつける。このシステムは運用が必要で地図に出力して防災マップ作りとか、災害時にボランティアさんにどう動いてもらうか等で紙に落とすことが大事。
委員長＞災害時や避難時の例はあるか？
事務局＞去年、図上訓練を昭和消防署の人と行った時のものがある。大きな地図の上に書き込んだものをシステムに落とし込んだ。
（スクリーンを見ながらの説明）
事務局＞ハザードマップだと東海地域や水害だと浸水地域だとか、いろんなシーンに使える。操作を慣れてもらいたい。ある程度マニュアル等を決めてシステムを活用して欲しい。
委員長＞この前岡崎市で老人が水死したが､専門家や消防はある程度わかっていた。危険な地域を事前に知っていれば、危険は回避できるのでは。
事務局＞資料の「ＧＩＳ避難支援システムのご提案」にコンセプトや使い方が簡単にまとめてある。(「ＧＩＳ避難支援システムのご提案」参照）大型の統合型システムでは出来ないところをこのシステムで。地域の人と一緒にやれることを考えている。将来的には Shape ファイルがあれば、ハザードマップも読み込める。そうすれば、台帳のあるなしに関わらず、支援が出来る仕組みも提案できるかもしれない。

３．事業報告について：事務局
事務局＞今まで大きく分けて６点事業として展開してきた。３回の検討会を通しての市町、防災ボランティアとの検討。調査の実施と分析、２回のアンケート調査とヒアリング調査として栗原市等の訪問、電話調査を行っている。３月末に向けてそれらを分析し、先生方とこれからの展望をまとめていく。結果は出来たら報告書を作成し、皆さんに提示する。システムの設計と開発は、ほぼ出来ている。３月の中旬以降に CD-R として配布するが、それだけでは使用するのが難しい。導入の時に県単位でどこかに集まって、みんなでセットアップ等できないか検討中。詳細は後日連絡する。
事務局＞資料にモデル図があるが、これからの展望を先生方に相談して課題を洗い出すのが一つのテーマだった。モデル図は現状把握と今後についての整理。報告書には文章としてまとめる。現在、福祉部局と防災部局が中心になって

要援護者対策を担っている。台帳は持っているだけでは役に立たないので地図とリンクさせ、いかに活用するかというのが今回の主旨。その上での問題が、情報共有や開示のタイミング。要援護者の情報をいろんな団体や事業所がそれぞれ持っている。その中で漏れている人をカバーするのに要援護者台帳を利用して欲しい。実際支援するのは町内会、消防団・自主防災会、近隣住民・地域支援者や防災ボランティアだが、現状は顔の見える関係まで至っていない。都市部になればなるほど難しくなる。どこに誰が住んでいるかもわからない。輪島市の例で、十数年前から福祉マップを作る取組みをしているところは、地図に落とし込む過程で民生委員の記憶に要援護者情報が入っていたので動けた。いかに認知地図を作ることに活用できるか。一方で行政の持っている情報はそのまま開示できないので、現場とうまくかみ合わない。情報を開示するのではなく、避難訓練に要援護者の参加を呼びかけて顔の見える関係を作るのが課題。要援護者自身が街を点検して要望を申し出ていくのも課題。自主防や自治会によっては温度差があるのが現状で、地域から声が上がるのを待っている状態。行政からもどういうふうにそういう風土を育てていくかを考えて欲しい。福祉団体、当事者の側からも提案していけるようなものを、来年度以降考えたい。システムをいかに活用できるかを皆さんと考えたい。

大府市＞357 名の要援護者名簿がある。名簿情報は自治会（自主防災会）、民生委員と共有している。また、社会福祉協議会が事務局の「地区福祉委員会」の委員長も自治区長が兼務している地区が多く、要援護者本人から自治会との情報の共有について同意をとっているため、地区福祉委員会とも共有されているといえる。しかし、実際には、自治会は区長、区長代理、せいぜい役員までの共有にとどまっている。民生委員とは 132 名全員と名簿情報の共有ができている。取組みは地区によって温度差があるが、進んでいる地区では、要援護者を巻き込んだ避難訓練を行ったり、地域でマップ作りをしているところもある。また、ある地域では、地域独自の災害時要援護者避難支援マニュアルを作成することとなり、大府市で災害時要援護者避難支援マニュアル（案）を決め、それにしたがって地域独自のマニュアルの作成に至った。次に災害時要援護者情報をマップに落とし込んだが、要援護者がどういう行動をしているかを知らないと意味がないと意見が出たので、家庭訪問することになった。ファーストコンタクトは民生委員だが、民生委員だけが行動したのではだめで、目的は地域で顔の見える関係を作ることなので、出来るだけ多くの地域の人が行動に移すことが大切である。また、要援護者登録する場合は、要援護者自身から地域に要援護者情報を共有しても良いかの許可を必ず取る。基本的には地域支援者は自分で決めていく。マップ作りも名簿作りもマニュアル作りも、地域で顔の見える関係作りのための手段として取り組んでいる。今後の取り組みとして、どうやってこのＧＩＳシステムを活用していくかを考えたい。

知多市＞作成した名簿を民生委員、社会福祉協議会に開示している。平常時の活動、災害時の安否確認に使うことの同意確認も得ている。名簿提供は、町内会や自主防から要援護者対策に取り組みたいと申し出があった場合、個人情報の取扱いの協定を結んでいるところに開示する。中心は福祉部局だが地域の協力なしでは意味がない、いかに地域の人を巻き込んで組織的に取り組むかが

問題点。市民活動推進課、防災安全課と市役所内での組織化。

幡豆町＞名簿作成が遅れている。防災ボランティアグループが防災訓練などの啓発活動を行っている。名簿作りについては、そういうボランティアグループが行政で把握しきれない部分を補っていく形でできればと考えている。防災訓練等を通じて啓発活動をしていきたい。

甚目寺町＞台帳はまだできていない。災害ボランティア等はあるが、バラバラに動いているのをどうまとめていくか。ＧＩＳシステムは難しそうなので勉強会をしてほしい。

委員＞いろいろな行政の方が参加して問題点、それぞれの環境が整理されて意味があったと思います。誰のためのものか、何が出来るかをもう少し整理した方が良い。名簿作りとか地域のつながり作りとか、平常時の話があったが災害時も大事。所在、安否確認、避難判断、避難所の検討など一連の流れを描いて、どこを目指すのかを議論できれば良かった。

委員＞ＧＩＳシステムが使われるのは初動期になる。行政は３日間動かないので自助でという話になる。そのときにどう活用するか。町内会や自主防は短期で交代なので、民生委員と一体で動かないと、町内会や自主防が責任持ってやるのは難しい。行政などは個人情報に厳しいが、地域の方では緩いので、いかにそういう情報が緩いところで使えるか。町内会や民生委員を行政がどういう支援が出来るか。NPO 法人の事業の方で障害者に的を絞ったガイドラインを作成しているが、精神や知的の方は隠す傾向にある。そういう方をどういうふうに救うか。

静岡県＞1 回目の検討会で要援護者対策が進んでないと発表したが、今は少しずつ進んできている。全体計画から策定が進んでいる。課題は部局間との連携。あとは温度差。県としては計画を作るのは各市町村なのでどういう支援をするかということで、こういう会議で得た情報を県内の各市町村に周知することで支援したい。

委員長＞今年度は台帳の整備状況や各自治体の状況を調べた。これからの基本は台帳作りになっていくと思うが、台帳をどう活かしていくかを考えないといけない。認知地図作りや顔の見える関係作りがこれからのテーマ。民生委員は重大な役目を担っていて負担が大きいが、民生委員を減らそうという動きがある。そこで行政がどう解決していくか。次に、温度差があるのはしょうがない。熱い人が低い人を引っ張るしかない。

事務局＞今回が最後の検討会。このシステムはあくまでも災害対策のツールで、動かすのは人間の力、人間関係をどう作っていくか。また、支援をされる側が情報発信をしないとうまくいかない。個別避難支援プランは自分でつくらないと他の人は動いてくれない。来年度以降もそういう活動を行っていく。

事務局＞誰のためのものか、何が出来るのかを改めて整理する必要がある。名簿を持っている行政が災害時に支援してくれるという風土がある。実際に支援を担うのは住民。どうやってやってもらうかが課題。災害時に名簿が誰にわたってどのようになるのかというシナリオ作りを来年度以降はっきりさせたい。

資料内容

資料１　「要援護者台帳と個人情報保護に関する調査　調査結果」……*本稿 p.53*
資料２　「要援護者ＧＩＳ避難システム配布先リスト」……*本稿 p.98*

第３回災害時要援護者避難支援対策検討会参加者

氏名		所属
1	正木和明	愛知工業大学
2	建部謙治	愛知工業大学
3	山下眞志	特定非営利活動法人　NPO 愛知ネット
4	瀧本佳廣	愛知県健康福祉部地域福祉課
5	久米敦子	静岡県厚生部管理局政策監付
6	嶋崎広高	幡豆町
7	猪飼健祐	大府市
8	伊与田	松阪市
9	大谷真一郎	熊野市
10	松村亮	知多市
11	最上敏和	富士市
12	栢本	名張市
13	杉山由記	熱海市
14	山口	沼津市
15	神谷義直	高浜市
16	松永裕一	甚目寺町
17	大家英樹	御浜町
18	水谷真	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス
19	菅沼良平	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス
20	湯浅達也	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス
21	内海千恵子	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス
22	須藤倉生	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス
23	河村恵子	社会福祉法人 AJU 自立の家わだちコンピュータハウス

6．モデル整備事業について

(1) 目的

従来、ＧＩＳシステムが大がかりで、地図データも高価なために導入が進まない現状があったが、安価で、簡単操作、災害現場に強く平常時にも活躍できるシステムを開発する（災害時要援護者避難支援対策のツールづくり）。東海・東南海・南海地震ならびに都市直下型地震の危険性の高い東海地方の市町村にモデル的に導入し、全国的な導入を促す。要援護者台帳の登録と地域住民との協働をベースに自助・共助・公助の災害に強いまちづくりの風土を醸成する。

(2) 配布対象

愛知・岐阜・三重・静岡県における、災害時要援護者台帳を整備済み、または整備を計画中の自治体で、今後ＧＩＳを使った避難支援システムの導入を検討している市町村（意向調査して導入先を選定、導入）

(3) 配布先市町村の選定状況

愛知・岐阜・三重・静岡県の市町村（福祉及び防災部局）、ならびに市町村社協を対象に、「災害時要援護者対策に関する実態調査」を実施し、意向を確認した。

	全市町村数	応募団体数	辞退等	決定団体数
愛知県	61	6	1	5
岐阜県	42	3	―	3
三重県	29	4	―	4
静岡県	37	8	3	6(5)
合　計	169	21	4	18(17)

静岡県では、事業実施期間中に市町村合併があったため、最終的に１団体減少した。

(4) 選考基準および配布先団体について

選考基準は以下の２点とした。

１．要援護者台帳を整備済みか、もしくは計画中で、避難支援プランに取り組もうとしているところ。

２．紙地図ベースではなく、ＧＩＳ地理情報システムを効率的に管理しようとしているところ。

配布先団体及び選考理由は以下のとおりである。

	自治体名	選考理由
愛知県	Ａ市	福祉マップの更新及び要援護者台帳のGIS化に積極的に取り組む
	Ｂ市	社会福祉協議会主催の地域防災訓練に参加　地域への取り組みにGIS防災マップを利用
	Ｃ市	今後地域への防災教育へのツールとして利用を促進
	Ｄ町	今後地域への防災教育へのツールとして利用を促進
	Ｅ町	以前よりＡＪＵとの関わりがあり、障害者計画等に取り組んでいる
岐阜県	Ｆ市	岐阜県統合型GISが使いづらいとの意見があり、簡易型のGISシステムを検討している。
	Ｇ村	要援護者台帳整備以降、個別避難支援プラン計画に近隣市町村と連携を図るために活用の意向あり。
	Ｈ村	要援護者台帳整備以降、個別避難支援プラン計画に近隣市町村と連携を図るために活用の意向あり。
三重県	Ｉ市	市社会福祉協議会が今年度町内会で手書きの紙地図防災マップ作りを行ったが今後市内 42 町内会へ住民参加型防災マップを作る予定がある。
	Ｊ市	三重県南部地域で津波対策が急務でありGISシステムを使用し緊急時避難情報の効率化を上からも導入検討をしている。
	Ｋ市	災害時要援護者対策に積極的であり今年度地域住民参加による防災訓練に障害当事者の意見を反映したセミナーを開催予定。GISシステムの公開により訓練の効果が期待できる。
	Ｌ町	三重県南部地域で津波対策が急務でありGISシステムを使用し緊急時避難情報の効率化を上からも導入検討をしている。
静岡県	Ｍ市	地域住民だけではなく、観光客等への対策も検討している。
	Ｎ市	防災ボランティア活動が積極的であり、福祉課防災課へのＰＲに関心があり社会福祉協議会と連携が期待できる。
	Ｏ市	要援護者対策への取り組みが積極的であり、今後の活用が期待される。
	Ｐ市	防災備蓄でも積極的　地元の障害者団体が積極的に関わり、今後静岡県でのモデル地域として期待できる。
	Ｑ町	広域圏で対応　平時に活用する可能性が高い。

(5) 配布方法等について

配布先への訪問、当法人の用意した会場にノートパソコン持参で集まっていただきセットアップ及び講習会開催、ノートパソコンを預かってセットアップしたものを返送、もしくはセットアップＣＤを郵送した。

配布方法	団体数
配布先への訪問、セットアップ	8
ノートパソコン持参で集まっていただきセットアップ及び講習会開催	7
ノートパソコンを預かってセットアップしたものを返送	1
セットアップＣＤの郵送	1
合　計	17

7．GIS 要援護者避難支援システムについて

(1) はじめに

今回では、市町村の災害時要援護者名簿管理の仕掛けとして、住宅地図データと連動したＧＩＳ要援護者支援システムを開発した。

名簿を整備しただけではいざというときに役に立たないこと、「人－街－事」を地図上で有機的に時系列で結びつけられる仕組みが必要なこと、などがねらいである。また、民生委員を始めとする地域支援者、災害時要援護者自身が参加する地域防災プログラムにおいて、日頃から活用できるツールとなることをめざして開発した。

(2) コンセプト

これまでの大がかりなＧＩＳシステムの問題点を踏まえ、「簡単操作」「拡張性」「災害現場に強い」「平常時にも活躍」「セキュリティ」等の要件を満たすものとした。

①簡単操作…住所や氏名の検索から瞬時に地図を表示し場所を確認できる。
②拡張性…要援護者台帳の項目を増やしたり、ハザードマップ等を追加できる。
③災害現場に強い…ノートパソコンで動くので、場所を選ばず、即座に稼働する。
④平常時にも活躍…日頃の防災訓練や避難訓練に活かすことができる。
⑤セキュリティ…ユーザのアクセス権設定を始め、情報漏洩に対する対策を実現した。

(3) システム名称

ＧＩＳ災害時要援護者避難支援システム「Town Watcher（タウン ウォッチャー） ver1.1」

(4) 開発期間

平成 20 年 10 月～平成 21 年３月（６か月）

(5) 動作環境

対象 OS
- Microsoft Windows 2000 Professional SP4
- Microsoft Windows XP Professional SP2／SP3
- Microsoft Windows Vista Home Premium SP1
- Microsoft Windows Vista Business SP1

CPU
- Intel Core 2 Duo 1.8GHz 以上を推奨

メモリ 1GB 以上を推奨

ディスプレイ 1024×768 以上（16 ビットカラー以上）

その他必要条件
- Microsoft Internet Explorer 5.01 以降
- Microsoft .NET Framework 2.0 SP1

(6) システム概要

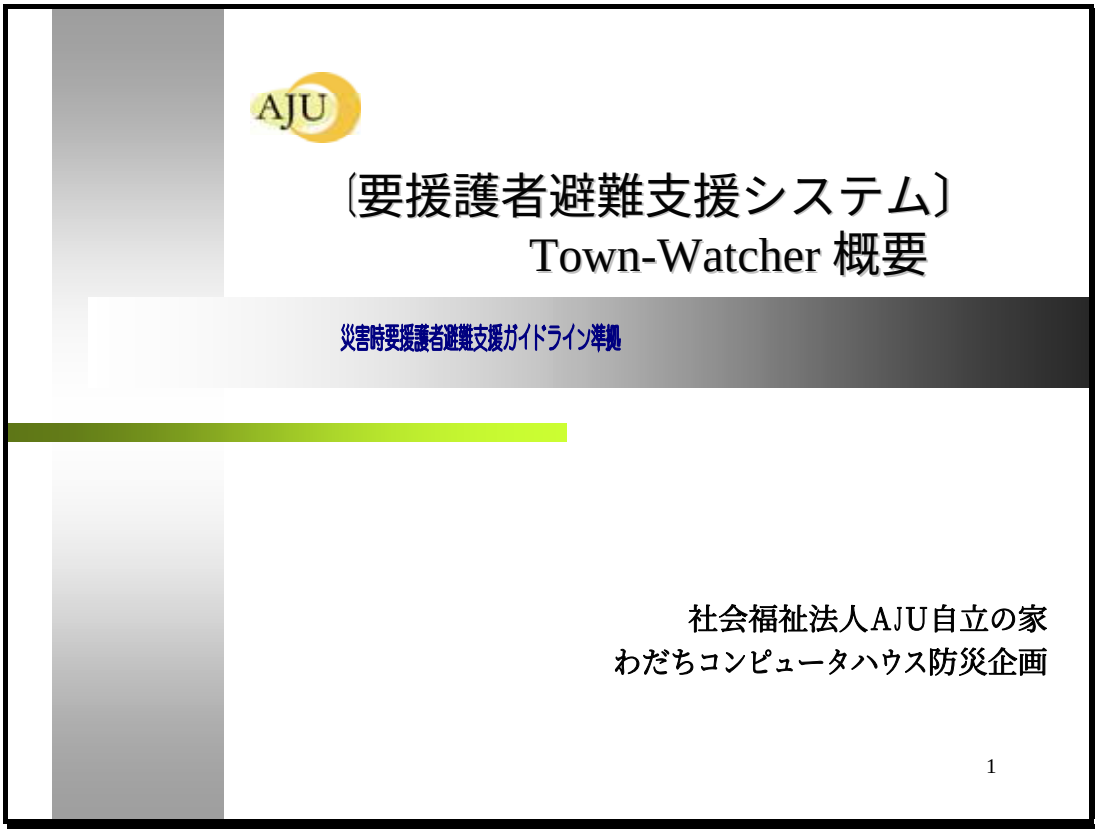
AJU
〔要援護者避難支援システム〕
Town-Watcher 概要
災害時要援護者避難支援ガイドライン準拠
社会福祉法人AJU自立の家
わだちコンピュータハウス防災企画
1

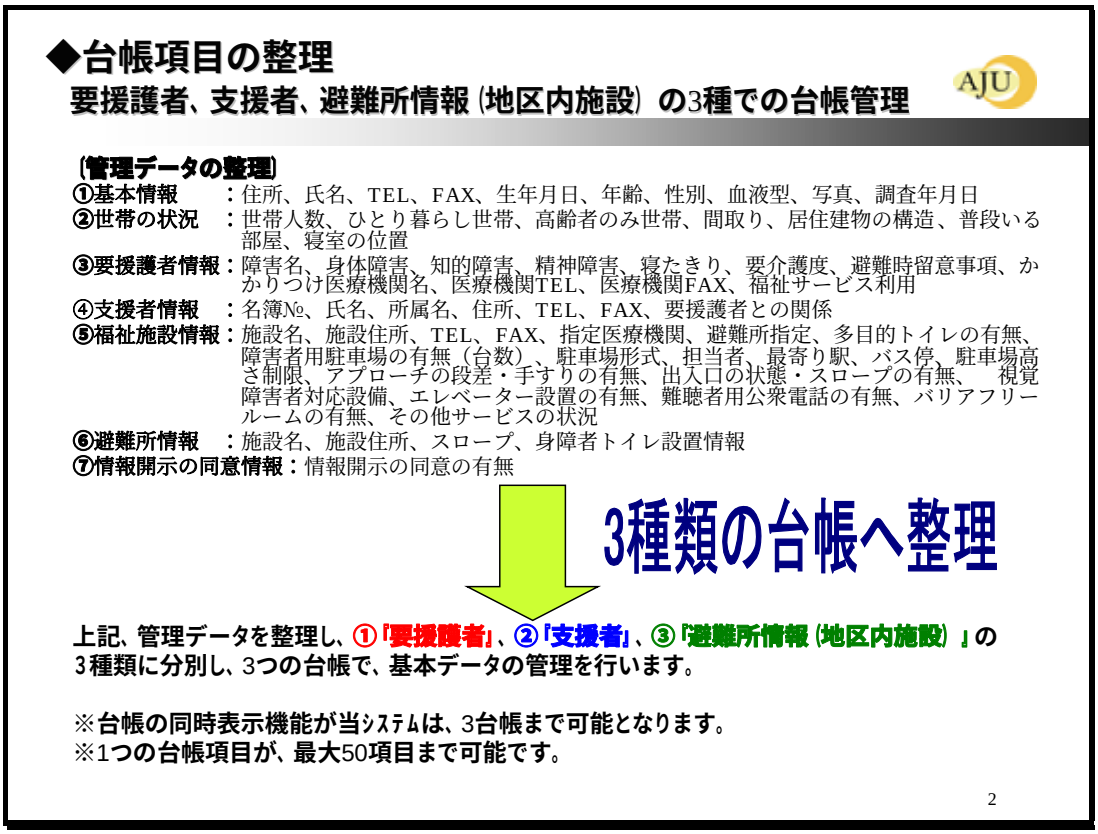
◆台帳項目の整理
要援護者、支援者、避難所情報（地区内施設）の3種での台帳管理
AJU
〔管理データの整理〕
①基本情報　：住所、氏名、TEL、FAX、生年月日、年齢、性別、血液型、写真、調査年月日
②世帯の状況　：世帯人数、ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯、間取り、居住建物の構造、普段いる部屋、寝室の位置
③要援護者情報：障害名、身体障害、知的障害、精神障害、寝たきり、要介護度、避難時留意事項、かかりつけ医療機関名、医療機関TEL、医療機関FAX、福祉サービス利用
④支援者情報　：名簿№、氏名、所属名、住所、TEL、FAX、要援護者との関係
⑤福祉施設情報：施設名、施設住所、TEL、FAX、指定医療機関、避難所指定、多目的トイレの有無、障害者用駐車場の有無（台数）、駐車場形式、担当者、最寄り駅、バス停、駐車場高さ制限、アプローチの段差・手すりの有無、出入口の状態・スロープの有無、視覚障害者対応設備、エレベーター設置の有無、難聴者用公衆電話の有無、バリアフリールームの有無、その他サービスの状況
⑥避難所情報　：施設名、施設住所、スロープ、身障者トイレ設置情報
⑦情報開示の同意情報：情報開示の同意の有無
3種類の台帳へ整理
上記、管理データを整理し、①「要援護者」、②「支援者」、③「避難所情報（地区内施設）」の3種類に分別し、3つの台帳で、基本データの管理を行います。
※台帳の同時表示機能が当ｼｽﾃﾑは、3台帳まで可能となります。
※1つの台帳項目が、最大50項目まで可能です。
2

◆画面イメージ①

●要援護者、支援者台帳と地図情報のリンク●

3

◆画面イメージ②

●要援護者・支援者・防災情報の表示●

4

◆画面イメージ③
●防災情報など、画像データと台帳のリンク●

5

Town Watcherの特徴

●誰にでも扱えるシステムの構築

・基本的な地図検索・表示から、専門的アプリケーションにも見られる台帳管理・図形描写・条件検索までを標準搭載しました。さらに、操作性を向上させるために一般的なパソコンソフトに近いインターフェイスを採用しました。導入から実用までの期間を短縮することが可能です。

●地図データ (OA-Town II) の使用

・住宅地図DBの特徴として、全家形入りのデータであるので、緊急時 (災害等) の現状把握に優れて、また地図データのみを最新の地図に入れ替えることも可能です。

①簡単操作…住所や氏名の検索から瞬時に地図を表示し場所を確認できます
②拡張性…要援護者台帳の項目を増やしたり、ハザードマップ等を追加できます
③災害現場に強い…ノートパソコンで動くので、場所を選ばず、即座に稼働
④平常時にも活躍…日頃の防災訓練や避難訓練に活かすことができます
⑤万全のセキュリティ…情報漏洩に対する万全な対策

6

8．災害時要援護者避難支援セミナー報告

（当日資料より）

災害時要援護者の避難支援・
避難生活支援セミナー

過去の被災体験を生かした支援の仕組みづくり

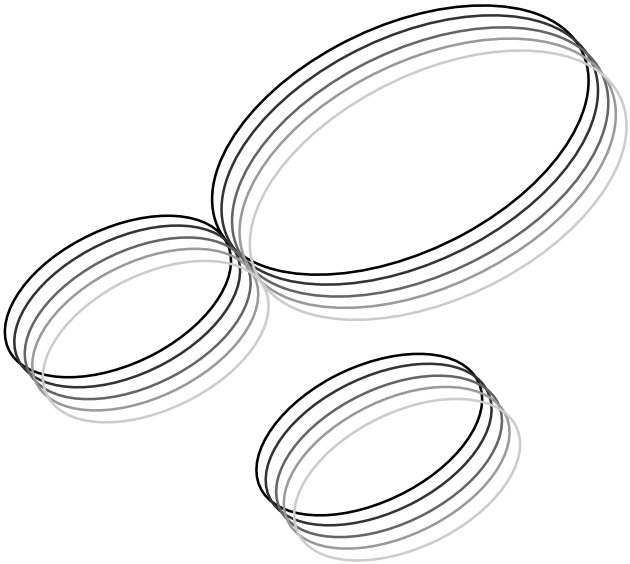

日　時　平成 21 年３月 27 日（金）　13:00～16:00
会　場　名古屋市総合社会福祉会館、大会議室
主　催　社会福祉法人ＡＪＵ自立の家

後　援　愛知県、名古屋市、愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会

平成２０年度厚生労働省社会福祉推進事業　補助事業

開催要項

趣　旨

近年は各地で大地震が頻発し、東海地方も高い確率で予測される東海地震・東南海地震・南海地震の連動や都市直下型地震などによる大災害が危惧されます。

今回のセミナーでは、中越沖地震の被災地での要援護者支援を振り返り、水害、地震、豪雪と幾度も災害を体験した柏崎市での要援護者支援の進化を検証します。災害時要援護者台帳の整備と、災害時における活用の課題に迫ります。

また、ＧＩＳ（地理情報システム）を用いたハザードマップや要援護者避難支援の方策と、地域防災力の向上について一緒に考えてまいります。

主　催

社会福祉法人　ＡＪＵ自立の家

後　援

愛知県、名古屋市、愛知県社会福祉協議会、名古屋市社会福祉協議会

日　時

平成２１年３月２７日（金）　13:00～16:00

会　場

名古屋市総合社会福祉会館、大会議室
〒462-8558　名古屋市北区清水四丁目 17 番１号

対象者

自治体消防・防災関係者、保健福祉関係者、社協関係者、
障害当事者団体、災害ボランティア、福祉サービス事業者
※ 参加意向があれば誰でも参加可能とする

展　示

避難所間仕切セット、防災用品の展示
ＧＩＳ（地理情報システム）を使った外出支援・避難支援システム

プログラム

主催者挨拶・趣旨説明 ・・・

資　料

講　演・・・

被災現場からの報告・・・

今後の展開への提案 ・・ 15：20〜15：40

『要援護者自身の参加する防災タウンウォッチングと ＧＩＳ災害時要援護者避難支援システムの提案』

わだちコンピュータハウス　所長　水谷真

当日資料４

（本稿では p115 参照）

セミナー参加者

参加者内訳

議会	４名
行政	９名
社会福祉協議会	２名
福祉施設	４名
障害当事者団体	４名
災害ボラ	２１名
合　　計	４４名

名古屋市	２２名
愛知県	２０名
岐阜県	１名
三重県	１名
合　　計	４４名

9．まとめ及び提言

A．まとめと提言

今回の事業で行われたＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムは、自治体における災害時要援護者台帳の有効活用を図るためのベースシステムを開発・提供するための試みとして重要な一歩となるが、今後、いかにしてシステムの利活用を進めていくか、またそうした利活用を進めるためのシステムの改善などが重要なテーマとなると考えられる。

(1) ＧＩＳの分析機能を生かした計画作り

ＧＩＳを用いた避難支援システムの基本的な機能として、要援護者の位置などをデジタル地図上に表示させることができる。現在の所このような機能が多く自治体の担当者に着目され、システムの主要な活用シーンとしては、災害発生時に、災害発生場所に居住する要援護者をすみやかに検索するといった利用が想定されている。すなわち、要援護者台帳の地図上での整理という点でＧＩＳが利用されることが目的とされている。

しかし、ＧＩＳは、災害発生時のデジタル台帳としてだけではなく、事前の要援護者向けの避難支援計画を作成・分析・改善するためのツールとしても利用可能である。例えば、台帳に記載された要援護者と援護者の位置関係・結節関係に関する分析を行うことで、援護者の重複の抽出や要援護者と援護者の居住地間距離などの分析を通じて、現実的な援護者の見積や空間的な援護ニーズに関する分析を行い、それらに対する対策が行われた場合その効果を図ることができる。

また、ハザードマップ、住家の脆弱性等と災害時要援護者台帳データを重ね合わせて分析することによって、災害の発生の可能性が高い場所に居住する要援護者を抽出し、対策を行う順位を見積もったり、ゲリラ豪雨の発生など地域的に限定された災害など、被害の地域差が想定される場合に、緊急的・優先的に自治体・消防などが対応を行う対象者を抽出したりするなどの対応を行うことができる。

このように、単に台帳をデジタル管理するだけでなく、計画立案・対応行動の策定に向け、ＧＩＳを有効に活用することが必要であると考えられる。

(2) ボトムアップ型の支援計画づくり

災害時要援護者台帳を実際の地域防災の現場に役立てるならば、そういったデータが、災害の発生する地域社会・コミュニティなどで、日常的に利用されることが必要である。災害時要援護者避難支援システムでは、要援護者の位置などを記した地図を出力可能であるが、災害の発生時に初めてその地図を出力・利用するのではなく、事前の訓練などで、そういった地図を利用することで、援護者が要援護者の居住している場所やその経路上の危険性などその地域の頭の中の地図「メンタルマップ」（中村・岡本　1993）をつくっておくことが重要である。すなわち、災害発生時には印刷された地図ではなく、要援護者の「メンタルマップ」に基づいて行動できるように、災害時要援護者避難支援システムでつくられる地図を利用するので

ある。

林平（2008）によると、2007 年の能登半島地震で主要な被害地となった輪島市諸岡・黒島・門前地区では、民生児童委員や福祉推進員が中心となって「地域見守りマップ」を手作りで作成し、地震発生時に短時間で高齢者などの安否確認が行われた事例が報告された。手作りの地図を作ることで、援護者側の「メンタルマップ」が形成され、実際には「地域見守りマップ」をみることなく、行動ができたという。

ＧＩＳが作る地図は、美しく整理され、出力が可能であるが、むしろ災害直後には援護者の「メンタルマップ」に基づいて行動できるよう事前の準備を進めること、そのためにこうした地図を利用することが、援護活動を短時間かつ効果的に行う上で重要な点となると考えられる。この点を考えると、要援護者台帳データをプライバシーの問題などで災害時にしか利用できないことは、災害発生時に速やかに援護者が行動を取るための準備を行う上で大きな妨げとなりうる。

また、この輪島市の事例やこのプロジェクトで調査を行った農村部では、普段から顔の見える関係・地縁的な関係があるため、要援護者の安否確認・避難所の運営に関わる問題が大きくならなかった。一方都市部では、そうした地縁的な関係が希薄な地域も多く、また人口の移動も多いため、顔の見える関係が自律的には作られにくい状況にある。ＮＰＯや支援団体と連携を行いつつ、コミュニティ内の狭い範囲で要援護者台帳の情報を共有化し、情報を利用した訓練や、要援護者支援活動などを行うことが必要になると考えられる。

このように、ボトムアップ型の支援計画作りを進めるために、システムを利用することが重要である。将来的な方向性としては自治体内部だけではなく、限定されたユーザ内で情報を共有することが可能なシステムへ発展することが期待される。

文献

中村豊・岡本耕平（1993）メンタルマップ入門　古今書院　147p.
林平成子（2008）能登半島地震における要援護者支援について－要援護者マップづくりとふだんからの見守り－
ＡＪＵ自立の家主催（2008 年９月５日）第４回災害時要援護者避難支援セミナー

B. 展開例

今回の事業では、災害時要援護者対策をめぐる自治体の取り組み状況の調査、被災地ヒアリング等を通して、要援護者・支援者の情報を地図上で結びつけたり、災害時における要援護者の安否確認や個別支援に役立つツール開発とそのモデル的整備までを課題とした。しかしＧＩＳ避難支援システムを配布して終わりではなく、要援護者支援をはじめとして、これからどのように地域の防災力の向上につなげていくかということが、実際には大事なポイントである。

以下、ＡＪＵがこれまで行ってきた取り組みを交え、今後の展開例を簡単に紹介する(平成21年３月28日､災害時要援護者避難支援セミナーにて発表した資料より)。

地域の要援護者、支援者とともに行う避難支援プログラムと

GIS避難支援システムのご提案

社会福祉法人ＡＪＵ自立の家
わだちコンピュータハウス

はじめに

被災者の思いと現場感覚、

障害当事者の視点を生かして

地域の防災力のアップのために

災害時要援護者とともに行う
防災タウンウォッチング

1 目 的
名古屋市では災害に強いまちづくりの一環として地域における「助け合いの仕組みづくり」を進めています。災害時要援護者の避難支援対策を進める上でも重要です。防災タウンウォッチングでは、地域の皆さんと防災の視点から街を点検し、障害当事者の意見を反映した防災マップ作りを行い防災意識の啓発と高揚を図ることを目的として開催します。

2 日 時 平成21年3月7日(土) 13:30～17:00
3 場 所 名古屋市昭和区松栄学区、御器所学区
4 参加費 無料
5 参加者 約40名
地域住民、障害当事者、障害者当事者団体、区社協職員、
災害ボランティア、福祉サービス事業者等
6 昭和区社会福祉協議会、社会福祉法人AJU自立の家

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

タイムテーブル

13:30～14:00	オリエンテーション 等
14:00～15:15	防災タウンウォッチング 災害時要援護者と共に避難経路を歩きながら危険個所チェック
14:05～15:15	地図上に落とし込む
15:15～15:30	グループ成果発表
16:45～17:00	調査まとめ

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

オリエンテーション

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

出発前の集合写真

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

タウンウォッチング中の様子

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

タウンウォッチング中の様子

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

実際に見てきたことを地図上に書き込む

災害時要援護者とともに行う防災タウンウォッチング

成果発表

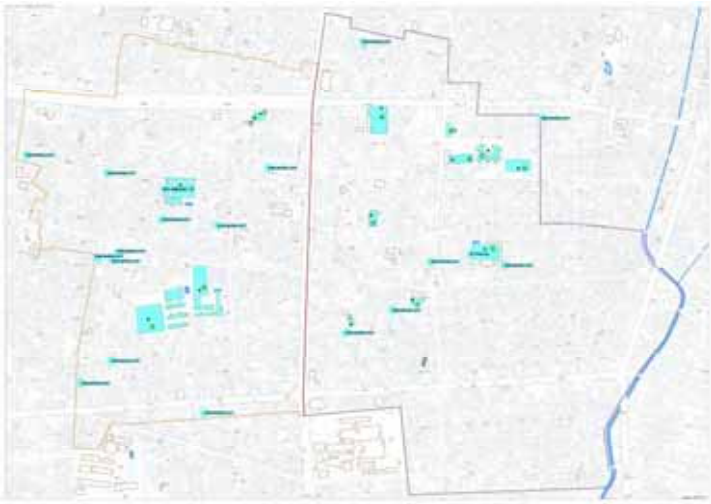

タウンウォッチングに使用した地図（TownWatcherからA0サイズで出力）

災害時要援護者避難支援プログラム

ねらい

住民相互が連携した地域防災力の強化

○日常の活動を通じた地域防災力の強化
・研修会などを通じた地域の要援護者支援に関する人材の育成

○ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化
・地域住民も参加した要援護者マップの作成や要援護者搬送訓練の実施

↓

個別支援プログラムへ

災害時要援護者避難支援プログラム

被災体験を交えた障害当事者による防災講演会

災害時要援護者避難支援プログラム

要援護者＋民生委員（避難支援者）による避難訓練

災害時要援護者避難支援プログラム

避難所に着いたら要援護者台帳登録・更新

災害時要援護者避難支援プログラム

自治体、自主防災会による避難所生活の説明

災害時要援護者避難支援プログラム

避難生活を支えるグッズの紹介

災害時要援護者避難支援プログラム

避難生活を支えるグッズの紹介

災害時要援護者避難支援プログラム

間仕切りセット組み立て体験ワークショップ

災害時要援護者避難支援プログラム

ハイゼック米と豚汁の炊き出し

災害時要援護者のためのDIG防災訓練

視覚、聴覚、肢体、内部障害の障害当事者が参加

災害時要援護者のためのDIG防災訓練

障害当事者のほか地域の防災ボラ、市職員、消防署員、区社協から参加

災害時要援護者のためのDIG防災訓練

GIS（地理情報システム）活用の背景

「対象者を台帳化するだけでは災害時の対応は難しい」
「マップがないと家の配置や道順が分かりにくい」
「台帳よりは、ふだんから民生委員や福祉推進員が要援護者宅を訪問していたことで土地勘があり、顔見知りになっていたことが役に立った」

↓

要援護者・支援者の情報を地図上で結びつける
安否確認・個別支援のツールとして活用

内閣府「災害時要援護者対策の進め方について」平成19年3月より

国の提唱する災害時要援護者対策

Ⅰ 災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

Ⅱ 平常時からの福祉関係者との連携

Ⅲ避難準備情報等の発令の判断基準の設定

Ⅳ要援護者の範囲の決定

○支援すべき要援護者の優先度の検討
・支援対象者は、①支援の必要性②家族・地域の支援力③居住地の災害への脆弱性といった3つの視点から検討

Ⅴ 関係機関共有方式による要援護者情報の共有

内閣府「災害時要援護者対策の進め方について」平成19年3月より

国の提唱する災害時要援護者対策

Ⅵ住民等と連携した地域防災力の強化

○日常の活動を通じた地域防災力の強化・研修会などを通じた地域の要援護者支援に関する人材の育成

○ワークショップや訓練を通じた地域防災力の強化・地域住民も参加した要援護者マップの作成や要援護者搬送訓練の実施

Ⅶ福祉避難所の設置・活用による支援

○福祉避難所の設置に係る事前準備
・平常時から、社会福祉施設等と協議し、災害時における福祉避難所としての活用について協定を締結しておく

○発災時における福祉避難所での対応
・発災時には、福祉避難所をできる限り早期に開設し、要援護者に対する適切な支援を実施

内閣府「災害時要援護者対策の進め方について」平成19年3月より

時系列的な災害時要援護者支援活動のフローチャート

平常時	避難行動時	避難生活時
1 内部体制の整備	1 災害警戒･情報収集	1 避難所での初動対応
2 関係機関との連携	2 避難準備情報の発令	2 避難支援関係者連絡会議の設置
3 情報伝達体制の整備	3 安否確認	3 応急対応
4 要援護者情報の収集･共有	4 避難行動支援	4 避難生活の終了
5 避難支援プラン作成	5 避難所等	
6 訓練等･避難支援プランの見直し		

要援護者台帳をめぐる課題

①個人情報保護の過剰反応
役所内、地域住民への情報開示が難しい（民生委員ですら）

②仮に台帳の開示を受けても･･

③地域支援者がいない
民生委員、町内会長等、一部の人への負担が大きい

④地域ごとの温度差
温度差は仕方がないとして、いかに引き上げていくか

などなど

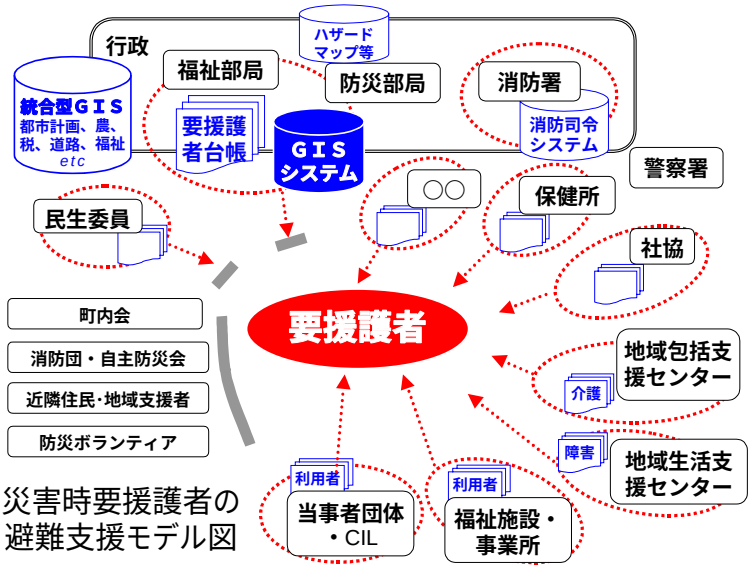

災害時要援護者の避難支援モデル図

今後の課題

①多様な主体の存在

地域防災に役立つ情報や意見の集約、発見、議論の場づくり、顔の見える関係づくり

②公民協働型防災ＤＢ

分散・相互運用、

③きめ細かな地域防災マップ作成

防災訓練・タウンウォッチングの成果を蓄積
住民（当事者・支援者）どうし顔の見える関係
個人単位、コミュニティ単位でのマップ作成支援

④災害リスク情報の収集・発信・共有

リスク認知→地域防災マップ、被害想定、体制整備

⑤災害リスクシナリオの作成支援

災害事例、被災体験、制度、推奨行動

資料編

資料１　市町村災害時要援護者対策に関する実態調査　調査票

資料２　要援護者台帳と個人情報保護に関する調査　調査票

資料１

市町村災害時要援護者対策に関する実態調査　調査票

記入者

自治体名 (団体名)		TEL	
担当課		FAX	
氏　名		E-mail	

☆「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」への応募の採択の連絡に必要ですので、必ずご記入下さい。

問１　災害時要援護者対策の取り組みに関する庁内体制はどのようになっていますか。（単数回答）

１．複数の課で共同して取り組んでいる
　（担当課名：　　）
２．単独の課で取り組んでいる（担当課名：　　）
３．要援護者対策についてはまだ取り組んでいない。又は体制を検討中

問２　要援護者台帳の整備状況はどのようになっていますか。（単数回答）

１．要援護者台帳の整備は終わっている
２．要援護者台帳を現在整備中である
３．要援護者台帳を整備する予定がある
　（作成・予定年度　　年度）
　問２－１、問２－２、問２－３、問２－４へ
４．要援護者台帳の整備の予定はない　→　問２－４へ

問２－１　問２で１～３と回答された方に伺います。要援護者台帳の対象の範囲はどれですか。限定条件（手帳の等級や要介護度区分など）がある場合はそれぞれの選択肢の括弧内に記入して下さい。（複数回答）

１．要介護認定を受けたもの（　　）
２．ひとり暮らしの高齢者（　　）
３．寝たきりの高齢者（　　）
４．高齢者だけで暮らす世帯（　　）
５．身体障害者（　　）
６．知的障害者（　　）
７．精神障害者（　　）
８．その他（具体的に：　　）

問２－２　要援護者台帳の対象者と総人口は何人ですか。

①要援護者数　（　　人）　②総人口　（　　人）

問２－３　問２で１～３とで回答された方に伺います。要援護者情報の内容はどれになりますか。（複数回答）

１．要援護者本人の住所、氏名、年齢、連絡先など基本的な情報
２．要援護者本人の介護、障害の状況などの健康状態に関する情報
３．要援護者の家族の氏名、連絡先に関する情報
４．担当の地域支援者の氏名、連絡先に関する情報
５．その他（具体的に：　　）

問２－４　要援護者台帳の整備の際の困難な点や台帳の整備をされていない理由等があれば記入して下さい。（自由記述）

問３　個別支援計画の整備状況、発災時の安否確認や個別支援の予定はいかがですか。

ａ．個別支援計画について（単数回答）

１．個別支援計画の整備は終わっている
２．個別支援計画は現在整備中である
３．個別支援計画はまだ整備されていない

ｂ．発災時の安否確認や個別支援について（単数回答）

１．安否確認や個別支援は行う予定でいる
２．安否確認や個別支援については現在検討中である
３．安否確認や個別支援の検討はしていない

問４　要援護者や地域支援者の参加した避難訓練・防災プログラムの実施状況はいかがですか。（単数回答）

１．要援護者、地域支援者ともに参加した訓練を行っている　→　問４－１へ
２．訓練は行っているが、特に要援護者、地域支援者への参加は呼びかけていない

問４－１　問４で１と回答された方に伺います。避難訓練･防災プログラムの実施主体はどこになりますか。（単数回答）

１．市区町村　　２．社会福祉協議会
３．消防署・消防団　　４．民生児童委員
５．自治会・町内会　　６．自主防災組織
７．その他（具体的に：　　）

問５　日頃の見守り活動との連携や要援護者の地域との関係性を築くための取り組み状況はいかがですか。（複数回答）

１．定期的に民生委員が要援護者を訪問している
２．ヘルパーステーション、給食サービスなどの訪問サービス事業所と連携し日常の様子などの情報を共有している
３．障害者や高齢者を交えたイベントを行っている
４．その他（具体的に：　　）

問６　災害時要援護者避難支援・避難生活支援のための防災備蓄として何がありますか。（複数回答）

１．段差解消のための簡易スロープ
２．間仕切り、パーティーション
３．屋外用テント
４．障害者や高齢者でも使える簡易トイレ
５．簡易ベッド
６．文字による情報提供装置
７．アレルギー対応の非常食
８．その他（具体的に：　　）

問７　ＧＩＳ避難支援システム等の導入状況はいかがですか。（単数回答）

１．ＧＩＳ避難支援システムは導入済み
２．ＧＩＳ避難支援システムの導入を検討している
} 問７－１へ
３．ＧＩＳ避難支援システムの導入はしていない　→　問７－２へ

問７－１　問７で１または２に回答された方に伺います。ＧＩＳ避難支援システムの導入や検討の際の問題点として何がありますか。（複数回答）

１．操作が複雑で使いこなせない
２．アドレスマッチング（住所データから地図上に落とし込む操作）が煩雑で膨大な作業量になる
３．ＧＩＳを整備する部署と発災時の支援を担う部署（団体）が異なる
４．地図データが高額
５．個人情報保護の問題が整理できない
６．庁内の情報システムとの整理が難しい
７．その他（具体的に：　　）

問７－２　問７で３に回答された方に伺います。ＧＩＳ避難支援システムの導入をしていない理由はどれですか。（複数回答）

１．操作が複雑で使いこなせない
２．ＧＩＳシステムや地図データが高額
３．個人情報保護の問題が整理できない
４．庁内の情報システムとの整理が難しい
５．その他（具体的に：　　）

問８　「ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業」への応募の意向はありますか。（単数回答）

１．応募したい
２．応募しない

問９　福祉避難所の指定、福祉施設等との協定はありますか

ａ．福祉避難所の指定（単数回答）

１．福祉避難所の指定はある（　　か所）
２．福祉避難所の指定はない

ｂ．福祉施設等との協定（単数回答）

１．福祉施設等の協定はある（　　か所）
２．福祉施設等の協定はない

問 10　防災ボランティア、福祉事業所、地元企業等の連携はどのようになっていますか。（複数回答）

１．避難訓練等を共同で行っている
２．避難所として施設使用・物資提供・人員派遣等の協定を企業としている
３．要援護者の普段からの見守り、安否情報の交換等を福祉事業所に依頼している
４．発災時の要援護者支援計画を防災ボランティア、福祉事業所等と行っている
５．その他（具体的に：　　）

問 11　災害時要援護者対策を進める上での問題点や課題、工夫、教訓などがありましたらお書き下さい。（自由記述）

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

資料２

要援護者台帳と個人情報保護に関する調査

記入者

自治体名 (団体名)		TEL	
担当課		FAX	
氏　名		E-mail	

問1　災害時要援護者の情報の収集や行政外の関係機関等を含めた情報の共有の方法として、どのような方式で行っていますか（又は、行う予定ですか）。

１．関係機関共有方式のみ　　２．同意方式のみ
３．手上げ方式のみ　　４．関係機関共有方式と同意方式
５．関係機関共有方式と手上げ方式　　６．同意方式と手上げ方式
７．関係機関共有方式と同意方式と手上げ方式　　８．検討中
９．未定
10．その他（　　）

問2　保有個人情報の目的外利用･第三者提供を可能とする取扱として、どのような手法をとられていますか（又は、どのような手法をとる予定ですか）。

１．個人情報の保護に関する条例等の目的外利用の規定を適用
２．保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会へ諮問し、了承を経て情報共有
３．その他（　　）

問3　次の1から4の状況下で災害時要援護者台帳をどの範囲まで開示または共有していますか。それぞれの状況下で開示･共有する範囲に○をつけてください。

※4．その他は1～3以外の状況があれば記入してください。

範　囲	台帳の開示・共有				
	１.平常時	２.警戒宣言発令後	３.発災後	４．その他（　　）	５．なし
１．台帳整備担当部局	1	2	3	4	5
２．庁内の関係機関	1	2	3	4	5
３．民生委員	1	2	3	4	5
４．町内会長・自治会長	1	2	3	4	5
５．消防団・自主防災会	1	2	3	4	5
６．地域支援者	1	2	3	4	5
７．市町村社会福祉協議会	1	2	3	4	5
８．地域包括支援センター	1	2	3	4	5
９．指定相談支援事業所	1	2	3	4	5
10．その他（　　）	1	2	3	4	5

問４　要援護者台帳作成にあたり、個人情報保護の観点で、問題点や工夫されたこと等があればお書きください。

ご協力ありがとうございました。

返送はわだちコンピュータハウス防災企画担当へメール（bousai@aju-cil.com）

もしくはファックス（０５２－８４１－１０１５）**でお願いします。**

【事務局名簿】

	氏　名	所　　属
1	水 谷　　真	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス　所長
2	菅 沼　良 平	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス
3	湯 浅　達 也	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス
4	内 海 千 恵 子	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス
5	須 藤　倉 生	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス
6	河 村　恵 子	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス
7	大 島 千 恵 美	社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス

【監修】

	氏　名	所　　属
1	正 木 和 明	愛知工業大学地域防災研究センター　所長
2	西村雄一郎	愛知工業大学地域防災研究センター　研究員

～厚生労働省「平成２０年度社会福祉推進事業」補助事業～

ＧＩＳを使った災害時要援護者避難支援システムのモデル整備事業報告書

平成 21 年３月発行

発　行

社会福祉法人ＡＪＵ自立の家

〒466-0037　名古屋市昭和区恵方町 2-15

TEL:052-841-5554　　FAX:052-841-2221

編　集

社会福祉法人ＡＪＵ自立の家　わだちコンピュータハウス

〒466-0025　名古屋市昭和区下構町 1-3-3

TEL:052-841-9888　　FAX:052-841-3788

E-mail:bousai@aju-cil.com